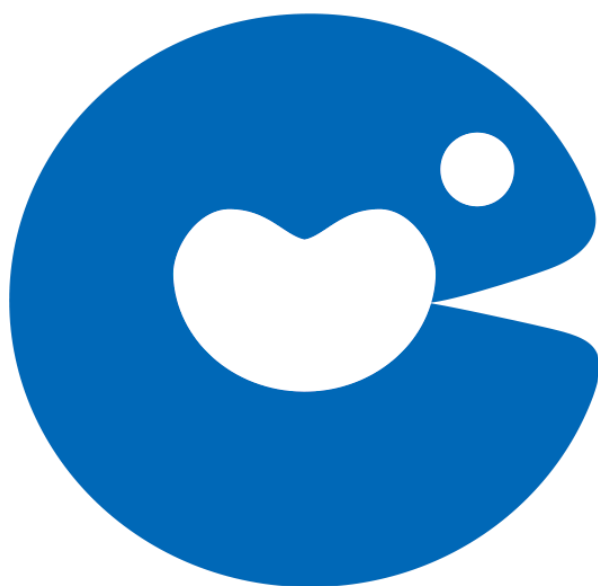


2025（令和7）年度

板橋区環境白書



ゼロカーボン
いたばし2050

2026（令和8）年3月



「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは 私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

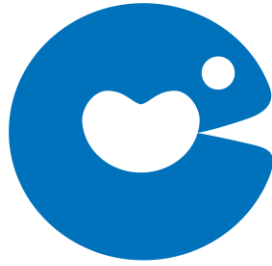
しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながら かけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するために 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

- 1 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します
- 2 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします
- 3 私たちは みどりや水 空気を大切に守り 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日



ゼロカーボン いたばし2050

Eat Carbon up to ZERO

近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、限りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実践します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和4年1月26日 板橋区長

坂本 健

はじめに

板橋区の環境課題は、これまでの大気汚染や水質汚濁などにより悪化してきましたが、区民・事業者・区が一体となって地域の環境改善に取り組むことで、着実な成果を生み出してきました。

しかし、近年では地球温暖化による気候災害の激甚化、海洋プラスチックごみの増加、生物多様性の喪失など、環境問題は複雑化・深刻化の一途をたどっています。このような状況を受けて、我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを開始しました。

板橋区においても、2022年1月に「ゼロカーボンシティいたばし 2050」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指して施策を推進しています。その一環として、2024年4月からはプラスチック資源回収に新たに取り組む、環境負荷の軽減に努めています。世界気象機関の報告によれば、2024年の地球平均気温は過去最高を更新し、1970年代以降の継続的な上昇傾向が加速しており、工業化以前比で1.5℃を上回る水準に達しています。こうした厳しい現実、気候変動への緊急対応の必要性を如実に示しています。

差し迫った環境問題への対応には、区民・事業者・区がそれぞれ「自分事」として認識し、協働することが不可欠です。私たち一人ひとりが環境問題への関心を高め、継続的に学習を深めながら、日常生活や業務の中で環境への配慮を実践することが求められます。同時に、区民・事業者・区が連携・協働する体制を強化し、組織的・継続的に環境改善に取り組んでいくことが重要です。

これまで区民・事業者の皆様のご協力的により、環境美化活動や環境保全活動を通じて、区内の環境改善が実現されてきました。本環境白書は、板橋区の環境現状と環境保全施策の実績を報告するとともに、区民の皆様とのパートナーシップ構築と個々の環境行動の促進を目指し、必要な情報を提供するものです。

今後、より充実した環境白書へと発展させるため、皆様からのご意見やご要望をお聞かせいただければ幸いです。最後に、板橋区の環境保全への取り組みに対し、一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

2026（令和8）年3月

板橋区資源環境部

目 次

第1部 環境基本計画の推進

- 1 「板橋区環境基本計画 2025」について ……1
- 2 計画の推進と進行管理 ……3
- 3 板橋区の環境と SDGs ……10

第2部 環境保全の取組

基本目標1 脱炭素社会の実現

- 1 板橋区の現状 ……12
- 2 環境施策の活動状況
 - (1) 区民・事業者における省エネ・再エネの推進 ……13
 - いたばし環境アクションポイント事業 ……13
 - 緑のカーテンの普及 ……14
 - 板橋区環境マネジメントシステム ……15
 - 企業の環境マネジメントシステム構築・維持支援 ……18
 - 環境に配慮した商店街への支援 ……19
 - (2) 建物や交通などインフラの脱炭素化の推進 ……20
 - 本庁舎及び区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入 ……20
 - 板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針 ……20
 - LED街灯 ……21
 - 板橋区の自動車公害対策 ……21
 - 自転車通行空間整備事業 ……22
- 3 関連計画・事業
 - 板橋区地球温暖化対策実行計画 ……23
 - 他自治体・海外とのパートナーシップ (ICLEI) ……24
 - 区におけるスマートシティへの取組 ……24

基本目標2 循環型社会の実現

- 1 板橋区の現状 ……27
- 2 環境施策の活動状況
 - (1) 板橋かたつむり運動の推進 ……28
 - 板橋かたつむり運動 ……28
 - 区民・事業者とのパートナーシップ ……28
 - 発生抑制 ……29
 - リサイクルプラザ ……30
 - (2) 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用 ……31
 - 清掃リサイクル事業の運営 ……31
 - ごみ出しルールの徹底 ……31
 - ごみ収集 ……32
 - 資源回収 ……34
 - ごみの処理 ……35
 - 区民・事業者主体のリサイクル ……36
- 3 関連計画
 - 一般廃棄物処理基本計画 ……37

基本目標3 自然環境と生物多様性の保全

- 1 板橋区の現状 ……39
- 2 環境施策の活動状況
 - (1) 板橋区らしい良好な緑や水環境の保全・創出 ……41
 - 貴重な緑の保全 ……41

緑化指導による緑化	42
公園	43
水環境の保全と活用	44
水質汚濁・湧水保全	46
自然との共生	47
(2) 自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受	49
緑を楽しむライフスタイル	49
農地の保全	49
熱帯環境植物館	50
エコポリスセンターかんきょう観察員	51

基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

1 板橋区の現状	52
2 環境施策の活動状況	
(1) 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全	53
大気環境の保全	53
アスベスト対策	56
放射線対策	57
騒音・振動対策	58
悪臭対策	62
土壌汚染対策	63
PCB 対策	63
有害化学物質対策	64
公害の未然防止	65
公害相談・苦情	68
環境調査に関する情報の発信	71
(2) 潤いのある景観や美しい街並みの保全	72
良好な都市景観	72
環境美化活動	73

基本目標5 「環境力」の高い人材の育成

1 板橋区の現状	75
2 環境施策の活動状況	
(1) 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成	77
エコポリスセンター	77
学校における環境教育	78
(2) わかりやすい環境情報の発信	81
環境情報の発信	81
環境イベントの開催	81
3 関連計画	
板橋区環境教育推進プラン 2025	82

基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現

1 板橋区の現状	83
2 環境施策の活動状況	
(1) 環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり	85
エコポリス板橋クリーン条例	85
エコポリス板橋環境行動会議	86
エコポリス板橋環境活動大賞	86
区民団体における取組	87

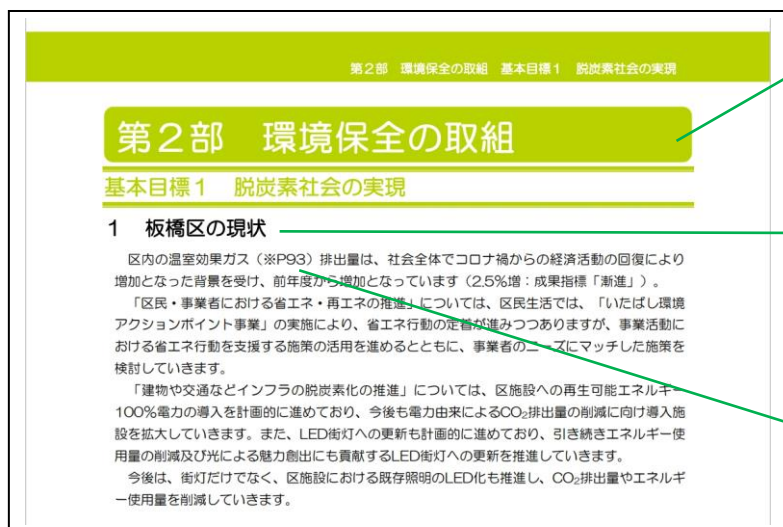
参考資料

1 板橋区の概況・年表	88
2 用語解説	94
3 板橋区環境基本計画の変遷	98
テレフォンガイド	99
ご意見・ご要望をお寄せください（板橋区環境白書アンケート）	103

《板橋区環境白書の役割》

板橋区では、環境基本計画（第一次）が策定された1999（平成11）年度より、板橋区の環境全般についてまとめた「板橋区環境白書」を発行しています。環境白書では、環境基本計画に基づいて取り組まれた環境施策の進捗状況や区の環境の現状などを、計画の構成に沿って公表しています。

●本書第2部以降の構成●



第2部では、環境基本計画の基本目標ごとに、「1 板橋区の現状」と「2 環境施策の活動状況」を紹介します。

「1 板橋区の現状」では、活動指標や参考データを踏まえて、基本目標に対する板橋区の全体像について紹介します。

（※POO）は、巻末の用語解説に掲載しています。

（関連 POO）は、本書内で関連するページとなります。



「2 環境施策の活動状況」では、各環境施策の取組概要を基本計画に沿って紹介します。

各環境施策の活動指標に関連するSDGs アイコンを掲載しています。



各環境施策に関連のある活動指標を、P6～P7に掲載されている一覧表から抜粋して掲載しています。

各環境施策に関連のあるホームページアドレスを掲載しリンクを貼っています。詳細や最新情報はリンク先ホームページでご確認ください。

第1部 環境基本計画の推進

1 「板橋区環境基本計画」2025について

2009（平成21）年3月に策定した板橋区環境基本計画（※P93）（第二次計画）以降、東日本大震災に伴うエネルギー需給のひっ迫による省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー導入の加速化、人口減少社会への移行など、行政を取り巻く環境が大きく変化してきました。さらに、水素エネルギーの活用など新技術の発展、国際社会における新しい地球温暖化対策の枠組みへの合意など、状況は刻々と変化し続けています。

第二次計画の期間満了（2015（平成27）年度）にあたり、このような状況変化への

対応を図り、板橋区における環境保全の取組をより効果的に進めていくため、2016（平成28）～2025（令和7）年度を計画期間とする新たな環境基本計画として、「板橋区環境基本計画2025」を2016（平成28）年3月に策定しました。

本計画は“環境像”＝概ね10年後のめざすべき環境の姿（図1-1-1）を設定するとともに、環境像のもと、個別分野ごとの環境課題に対応した6つの基本目標を設定しています（図1-1-2）。

人と緑を未来へつなぐスマートシティ “エコポリス板橋”

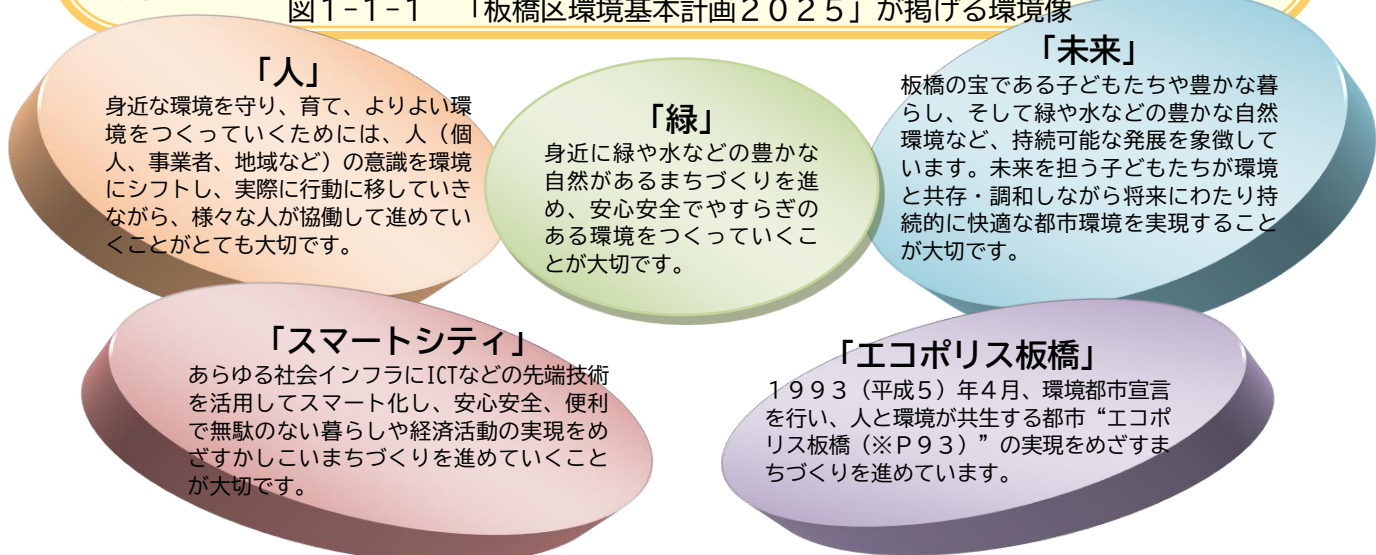
区の環境の将来像＝10年後の姿

武蔵野の面影を残す徳丸・赤塚の樹林地、広大な河川敷を有する荒川や美しい桜並木に彩られる石神井川など、緑と水やきれいな空気に囲まれ、生物の多様性が保全されるなど、自然環境との共生が進んでいます。

またスマートシティに向けてICT（情報通信技術）（※P95）など最先端の技術が整備され、エネルギーを効率的に生みだし使用するライフスタイルが定着するとともに、水素や再生可能エネルギーなどの有効な資源の活用が進み、環境や防災面で持続可能な脱炭素社会※を実現するまちづくりが進んでいます。

さらには、区民一人ひとりや事業所のごみ減量・リサイクルなど環境に対する意識が高く、世代や職業、地域の枠を越えて、地域全体が連携して活動が進み、資源循環型社会が実現しています。

図1-1-1 「板橋区環境基本計画2025」が掲げる環境像



※ 「板橋区基本計画2025」のアクションプログラムである「いたばしNo1実現プラン2025」の策定により、施策名における「低炭素社会」は「脱炭素社会（※P94）」へと変更されたことに伴い、「低炭素社会」は「脱炭素社会」と読み替えることとします。

図1-1-2 「板橋区環境基本計画2025」の体系

	基本目標	環境施策	関連計画
環境像 “人と緑を未来へつなぐスマートシティ” “エコポリス板橋”	1 脱炭素社会※の実現 エネルギーのスマート化による温室効果ガスの排出が少ないまちづくり	1-① 区民・事業者における省エネ・再エネの推進 1-② 建物や交通などインフラの脱炭素化の促進	板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025
	2 循環型社会の実現 ごみの発生抑制と資源を循環利用する社会システムづくり	2-① 板橋かたつむり運動の推進 2-② 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用	板橋区一般廃棄物処理基本計画2025
	3 自然環境と生物多様性の保全 緑と水と生きものに囲まれた都市空間の創造	3-① 板橋らしい良好な緑や水環境の保全・創出 3-② 自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受	板橋区緑の基本計画(いたばしグリーンプラン2025)
	4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現 社会活動に伴って発生する環境負荷の削減と生活環境の向上	4-① 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全 4-② 潤いのある景観や美しい街並みの保全	板橋区景観計画
	5 「環境力」の高い人材の育成 環境に配慮したライフスタイルの実現に向け主体的に行動できる人づくり	5-① 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成 5-② わかりやすい環境情報の発信	板橋区環境教育推進プラン2025
	6 パートナーシップが支えるまちの実現 自助・共助・公助の連携による地域環境づくり	6-① 環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり	

※ 出典：板橋区環境基本計画2025（2016（平成28）年3月策定）

※ 環境基本計画2025策定当時の基本目標1は「低炭素社会の実現」ですが、「板橋区基本計画2025」のアクションプログラムである「いたばしNo1実現プラン2025」の策定により、施策名における「低炭素社会」は「脱炭素社会」へと変更されたことに伴い、本白書では「低炭素」は「脱炭素」と読み替えることとします。

2 計画の推進と進行管理

(1) 進行管理の体制

「板橋区環境基本計画2025」（以下「現行計画」といいます。）を実効性のあるものとしていくため、計画の進行管理を行います。

計画の進行管理は、学識経験者などで構成された区の付属機関である「板橋区資源環境審議会」及び庁内検討組織である「『エコポリス板橋』推進本部」により行います。また、環境保全活動に関する区民や事業者への普及啓発や区との連絡調整のため、区民や事業者などによる「エコポリス板橋環境行動会議」と連携しながら計画を推進していきます。

進行管理の体制と各組織の役割は以下のとおりです（図1-1-3）。

(2) 現行計画の進行管理

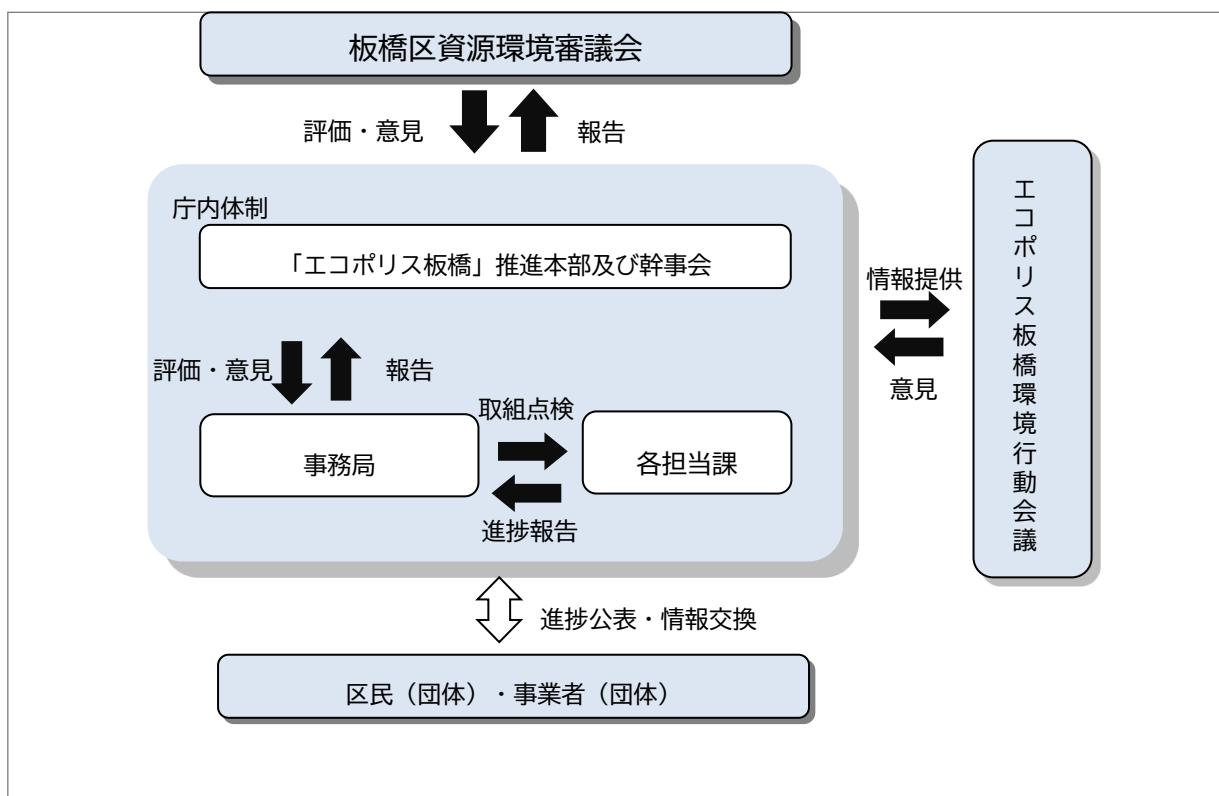
計画の進行管理を適切に行うためには、計画の達成度を評価するための指標の設定が重要となります。

現行計画では、主に6つの基本目標に対する達成状況を評価する「環境指標」と、環境施策の活動状況を把握する「活動指標」の2種類を設定しています。

環境指標は、環境保全に資する取組を実施した結果、区民などにもたらされた影響を数値化したもので、原則としてアウトカム指標（成果指標）を用いています。一方、活動指標は、取組の具体的な活動量（「何をどの程度提供したか」など）を定量的に示したもので、原則としてアウトプット指標（活動指標）を用いています。

また、どちらの指標にも、その数値の増減が良い方向に向かっているのか、又は悪い方向に向かっているのかを判断する基準として「めざす方向性」を示しています。（数値の増減でよし悪しを評価することができないものについては「-」で示しています。）現行計画では、これらの指標の数値変化などをもとにして進行管理を行っていきます。

図1-1-3 現行計画の進行管理体制



① 「環境指標」による進捗管理

2025（令和6）年度における環境指標の実績と進捗状況は以下のとおりです。なお、「進捗度」については、実績値が目標値に達しているものは「達成」、基準年値と比較して実績値がこのままのペースで推移した場合に進捗率が100%以上になるものを「順

調」、基準年値と比較して改善はしているものの、このままのペースで推移した場合に100%に届かないものを「漸進」、基準年値と比較して0%以下になるものを「停滞」としました。

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度 ※11
基本目標1：脱炭素社会の実現							
区内エネルギー消費量※1 (熱量換算)	—	—	—	20,545 TJ※4	19,997 TJ※5	—	—
区内温室効果ガス排出量	2,318kt-CO ₂ ※2	↘	1,623kt-CO ₂ ※3	1,955 kt-CO ₂ ※4	1,880kt-CO ₂ ※5	63.0%	漸進
基本目標2：循環型社会の実現							
区民一人当たりの一日の ごみ排出量	689 g※6	↘	598 g※7	598 g	579 g	100%	達成
リサイクル率	21.5 %※6	↗	28.0 %※7	21.8 %	25.0 %	53.8 %	漸進
基本目標3：自然環境と生物多様性の保全							
区全体の植生被覆率※8	18.3 %	↗	21 %	—※9	18.57%※9	10.0%	漸進
公園率	5.9 %	↗	6.1 %	5.9 %	5.9 %	0%	停滞
石神井川における生物化学的 酸素要求量 (BOD75%値)	0.7 mg/L	—	1.0 mg/L以下	1.3 mg/L	0.9 mg/L	66.7%	達成
白子川における生物化学的酸 素要求量 (BOD75%値)	3.8 mg/L	↘	2.0 mg/L以下	2.2 mg/L	2.2 mg/L	88.9%	順調
基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現							
微小粒子状物質(PM2.5)の基 準値Bレベル以上の日数	25 日	↘	23 日	0 日	0 日	100% 以上	達成
騒音に係る環境基準の達成率	79 %	↗	85 %	77.4 %	88.0 %	100%	達成
基本目標5：「環境力」の高い人材の育成							
人材育成に関わる環境講座参 加者数	199 人	↗	400 人	243 人	224 人	12.4%	漸進
外部人材を活用した環境学習 実施校(園)の割合	76.1 %	↗	100 %	62.2 %	64.2 %	0%未満	停滞
環境教育プログラム利用校 (園)の割合	74.4 %	↗	100 %	83.8 %	83.5 %	35.5%	漸進
エコ生活(アクション9)の実 施状況	75.0 %	↗	100 %	82.7 %	82.0 %	28.0%	漸進
基本目標6：パートナーシップが支えるまちの実現							
全区民参加型環境保全キャン ペーン参加者数	25,674 人	↗	31,500 人	18,388人※10	17,823人※10	—	—
エコポリスセンター事業への ボランティア等参加者数	990 人	↗	1,300 人	622 人	963 人	0%未満	停滞
環境登録団体数	27 団体	↗	37 団体	23 団体	20 団体	0%未満	停滞
環境学習講師派遣人数	363 人	↗	500 人	329 人	379 人	11.7%	漸進

※1：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の令和2年度までの指標のため、実績のみ参考値として掲載した。

※2：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の基準年値（平成25年度）

※3：「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」の目標値（令和7年度）

※4：令和3年度（オール東京62市区町村共同事業「特別区のエネルギー消費量」より）

- ※5：令和4年度（オール東京62市区町村共同事業「特別区の温室効果ガス排出量」より）
- ※6：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値（平成27年度）
- ※7：「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値（令和7年度）
- ※8：植生被覆率＝植生指数が一定以上を示している植生（緑）に覆われている箇所。本値は自動抽出による値であり、目視によるノイズ除去を施していない結果であるため、後工程で明らかになる緑被調査の結果は植生被覆調査の結果と大きく異なる可能性がある。
- ※9：植生被覆率は5年ごとの調査（参考 令和元年度実績は18.1%）
- ※10：キャンペーンの一つである打ち水キャンペーンについては、従来行っていた一堂に集まって行う手法から個人で個別に行う方針としたため、参加者数の把握が困難なことから指標の実績はその他キャンペーン（春・秋の板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン）の参加者数を参考値として掲載した。
- ※11：計画最終年度の目標達成に向けた進捗状況

達成	実績値が目標値に達しているもの
順調	基準年値と比較して実績値がこのままのペースで推移した場合に、進捗率が100%以上になるもの 基本目標1の「区内温室効果ガス排出量」については、「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025」において、基準年値を平成25年度とし目標値を令和7年度の12年間で設定しているため、1年間でおよそ8.33%数値が改善したものを「順調」とし、今回は令和4年度の評価となるため9年目の74.9%を上回れば「順調」とした。基本目標2については、「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の計画期間が平成30年度から始まる8年間で令和6年度は7年目にあたるため、進捗率は87.5%以上になるものを「順調」とした。
漸進	基準年値と比較して改善はしているものの、このままのペースで推移した場合に100%に届かないもの
停滞	基準年値と比較して0%以下になるもの

②活動指標による進行管理

2025（令和6）年度における活動指標の実績と進捗状況は以下のとおりです。なお、「進捗度」については、基準年値に対して実績値が5%以上増加（「めざす方向性」が下

向き矢印の場合は減少）したものを「進展」、5%以上減少（同増加）したものを「後退」、増減が5%未満のものを「横ばい」としました。

指標名		基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
基本目標1	▶環境施策1-①：区民・事業者における省エネ・再エネの推進					
	区内の住宅用太陽光発電システム導入発電容量	4,611kW	—	—※1	—※1	—
	区公共施設における緑のカーテン実施施設数	180 施設	↗	160 施設	157 施設	後退
	環境マネジメントシステム新規構築事業所数	14 事業所	↗	2 事業者	2 事業者	後退
	新エネルギー・省エネルギー機器設置補助件数	347 件	↗	—※2	—※2	—
	▶環境施策1-②：建物や交通などインフラの低炭素化の促進					
	「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」に基づく省エネ建築物受付件数	57 件	↗	37 件	36 件	後退
	街灯の更新	— 基	↗	1,193 基	1,959 基	—
	区役所で使用している自動車の低公害車率	74 %	↗	70.8 %	71.5 %	横ばい
	自転車道整備延長距離（累計）	4,670m	↗	6,960m	14,467m	進展
基本目標2	▶環境施策2-①：板橋かたつむり運動の推進					
	ごみ減量に関する出前講座の実施回数	43 回	↗	44回	44回	横ばい
	資源回収品目数	11 品目	↗	12品目	13品目	進展
	リサイクル推進員研修会参加者数	433 人	↗	187人	262人	後退
	小型家電の資源売却量※3	544,570 kg	↗	431,117 kg	425,119 kg	後退
	いたばしエコ・ショップ（ゴールド）認定数	—	—	—※4	—※4	—
	▶環境施策2-②：適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用					
	家庭ごみの排出量（可燃・不燃・粗大ごみ）	110,742 t	↗	101,016 t	94,160 t	進展
	事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）	29,520 t	↗	28,306 t	27,814 t	進展
	資源の回収量	13,869 t	—	13,768 t	18,036 t	—
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	783 件	↗	908 件	927 件	進展	
集団回収登録団体数	883 団体	↗	896 団体	897 団体	横ばい	
基本目標3	▶環境施策3-①：板橋らしい良好な緑や水環境の保全・創出					
	緑化指導に基づく緑化箇所数	90 件	↗	135 件	281 件	進展
	緑化指導に基づく緑化面積	59,617 m ²	↗	11,606 m ²	28,546 m ²	後退
	地域がつくる公園制度導入公園数	27 公園	↗	27公園	26公園	横ばい
	花づくり活動登録グループ数	83グループ	↗	83 グループ	85 グループ	横ばい
	保存樹木指定本数	1,842 本	↗	1,651 本	1,610 本	後退
雨水流出抑制量	4,119 m ³	↗	10,502 m ³ ※5	3,476 m ³ ※6	後退	

※1：※2の事業終了に伴い評価対象外

※2：令和3年3月末にて事業終了

※3：小型家電の資源売却については、金属価格の変動の影響を受けるため、基準年値・実績値ともに「資源回収量」を掲載した。

※4：平成30年3月末にて事業終了

※5：令和4年度実績値

※6：令和5年度実績値

	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
基本目標3	▶環境施策3-②：自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受					
	グリーンフェスタ参加者数	8,073 人	↗	1,994 人	2,964 人	後退
	緑のガイドツアー参加者数	102 人	↗	125 人	81 人	後退
	熱帯環境植物館来館者数	103,925 人	↗	134,317 人	154,394 人	進展
	エコポリスセンター「環境観察員」登録者数	57 人	↗	63 人	65 人	進展
	区民農園応募者数	3,144 世帯	↗	2,476 世帯	2,473 世帯	後退
基本目標4	▶環境施策4-①：大気汚染や騒音などのない生活環境の保全					
	公害苦情件数	251 件	↘	255 件	217 件	進展
	公害相談件数	2,182 件	—	489 件	260 件	—
	公害関係法令に基づく改善指導件数	201 件	—	219 件	108 件	—
	「板橋区大気情報公開システム」アクセス件数	458,533 件	↗	0件※7	—	—
	環境調査に関する情報のX（旧ツイッター）発信数	25 件	↗	136 件	104 件	進展
	▶環境施策4-②：潤いのある景観や美しい街並みの保全					
	景観形成重点地区指定数	4 地区	↗	5 地区	5 地区	進展
	「板橋クリーン作戦」参加者数	18,721 人	—	17,203人	16,558人	—
	「板橋クリーン作戦」におけるごみ回収量	6,600 袋	—	5,597袋	5,886袋	—
路上禁煙地区(8地区)内の定点におけるたばこのポイ捨て月平均本数	1,300 本/月※8	↘	647 本/月	630 本/月	進展	
基本目標5	▶環境施策5-①：環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成					
	環境講座・教室開催回数	677 回	↗	730 回	491 回	後退
	環境講座参加者数（人材育成に関わる講座を除く）	22,898 人	↗	16,916 人	17,524 人	後退
	環境学習講師派遣人数	363 人	↗	329 人	379 人	横ばい
	環境学習施設の入館者数	270,195 人	↗	298,269 人	345,262 人	進展
	環境講座受講前後の知識・考え方の変化	63 %※9	↗	83.7 %	84.6 %	進展
	▶環境施策5-②：わかりやすい環境情報の発信					
	区から発信する環境情報の更新回数	356 件	↗	1,279 件	1,125 件	進展
	環境イベント等開催回数	244 回	↗	196 回	194 回	後退
	環境イベント等参加者数	96,949 人	↗	26,784 人	27,401 人	後退
基本目標6	▶環境施策6-①：環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり					
	ボランティアなどの協力を受入れたエコポリスセンター事業数	183 件	↗	175 件	158 件	後退
	自主講座支援回数	2 回	↗	1 回	0 回	後退
	喫煙マナーアップ推進員人数	157 人	↗	48 人	45 人	後退
	集団回収登録団体数【再掲】	883 団体	↗	896 団体	897 団体	横ばい
	地域がつくる公園制度導入公園数【再掲】	27 公園	↗	27 公園	26 公園	横ばい
花づくり活動登録グループ数【再掲】	83グループ	↗	83グループ	85グループ	横ばい	

※7：「板橋区大気情報公開システム」は令和4年度で事業終了

※8：平成27年4月～平成28年1月までの10か月間の平均値 ※9：平成28年度実績値

○基本目標ごとの総括

基本目標1：脱炭素社会の実現

区内の温室効果ガスの排出量は、継続して減少となっています。

社会全体では、ゼロカーボンの実現に向けて継続した取組が必要となっている中で、新たなニーズに対応しつつ、今後も区民・事業者・区の一体となった取組を推進していきます。

(関連ページ：P12)

基本目標2：循環型社会の実現

ごみの減量は、順調に推移しています。区民一人当たりの日のごみ排出量は、ごみ減量や食品ロスの削減への区民意識の定着を背景に、令和7年度の目標を達成しました。令和6（2024）年度から区内全域に拡大したプラスチック再資源化事業を推進し、さらなるごみの減量とリサイクルの推進を図っていきます。

(関連ページ：P27)

基本目標3：自然環境と生物多様性の保全

都市化が進む中で、区内の緑の量に大きな変化はありませんが、植生被覆率に代わる「緑被率」の実績値においては、公有地の樹木の剪定、民有地の樹木と農地の減少により低下してきています。また、石神井川をはじめとした河川の水質確保を図るほか、公園をはじめとした緑の保全を図っていきます。

(関連ページ：P39)

基本目標4：快適で健康に暮らせる生活環境の実現

環境性能に優れた自動車の普及を背景に、大気環境、自動車騒音の改善が進んでいます。公害に関する苦情・相談に対しては、きめ細やかな対応を行い、必要に応じて公害の発生源に対する指導を行うなど、良好な生活環境の確保に努めていきます。

(関連ページ：P52)

基本目標5：「環境力」の高い人材の育成

環境教育プログラムは、実施校が増加し、定着が広がっている状況にあります。さらに幅広い観点から、環境教育プログラムの充実に取り組んでいきます。

(関連ページ：P75)

基本目標6：パートナーシップが支えるまちの実現

区内では、環境教育の担い手として多くの環境登録団体が活動していますが、近年は登録団体の減少や構成員の高齢化が進んでいます。団体や大学等との連携を深め、ボランティアとして関わる機会を広げ、環境のまちづくりを支える人材育成を図っていきます。

(関連ページ：P83)

3 板橋区の環境とSDGs

2015（平成27）年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。ここで掲げられた2030（令和12）年を年限とする国際目標が持続可能な開発目標（SDGs）（※P96）です。持続可能

な世界を実現するための17のゴールと、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

板橋区で取り組む環境関連事業においても、SDGsの目標達成に寄与しており、その一例をご紹介します。



■緑のカーテン

板橋区で全国に先駆けて始まった「緑のカーテン」は、小中学校をはじめとした区内施設で「環境」教育の「生きた教材」として活用されるとともに、冷房使用抑制やヒートアイランド現象の緩和に貢献しています。

（関連 P14「緑のカーテン」）



■宅配ボックス助成事業

区では2022（令和4）年度から、感染症対策や温室効果ガス排出量の削減などのため、戸建てや集合住宅を対象に宅配ボックスの設置を行う際の経費の一部を助成しています。



■ウォーターサーバー

区の庁舎・施設に誰もが利用できるウォーターサーバーを設置し、使い捨てのペットボトルを減らす取組を行っています。2024（令和6）年度には、設置場所が区内22か所となり、プラスチック・スマートを推進しています。





■EVバイク等促進事業

EV バイク等を活用した新たなサービスのビジネスモデルを構築し、今後のEV バイク等の普及に関連する諸施策の推進の一助とするため、都などと連携しEV バイクバッテリー交換のためのステーションを設置しています。



■プラスチックの資源回収

2024（令和6）年4月からプラスチックを「資源」として回収しています。

プラスチックを資源化して有効活用することで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減や、最終処分場の延命を図り、環境への負担軽減、ゼロカーボンいたばし2050及びSDGsの理念への貢献を図ります。



板橋区環境基本計画2025でめざす6つの基本目標を達成し、持続可能なまちを実現するためには、これらのうちのどれか一つを追求するのではなく、全てをバランス良く実施していくことが重要です。

本書第2部以降で紹介する取組は、それぞれが単に一つの「環境」問題を克服するためだけのものではなく、「経済」「教育」「社会」などの幅広い分野とも密接に関わり、相乗効果を生み出す可能性を含んでいます。

基本目標実現に向けて、“環境問題を克服する”ことが、同時に“地域の活性化”“環境教育の充実”“協働による社会活動推進”などにもつながっていくことを各主体が認識し、相互に連携しながら取組を推進することが重要となります。

このように、板橋区環境基本計画2025における基本目標実現に向けたアプローチは、SDGsとの親和性が高く、SDGsの目標達成に寄与しているといえます。

第2部 環境保全の取組

基本目標1 脱炭素社会の実現

1 板橋区の現状

区内の温室効果ガス（※P93）排出量は、社会全体でコロナ禍からの経済活動の回復により増加となった一昨年度と比較して、前年度は減少となっています（3.8%減：成果指標「漸進」）。

「区民・事業者における省エネ・再エネの推進」については、「いたばし環境アクションポイント事業」の実施により、省エネ行動の定着が進みつつあります。事業活動においても省エネ行動を支援する施策の活用を進めるとともに、事業者のニーズにマッチした施策を検討していきます。

「建物や交通などインフラの脱炭素化の推進」については、区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入を計画的に進めており、今後も電力由来によるCO₂排出量の削減に向け導入施設を拡大していきます。また、LED街灯への更新も計画的に進めており、引き続きエネルギー使用量の削減及び光による魅力創出にも貢献するLED街灯への更新を推進していきます。

今後は、街灯だけでなく、区施設における既存照明のLED化も推進し、CO₂排出量やエネルギー使用量を削減していきます。

活動指標

指標名	基準年値 平成25年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗率	進捗度
区内エネルギー消費量 (熱量換算)※1	—	—	—	20,545TJ※4	19,997 TJ※5	—	—
区内温室効果ガス排出量	2,318kt-CO ₂ ※2	↘	1,623kt-CO ₂ ※3	1,955kt-CO ₂ ※4	1,880kt-CO ₂ ※5	63.0%	漸進

※1 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の令和2年度までの指標のため評価対象外
 ※2 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025の基準年値（平成26年度）
 ※3 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025を新たに策定したため、目標値を更新
 ※4 令和3年度オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「温室効果ガス排出量」より算出
 ※5 令和4年度オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「温室効果ガス排出量」より算出

参考データ

図2-1-1 区内エネルギー消費量の推移

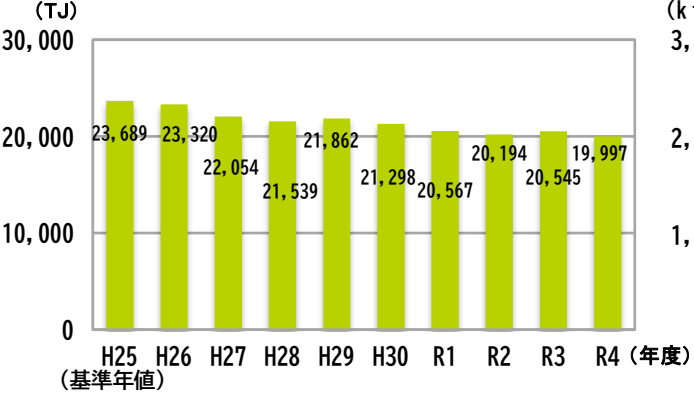
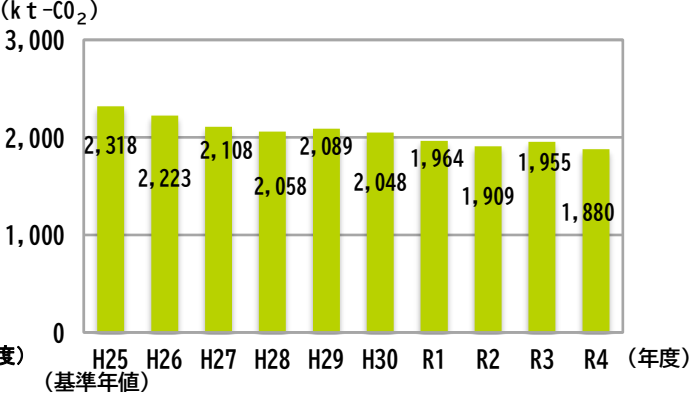


図2-1-2 区内温室効果ガス排出量の推移



関連するホームページ
 (みどり東京・温暖化防止プロジェクト) <http://all62.jp/>

2 環境施策の活動状況

(1) 区民・事業者における省エネ・再エネの推進



いたばし環境アクションポイント事業

新エネルギー・省エネルギー機器設置補助事業の終了に伴い、2021（令和3）年度より区内の温室効果ガス排出量の削減を目的として、区民及び事業者への意識改革・行動変容を促す「いたばし環境アクションポイント事業」を実施しています。「いたばし環境アクションポイント事業」への参加者数は年々増加しており、区民や事業所の意識改革・行動変容が図られています。ただし、2024（令和6）年度は追加的な削減余地が徐々に狭まってきているため、CO₂削減量は減少しています。

本事業は、ゼロカーボンシティ実現に向け、エネルギー使用量（電気・ガス）の削減や、環境配慮行動に取り組んだ者に、その実績に応じてポイント（区内共通商品券等と交換可能）を付与する事業であり、区内のエネルギー使用量を抑え、温室効果ガス排出量の削減を図るだけでなく、地域経済の活性化にも寄与します。今後も区民・事業者の省エネルギー・環境配慮に対する意識改革・行動変容を促進していきます。

表2-1-1 いたばし環境アクションポイント事業実績（令和6年度）

部門	2023（令和5）年度		2024（令和6）年度	
	参加者数	CO ₂ 削減量	参加者数	CO ₂ 削減量
家庭部門	583 者	122 (t-CO ₂)	696 者	89 (t-CO ₂)
事業所部門	4 者	-1 (t-CO ₂)	9 者	2 (t-CO ₂)
計	587 者	121 (t-CO ₂) 0.12(kt-CO ₂)	705 者	91 (t-CO ₂) 0.09(kt-CO ₂)

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
区内の住宅用太陽光発電システム導入発電容量※1	4,611kW	—	—※1	—※1	—
新エネルギー・省エネルギー機器設置補助件数※2	347 件	↗	—※2	—※2	—

※1 ※2の事業終了に伴い評価対象外

※2 令和3年3月末にて事業終了

緑のカーテンの普及

緑のカーテン（※P95）とは、窓の外や建物の壁面を覆う自然のカーテンで、夏場の強い日差しを和らげ、冷房の使用を抑えることができるかとされています。区では公共施設における緑のカーテンの取組を推進しており、2024（令和6）年度は、区内小中学校73校、保育園35か所、地域センター及びホール13か所等、計157か所の区施設において実施しました。

板橋区の緑のカーテンは、2003（平成15）年度に地元の方々の協力のもと、板橋第七小学校で始まり、その後、区の施設はもとより多くの区民の方々の参画を得て、区内全域に広がっていきました。

2006（平成18）年度には、「緑のカーテンを町ぐるみで広げよう」、「緑のカーテンコンテスト」が始まりました。「緑のカーテンを町ぐるみで広げよう」は、緑のカーテンの育成方法やワンポイントアドバイス、講習会やコンテストなどの情報を提供し、緑のカーテンに取り組みやすい環境を作る登録制度で、2024（令和6）年度末現在、149件の個人登録があります。また、「緑の

カーテンコンテスト」は、カーテンの育成に関する成功例や工夫例などの情報共有を目的として実施しています。2021（令和3）年度には、名称を「緑のカーテンアートコンテスト」に変更し、緑のカーテンに関する絵日記、絵画や絵手紙等の作品を、年齢を問わず募集しています。「緑のカーテンアートコンテスト」について2024（令和6）年度は、絵日記部門113作品、フリースタイル部門349作品の応募があり、22作品が受賞しました。

今後も、各公共施設のニーズを把握し、適切に育成支援（資材提供）をしていくとともに、緑のカーテンの普及啓発を行ってまいります。



■緑のカーテン（板橋区役所本庁舎）

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
区公共施設における緑のカーテン実施施設数	180 施設	↗	160 施設	157 施設	後退

関連するホームページ
（緑のカーテン）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/curtain/index.html>

《クールビズ・ウォームビズ》

板橋区では、2005（平成17）年度から「クールビズ」「ウォームビズ」に取り組んでおり、2024（令和6）年度は「クールビズ」を5月1日～10月31日に、「ウォームビズ」を11月1日～3月31日に実施しました。

「クールビズ」は夏を涼しく過ごすためのビジネススタイルで、冷房使用時の室温は28℃を目安として、ノーネクタイ・ノー上着を基本としています。「ウォームビズ」は、暖かくて働きやすいビジネススタイルで、暖房使用時の室温は20℃を目安として、寒いときには着るという自然なスタイルです。



板橋区環境マネジメントシステム

組織がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（※P93）といます。そして、国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムに関する国際規格がISO14001（※P95）です。

板橋区は、1999（平成11）年2月17日にISO14001の認証を取得し、2024（令和6）年11月18日の認証休止までの25年間の運用により、区全体に環境配慮の基盤を確立することができました。現在、認証に基づくEMSで培った知識や経験を礎に、脱炭素社会の実現に向けて、より効果的・効率的に取り組める区独自の環境マネジメントシステムへの再構築作業を行っています。

① 環境目標の2024（令和6）年度実施結果について

（Ⅰ）環境保全項目（環境を良好にしていくことを促進する事業）

いたばし環境アクションポイント事業によるCO₂削減量は、目標値を超える削減を達成することができませんでした。この事業は区民等への意識改革・行動変容を促す環境効果が大きい取組となるため、引き続き、参加者数の増加を図っていきます。

照明のLED化については、街灯は1959基、公園灯は50基、学校施設は27エリア実施し、照明サービスの向上や、エネルギー効率の改善に取り組んでいます。

自転車駐車場の改修は3か所実施し、交通インフラの脱炭素化を促進しています。

公園の改修は2か所、公園・公衆トイレの改築は5か所実施し、ユニバーサルデザインによる誰もが快適に利用できる環境を整備し

ています。

（Ⅱ）環境負荷項目（環境への負荷を低減させていく事業）

区施設への再生可能エネルギー100%電力導入拡大の効果もあり、温室効果ガスの排出量は順調に削減しています。

一方で、電気の使用量は2023（令和5）年度より削減したものの、ガスの使用量は、気温上昇を背景にやや増加しています。内部環境監査や自己点検リスト、エネルギー管理ツールを活用し、引き続き、エネルギー使用量の削減を図っていきます。

紙の使用量については、2024（令和6）年度から、電子起案で処理ができる対象の拡大などから減少しています。目標値に向けて、引き続き、全庁的にペーパーレス化に取り組んでいきます。

自動車燃料の使用量は、2024（令和6）年度から、プラスチックの資源回収が開始されたため、増加していますが、上水道の使用量については、順調に削減しています。

区施設の廃棄物の排出量については、産業廃棄物は減少した一方で、一般廃棄物はやや増加しました。引き続き、分別の徹底を含め、廃棄物の削減に努めていきます。

※詳細は「② 環境保全・負荷項目詳細」参照

② 環境保全・負荷項目詳細

(I)環境保全項目（環境を良好にしていくことを促進する事業）の実施結果

数値目標が立てられている環境目標の結果について、2024（令和6）年度の実績をまとめました。

環境目標		項目	実行部門	令和6年度 目標値	令和6年度 実績値	進捗度 目標≦実績：順調 目標>実績：漸進 実績なし：停滞
基本目標・環境施策						
脱炭素社会の実現	区民・事業者における省エネ・再エネの推進	いたばし環境アクションポイント事業	資源環境部（環境政策課）	CO2削減量130t	CO2削減量91t	漸進
	建物や交通などインフラの脱炭素化の促進	街灯の更新	土木部（工事設計課）	1914基	1959基 (CO2削減量114t)	順調
		公園灯の更新	土木部（みどり公園課）	70基	50基 (CO2削減量13t)	漸進
		学校施設の整備（LED化改修）	教育委員会（新しい学校づくり課）	27エリア (給食室エリア：10校 教室エリア：10校 体育館エリア：7校)	27エリア (給食室エリア：10校 教室エリア：10校 体育館エリア：7校) (CO2削減量264t)	順調
		自転車駐車場の改修	土木部（土木計画・交通安全課）	設計 3か所 改修 3か所	設計 3か所 改修 3か所	順調
自然環境と生物多様性の保全及び公園の整備	公園等の整備	公園の改修	土木部（みどり公園課）	設計 2か所 改修 2か所	設計 2か所 改修 2か所	順調
		公園・公衆トイレの改築	土木部（みどり公園課）	設計 4か所 改築 5か所	設計 4か所 改築 5か所	順調

《グリーン購入》

グリーン購入（※P93）とは、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、まず必要性を十分に考えたうえで、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境への影響も重視し、環境に与える負荷ができるだけ少ない製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

板橋区では、板橋区環境マネジメントの中で環境方針を定めており、その一つに「計画的に環境への負荷を減らしていく」ことを掲げています。その一環として、グリーン購入を推進しており、基本原則は①物品を購入する際は、必要性及び必要量を十分に考慮したうえで選択すること②資源の採取から廃棄にいたるまでの製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷を考慮すること③環境への負荷低減に関し、積極的に取り組んでいる事業者を優先的に選択すること、としています。

グリーン購入は、環境への負荷を減らすために誰もが今すぐ取り組むことができます。また、環境への負荷だけではなく、製品によってはエネルギーの消費削減になるほか、部品交換などによる長期使用が可能な製品や、使用後に資源としてリサイクルが可能な製品を選択することは、廃棄物の削減につながります。

主な環境ラベル▶



(II)環境負荷項目（環境への負荷を低減させていく事業）の実施結果

数値目標が立てられている環境目標の結果について、2024（令和6）年度の実績をまとめました。2013（平成25）年度を基準とし、2025（令和7）年度までに達成すべき目標を設定しています。

環境目標		単位	a	b	c	d	e	f	進捗状況	
			基準年値 (平成25年度)	目標 (令和7年度 までに)	目標値 =a+a×b	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値	基準年値 との比較 =(e-a)/a	進捗率 = f / b	進捗度 進捗率が 50%以上：順調 0~50%：漸進 0%未満：停滞
温室効果ガス排出量 ※電気は調整後排出係数		単位：t-CO2	29,540	-36.0%	18,906	21,467	18,137	-38.6%	107.2%	順調
省エネルギーの 推進	エネルギー (自動車以外)	使用量 単位：GJ	614,589	-10.0%	553,130	583,229	590,913 ^{※1}	-3.9%	38.5%	漸進
	電気	使用量 単位：千kWh	46,663	-13.0%	40,597	44,870	44,861	-3.9%	29.7%	漸進
	都市ガス	使用量 単位：千m ³	3,362	-1.0%	3,328	4,320	4,493	33.6%	0%未満	停滞
会議室等の ペーパーレス化	コピー用紙 ^{※2}	使用量 単位：千枚	15,620	-35.0%	10,153	14,765	13,589 ^{※3}	-13.0%	37.2%	漸進
自動車の使用抑 制・合理化	自動車燃料の エネルギー	使用量 単位：GJ	12,527	-10.0%	11,274	10,671	13,106	4.6%	0%未満	停滞
	ガソリン	使用量 単位：L	106,473	-	-	88,864	106,867	0.4%		
	軽油	使用量 単位：L	127,037	-	-	155,514	209,590	65.0%		
	LPG	使用量 単位：kg	11,717	-	-	0	0	-		
	天然ガス	使用量 単位：m ³	79,512	-	-	46,714	40,952	-48.5%		
省資源・リサイ クルの推進	上水道	使用量 単位：千m ³	1,217	-27.0%	888	979	958	-21.3%	78.8%	順調
	産業廃棄物	排出量 単位：t	368	-16.0%	309	354	243	-34.0%	212.3%	順調
	一般廃棄物	排出量 単位：t	2,240	-4.0%	2,150	2,176	2,217	-1.0%	25.4%	漸進

※1：省エネ法改正で、電気の一次エネルギー換算係数が変更され、電気使用量のエネルギー換算値が減少した

※2：本庁舎のA4、B4用紙の実績（各課の複合機および印刷室の印刷機）

※3：集計ツール不具合等により2か月分が集計できなかったため、10か月の実績値×12/10で算出

環境目標		目標	令和5年度 実績	令和6年度 実績	進捗率 =e/ b	進捗度
建築副産物の リサイクル推進	特定建設資材廃棄物 ^{※4} の再資源 率	99%	100.0%	100.0%	100%以上	順調
熱帯材型枠の 使用抑制	認証されていない熱帯材型枠を 使用しない	100%	100.0%	100.0%	100%以上	順調

※4：改築・大規模改修工事で発生したコンクリート塊、木材、アスファルト・コンクリート塊

③ その他

2024（令和6）年度実施結果をもとに、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づく「定期報告書」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づく「地球温暖化対策報告書」を作成し、国及び東京都に提出しています。

関連するホームページ
(板橋区環境マネジメントシステム)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/system/index.html>

企業の環境マネジメントシステム構築・維持支援

2024（令和6）年度は、環境マネジメントシステムに継続的に取り組む事業所はあるものの、新規登録事業所数は2023（令和5）年度と横ばいとなっています。

区内の中小規模事業所を対象に、環境負荷低減のため「環境マネジメントシステム」（「ISO14001」、「エコアクション21」、「板橋エコアクション」）を導入していただくための取組を推進しています。板橋エコアクションは板橋区独自の環境マネジメントシステムで、ISO14001やエコアクション21導入のきっかけとして取り組んでいただいています。これらの制度では、中小規模事業所の実情に応じて環境マネジメントシステムの活用を効果的に行い、二酸化炭素の排出量を継続的に削減しています。ま

た、国や都で実施している「省エネルギー診断」の推進にも取り組んでいます。

① 板橋エコアクション

板橋エコアクションでは、（Ⅰ）エネルギー使用量等の把握、（Ⅱ）環境に配慮した活動（エコアクション）を実践していきます。板橋エコアクションに取り組むことで、事業活動に伴うエネルギー使用量等を把握し、各社の実態にあった負荷低減策を講じることができます。その結果、省エネルギー及び経営の効率化という経済的メリットと、環境に対する意識の向上が期待されます。板橋エコアクションでは活動のきっかけとなるようにエコアクション項目を用意し、目的に応じた組み合わせができるようになっています。

関連する
活動指標

標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
環境マネジメントシステム 新規構築事業所数	14 事業所	↗	2 事業者	2 事業者	後退

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/iea/index.html>（板橋エコアクション（IEA））

※ 2024（令和6）年度は、ISO14001・エコアクション21とも新規認証は各1事業所

② 板橋環境管理研究会

「板橋環境管理研究会」では、2024（令和6）年度に、区の施策や補助金情報等を掲載した環境管理ニュースを7回発行し、区内の事業者を対象とした地球温暖化対策や省エネルギー対策などの研修会を4回実施しました。

当研究会は、2001（平成13）年6月、「板橋公害防止管理者研究会」の名称・規約等を改正し新たに発足しました。板橋公害防止管理者研究会は、1978（昭和53）年4月に（社）板橋産業連合会の内部組織として発足し、板橋区内の工場・事業場の公害防止管理者や環境保全担当者の自主研究組織として、区と連携しながら活動してきました。新たに発足した「板橋環境管理研究会」は、従来の「板橋公害防止管理者研究会」の活動に加え、地域や地球環境問題に寄与するとともに、環境マネジメントシステムの構築・支援をするなど新たな活動を展開しています。



■環境管理研究会研修会の様子

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/kenshu/index.html>（環境管理研修会）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/management/1005779.html>（環境管理ニュース）

<https://itabashisanren.org/labo-profile/labo-seminar/>（（一社）板橋産業連合会）

③ 騒音・振動測定講習会

板橋区は「板橋環境管理研究会」との共催で騒音・振動の測定に関する講習会を年に1度開催しています。2024（令和6）年度は10月9日に開催しました。この講習会は、工場・事業所が環境マネジメントシステムの

構築・維持に必要な騒音・振動の測定技術の習得を中心に行います。講習を修了すると、修了証及び測定機器の貸出しカードが交付され、検定・検査済みの騒音計、振動計、記録計の貸出しを受けることができます。

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006028.html>（検定済機材の貸出）

環境に配慮した商店街活動への支援

板橋区では、環境負荷の低減に取り組む商店街に対し、東京都とともに必要な費用の補助を行っています。

① 商店街街路灯の水銀灯からLED灯への切り替え

多くの区内商店街が、商店街街灯を従来の水銀灯からLED灯に切り替えています。

LED灯の特徴としては、

- (Ⅰ) 消費電力の低減や長寿命化等の維持経費の削減になること
- (Ⅱ) 有害廃棄物の削減になること
- (Ⅲ) CO₂の削減による地球温暖化対策で社会貢献に役立つこと

などが挙げられ、環境に優しい商店街をめざしています。2024（令和6）年3月末時点で98.1%の商店街が実施しています。

② 商店街街路灯LEDランプの省エネルギー推進

2022（令和4）年度以降、区内商店街で商店街街路灯のLEDランプを交換する場合は、消費電力を15%以上削減し、発光効率を15%以上向上する製品への交換に努めています。また、

- (Ⅰ) ソーラーパネル等の設置
 - (Ⅱ) 街路灯消費電力の100%分以上を再生電力へ切替え
 - (Ⅲ) 環境価値証書の購入
- のいずれかにも取り組んでいます。

(2) 建物や交通などインフラの脱炭素化の推進



本庁舎及び区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入

区の再生可能エネルギーへの切り替えによるCO₂排出量の削減効果(相当量)は、2023(令和5)年度は計5.9[k t-CO₂/年](赤塚支所などの区民施設16施設の切り替え導入を含む)、2024(令和6)年度は計11.7[k t-CO₂/年](学校施設:区内小中学校61校の切り替え導入を含む)となりました。

区は、温室効果ガスを排出しない太陽光・

太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱など自然界に存在し永続的に利用できる、再生可能エネルギーへの導入を進めています。本事業は、区の公共施設等で使用する電力を「計画的に再生可能エネルギー100%電力」の契約に切り替えることによって、電力由来のCO₂排出量(相当量)を削減するものです。

令和7年度は、体育館や図書館などの施設(計14施設)の切り替え導入を行います。

関連するホームページ
(板橋区役所本庁舎ほか区有施設への再生可能エネルギー100%電力の導入について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bo-usai/kankyo/ondanka/1033531.html>

板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針

「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」に基づく省エネ建築物受付件数は、大規模建築物指導要綱の対象と相関関係(大規模建築物を対象としているため)があります。受付件数は、2024(令和6)年度は36件でした。

区は、事業者が板橋区で大規模建築物に該当する事業を行う場合に、板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針に基づく協議及び省エネルギー・環境配慮に

関する計画書の作成及び提出を求めています。指針が定める計画書には、建築物等が建築される際に、環境に配慮した省エネルギー、省資源、資源循環型の設計や、環境に配慮した脱炭素建築物が整備に貢献する事項を提示しています。

計画書の作成を通じて建築物等に対する環境配慮について理解を促し、脱炭素型社会のまちづくりの促進を引き続き進めていきます。

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」に基づく省エネ建築物受付件数	57件	↗	37件	36件	後退

関連する
活動指標

関連するホームページ
(板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/ondanka/1005861.html>

LED街灯

① 街灯の更新

区では、2016（平成28）年度から街灯のLED化に取り組んでおり、2024（令和6）年度は1,959基を更新し、LED化率は93.4%になっています。

② LEDの特徴

LEDは、従来の水銀ランプや蛍光ランプに比べて、少ない電気量（1/3～1/5程度）で同じ明るさが得られます。寿命も従来

の3～5倍程度と長く、ランプ切れの頻度が減少します。水銀を使わないLEDは、水銀による環境汚染を防ぐことにもつながります。

③ LED更新の効果

省エネ性能の高いLEDへの交換によって、2024（令和6）年度は二酸化炭素の排出量が概算で年間114t削減されました。

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
街灯の更新	— 基		1,193 基	1,959 基	—

関連するホームページ
(板橋区街灯)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/douro/gairotou/1049159.html>

板橋区の自動車公害対策

① 低公害車の率先導入

2024（令和6）年度の区で使用している自動車の低公害車率は71.05%であり、概ね横ばいで推移しています。

板橋区の低公害車（※P94）導入は、1988（昭和63）年度にメタノール自動車1台を導入したのが始まりです。2025（令和7）年3月31日現在、板橋区使用車114台中81台の低公害車を導入しています。その内訳は、天然ガス自動車1台、電気自動車7台、ハイブリッド自動車（※P94）26台、指定低公害車（※P93）47台となっています。区は、庁有車を導入する場合、原則として低公害車又は指定低公害車を導入することとし、低公害車を率先導入しています。

なお、1999（平成11）年度からメタノール車の製造を中止したため、現在はメタノール車の普及啓発は実施していません。

今後は、使用中の自動車入替えの際、原則、低公害車とすることにより、低公害車導入を進めていきます。

② 冬季の自動車排出ガス対策

大気汚染の原因物質である窒素酸化物（※P94）などは首都圏において約7割が自動車から

排出され、寒冷な空気に覆われる冬季にその濃度が高まる傾向にあります。そこで、11月から1月までの3か月間は区内事業者や区民の皆様へに自動車使用を控えるよう呼びかけています。板橋区で使用している車の使用についても水曜日はノーカーデーの強化期間として自動車使用を控えており、今後も全庁的に周知し、CO₂排出削減を進めていきます。

③ アイドリングストップの啓発

アイドリングとは、駐車又は停車した車がエンジンをかけたままにしている状態をいいます。アイドリングは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出や無駄な燃料の消費となるだけではなく、近隣住民への騒音問題にもなっています。


「エコポリス板橋クリーン条例」（関連P85）の中では、駐車又は停車する場合には不要なアイドリングを停止しなければならないと規定しています。区では、アイドリングで困っている区民の皆様や駐車場管理者にアイドリングストップ啓発看板を無料で配付することで、アイドリングに対する啓発活動を行っています。

④ カーシェアリングの普及促進

カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の方が共同で利用することをいいます。自動車を共同で利用すると社会全体の自動車の台数が減り、交通渋滞の解消、自動車の排気ガスの削減がなされ、環境改善につながるも

のとして期待されています。

区では、カーシェアリングの普及を図るために情報提供を行っており、特に低公害車の利用を推奨しています。（関連P25「区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業」）

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
	区役所で使用している自動車の低公害車率*	74 %		70.8 %	71.05 %	横ばい

※ 低公害車とは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び九都県市低公害車指定制度に基づく指定を受けたもの

関連するホームページ <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1052746.html> (自動車公害に対する取組)

自転車通行空間整備事業

① 「板橋区自転車活用推進計画」

2025（令和6）年度は区道7.5kmの自転車通行空間整備を行いました。

板橋区では、2022（令和4）年2月、自転車や電動小型モビリティの将来性を踏まえた利活用のあり方について、概ね20年後を見据えた施策を展開する「板橋区自転車活用推進計画」を策定しました。

この計画では、基本理念に「安心・安全 スマートなサイクルライフの実現」を掲げ、この実現に向け、ハード対策、ソフト対策、

人づくりに着目した3つの基本方針を定めています。

なかでも、ハード対策の一つである、区内を面的に連続したネットワークで結ぶ「自転車ネットワーク路線※」を整備することで、歩行者・自転車・自動車がともに安心・安全で快適に移動できる交通環境の向上をめざします。

今後も、この計画に位置づけられた自転車ネットワーク路線をもとに自転車通行空間の整備を進めていきます。

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
	自転車道整備延長距離(累計)	4,670m		6,960m	14,467m	進展

※「自転車は車道走行・左側通行が原則」の基本認識のもと、『自転車が安心・安全で快適に走行できる通行空間を連続的に整備する路線』のことです。

関連するホームページ <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/anz/en/jiensa/1036528/index.html> (自転車活用推進計画について)

《板橋区自転車+（プラス）シェアリング》

だれにとっても外出しやすい環境創出をめざし、区有地を含む区内各所にモビリティポートを設置し、利用促進及び安全利用啓発を行っています。自転車だけでなく、新たな移動モビリティを実装することで、駅やバス停から居住地へのラストワンマイル連携など、シームレスな移動・ストレスフリーな移動ができるよう、2025（令和7）年現在、区内では「HELLO CYCLING」と「L UUP」の2事業者が事業展開をしています。

関連するホームページ：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/anzen/jiensa/1014700.html>

3 関連計画・事業

板橋区地球温暖化対策実行計画

① 板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、区の事務及び事業に関し、「地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」の第八次計画として、「板橋区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）2025」を策定しています。

(I) 計画期間：2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

(II) 削減目標：2025（令和7）年度までに2013（平成25）年度比で36%削減

（単位：kt-CO₂）

	2013（平成25）年度 （基準年度）	2024（令和6）年度	基準年度比
温室効果ガス総排出量	29.54	29.55	0.03% 増加
調整後排出係数で評価した場合		18.14	38.6% 減少

※ 電気事業者別排出係数（R7.3.18環境省・経済産業省公表）による「調整後排出係数による評価値」と、過年度算定の推移を確認する「未調整係数を適用した場合の算定値」を併記している。

② 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

区内の地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、区民・事業者・区が各々の役割に応じて取り組むべき対策と進行管理の方法を示し、パリ協定やSDGsの採択後における世界の潮流を踏まえ、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

(I) 計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

(II) 削減目標：2025（令和7）年度までに2013（平成25）年度比で30%削減

（単位：kt-CO₂）

	2013（平成25）年度 （基準年度）	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	基準年度比
温室効果ガス総排出量	2,318	1,955	1,880	18.8% 減少

他自治体・海外とのパートナーシップ（ICLEI）

区では1994（平成6）年に、「持続可能性をめざす自治体協議会－ICLEI（※P95）」に加盟し、世界の環境先進自治体や研究機関などから情報を得ることや、ICLEIを通じて区の環境施策などの情報を発信することで、環境への取組を的確かつ効果的に進めています。

近年の主な活動としては、2018（平成30）年度に、タラノア対話（※P94）を紹介する国のポータルサイトに、これまでの板橋区の取組を投稿したところ、環境省などから要請を受け、ポーランド・カトヴィツェで開催された「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」（※P95）に坂本区長が登壇し、世界に向けて大きく板橋区の環境への取組を発信しました。

2019（令和元）年度には、気候変動対策を含む持続可能な開発目標（SDGs）に取り組み、持続可能な社会の実現に向けた枠組みである長野宣言に賛同しました。

これからも、区の環境施策の取組を世界に発信し、国内外からの評価、意見などを得ることで、“環境の板橋”に磨きをかけ、環境における新たな板橋ブランドを構築していきます。



■COP24でスピーチする坂本区長

区におけるスマートシティへの取組

① 「板橋区スマートシティ推進方針」

区民・事業者を含めた多様な主体における様々な分野の施策・事業において、スマートシティ（※P94）の考え方に基づいた取組が推進されることを目的として、2017（平成29）年3月に「板橋区スマートシティ推進方針」を策定しました。この推進方針

魅力にあふれ、健康にくらせる持続可能なまち いたばし



■板橋区スマートシティのめざす概ね10年後の将来像とそれを支える3つの着眼点

は、6つの方向性と、それを支える手段を示しています。これに基づき、区の特性を踏まえ、既成市街地の再生と地域価値の向上を図るプロジェクトを生み出し、環境、防災・減災、健康・福祉、教育・保育などの側面を包括した「板橋区らしいスマートシティ」の実現につなげていきます。

- 1 エネルギーの賢い活用と創出
エネルギーマネジメントの推進によりエネルギーを効率的に利用し、余剰エネルギーを生みだして持続可能なまちを実現します。
- 2 シェアによる持続可能な資源利用の促進
情報の発信により共有可能なモノのシェアを促進し、新しい消費スタイルを定着させて限りある資源を有効利用します。
- 3 新しい産業クラスターの創出と発展
様々な主体による交流・連携を促進し、新しい産業集積（クラスター）の創出・発展をめざします。
- 4 快速で活力のある健康的で文化的な場の創出
区民や事業者がいきいきと活動できる場をつくとともに、区民の健康寿命を延ばします。
- 5 地球にも人にもやさしい安心・安全なまちの創出
再生可能エネルギーや自立分散型エネルギー等の活用により、すべての人がくらしやすく、低炭素で安心・安全なまちをつくります。
- 6 人・モノのつながり促進と魅力発信
区民・事業者・行政など多くの主体が参加し様々な分野の取り組みをつなげ、新しい価値を創出します。また、こうした取り組みを積極的に発信し、区の魅力を高めます。



あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化

■6つの方向性とそれを支える手段

② 板橋区らしいスマートシティの実現に向けた取組

スマートシティに関連する主な取組について紹介します。

(Ⅰ)一般家庭への取組

(a) 宅配ボックス導入助成事業

(2022(令和4)年9月～)

宅配での再配達を抑制させ、物流における温室効果ガス排出削減のため、宅配ボックスの設置について経費を一部助成し、宅配ボックスの導入の支援を行いました。



■宅配ボックス設置イメージ

(a) 行政財産の有効活用(屋根貸し)による太陽光発電事業【リサイクルプラザ】

(2014(平成26)年度～)



■太陽光発電システムの設置が完了したリサイクルプラザの屋上の様子

(b) 区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業

(2020(令和2)年度～)

2020(令和2)年12月、区有地である板橋二丁目68-1を事業者の有償で貸し出し、電気自動車等のカーシェアリング事業を民間事業者が展開しました。また、環境政策課で借り上げている庁用車を1台分削減し、その代替車として、必要な時に必要なだけ当該電気自動車を借り上げ、環境負荷の低減、区民が電気自動車を実際に利用するきっかけを提供することを目的に実施してきました。

2020(令和2)年度から2023(令和5)年度の3年間で、月間の利用回数も増加していき、シェアリングサービスも板橋区民の生活に定着しました。

このことにより2024(令和6)年2月から、台数を2台から4台に増台し、より行動変容を促す環境づくりをすることとし、カーシェアリングステーションも板橋二丁目68-1からGSパーク板橋区役所前(板橋二丁目61-6)へ場所を移しました。



■カーシェアリング用の電気自動車

(c) EVバイクバッテリーシェア推進事業

(2021(令和3)年度12月～2021(令和3)年度3月)

都などと連携し、EVバイクのバッテリーシェア実証実験を実施することで、交換可能なバッテリーを用いたEVバイク利用者間バッテリーシェアリングにおける課題の検証等を行うとともに、今後のEVバイク普及に関連する諸施策の検討の一助とした事業です。板橋区では、板橋区役所本庁舎駐車場などに、バッテリーの交換スポットを設置しました。



■区役所で行った出発式



■区役所から出発するEVバイク

(d) EVバイク等利活用促進事業

(2022(令和4)年度～)

2021(令和3)年度に実施した「EVバイクバッテリーシェア推進事業」の結果と課題に基づき、EVバイク等を活用した新たなサービスのビジネスモデルを構築し、今後のEVバイク等の普及に関連する諸施策の推進の一助とするため、都などと連携し高島平温水プール駐車場、GSパーク板橋区役所前(旧保健所駐車場)、グリーンカレッジホール駐輪場の一面にEVバイクバッテリー交換のためのステーションを設置しました。



■バッテリー交換ステーション

関連するホームページ
(スマートシティ各事業の詳細など)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/smart/index.html>

基本目標2 循環型社会の実現

1 板橋区の現状

区民一人当たりの一日のごみ排出量は大きく減少し、目標値である598gを達成することができました。

また、循環型都市をめざして、ごみとなるものをできる限り減らし、再資源化可能なものは資源として循環させる取組を進めるために2024（令和6）年4月から可燃ごみとして回収していたプラスチックを資源として回収する取組を実施したため、リサイクル率が上昇しました。

今後、これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会へと転換していくことが必要とされています。そのため、区民の3R行動（リデュース・リユース・リサイクル）を定着させていくとともに、ごみの発生抑制・資源循環の取組を進めます。

また、区内全域に拡大したプラスチック再資源化事業等、資源循環施策を推進し、さらなるごみの減量とリサイクル率の向上を図っていきます。

活動指標

指標名	基準年値 平成27年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度
区民一人当たりの一日の ごみ排出量※1	689 g※3	↘	598 g※4	598 g	579 g	100%	順調
リサイクル率※2	21.5 %※3	↗	28.0 %※4	21.8 %	25.0 %	53.8 %	漸進

※1 この指標は、1年間のごみ・資源排出量の合計から、区内人口（10月1日現在）及び1年間の日数を割り返し算出したものとなります。

※2 この指標は、発生した不用物のうち、どれくらいリサイクルされたかを示す指標として、以下の方法により算出しています。

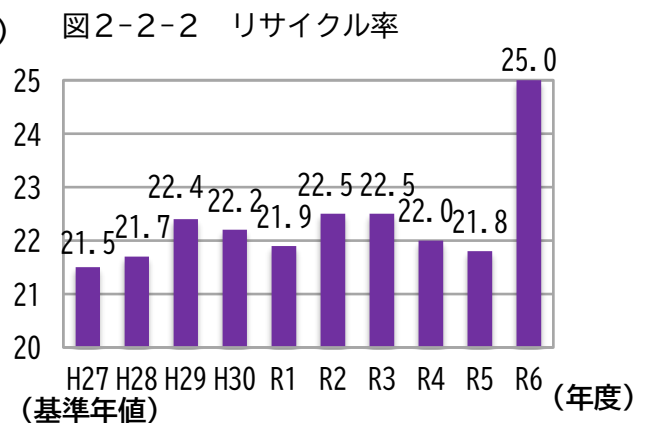
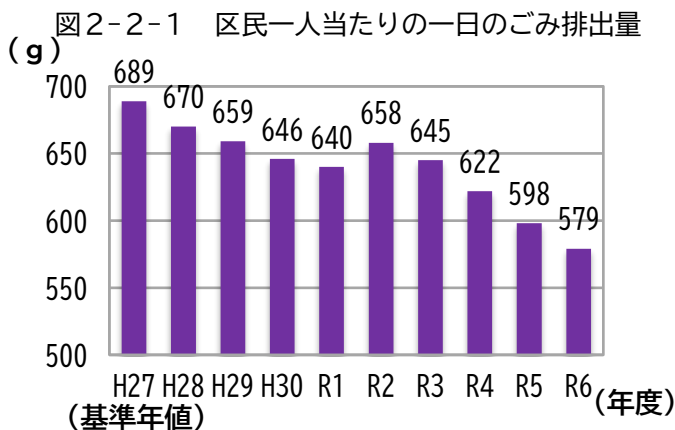
※3 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値（2015（平成27）年度）

※4 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値（2025（令和7）年度）

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{行政による資源化量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量} + \text{不燃ごみ処理資源化施設等における資源化量}}{\text{行政による収集ごみ量} + \text{行政による資源回収量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量} + \text{商店街リサイクル回収量}} \times 100$$

※ オフィスリサイクル・商店街リサイクル事業は2022（令和4）年度をもって事業終了のため、2023（令和5）年度リサイクル率の算出には含まない。

参考データ



2 環境施策の活動状況

(1) 板橋かたつむり運動の推進



板橋かたつむり運動

これまで私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という生活を営んできました。しかし、それは同時に地球温暖化、資源の枯渇、環境汚染といった深刻な問題を生み出し、ごみの増加に伴う最終処分場の不足という重大な課題にも直面しています。大量に出されるごみを適正に処理するだけではこうした問題は解決できません。これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会（※P94）へと転換していくことが必要とされています。

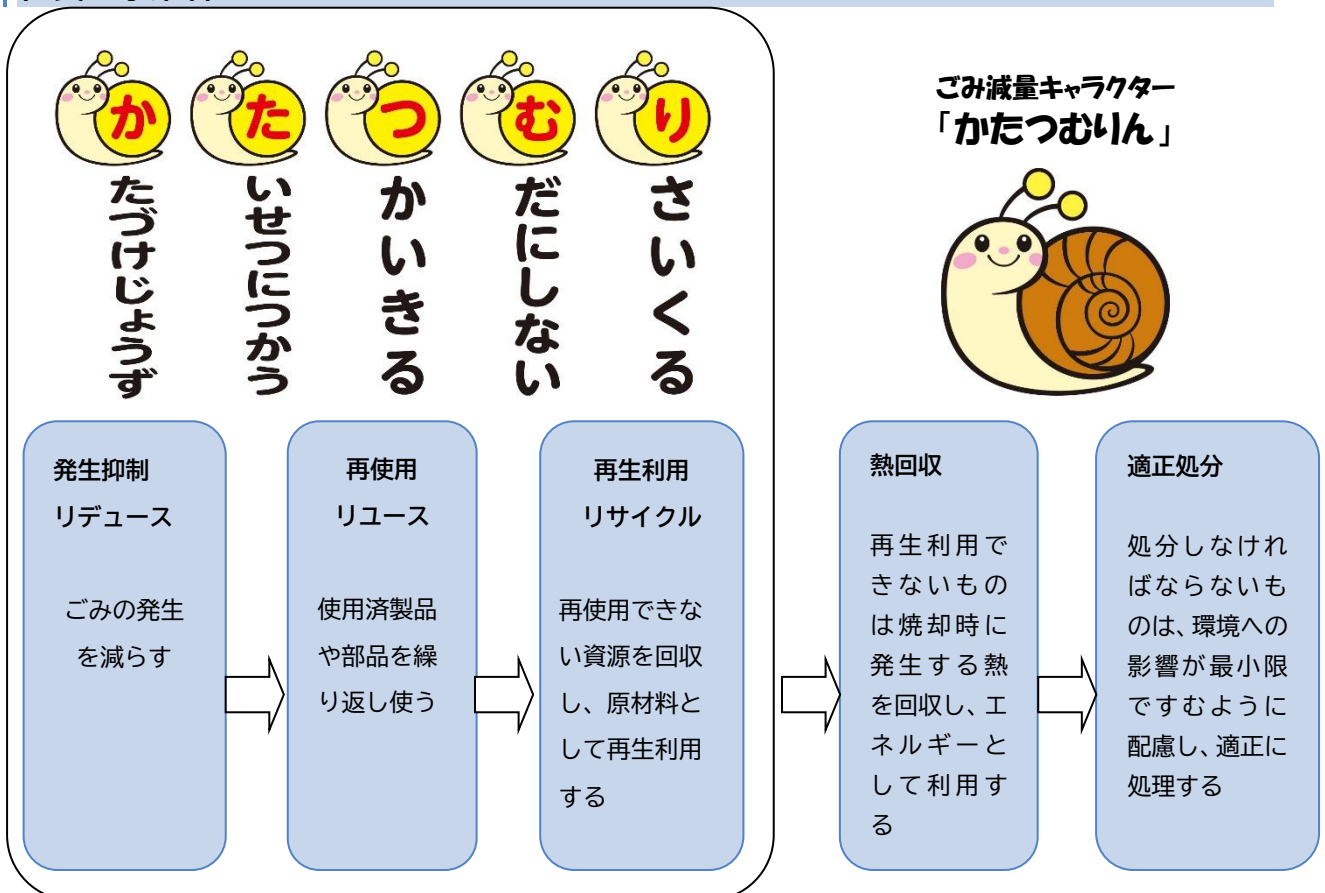
板橋区は「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定し、さらに一般廃棄物処理基本計画（関連P37）を策定して、持続的発展が可能な社会を構築するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）（※P96）を前提にして熱回収・適正処分の推進による清掃・リサイクル事業に取り組んできました。2011（平成23）年4月からは3Rの考え方をさらに発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、区民の生活習慣をごみの減量やリサイクルに結びつける「板橋かたつむり運動」を実施しています。関連するホームページ

「板橋かたつむり運動」を実施しています

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/katatsumuri/1001823.html>

図2-2-3 ごみの処理・リサイクルの流れ

区民・事業者とのパートナーシップ



2024（令和6）年度のリサイクル推進員研修会の参加者数は262人と2023（令和5）年度と比較し増加しましたが、概ね減少傾向にあります。参加者のアンケート内容を踏まえて研修内容を充実させ、引き続き参加者数の増加に努めていきます。

循環型社会を構築するには、区民・事業者と区とのパートナーシップに基づいた取組が必要です。区内各地区では、エコポリス板橋地区環境行動委員会（※P93）が設立され、地域での清掃活動をはじめ、区民を主体とした取

組が行われています。また、ごみ減量・リサイクルに熱意のある区内に在住、在勤又は在学している満18歳以上の者のうち、町会・自治会長等から推薦された者と公募により選出された者（505名）をリサイクル推進員として委嘱しています。推進員には定期的に研修を受講いただき、情報提供及び情報交換とともに、地域のリサイクルリーダーとして、区や地区環境行動委員会と協働して活動に取り組んでいただいています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
リサイクル推進員研修会参加者数	433人	↗	187人	262人	後退

今後の対策：研修内容や実施方法を見直し、引き続き参加者数の増加に努めていきます。

発生抑制

① 清掃・リサイクル出前講座

2024（令和6）年度のごみ減量に関する出前講座の実施回数は44回と概ね横ばいで推移しています。

ごみの減量やリサイクルに関する正しい知識を習得するためには、子どもたちから

の環境学習が大切です。そのため、区内の保育園や幼稚園、小学校等に区の職員が出向き、ごみ減量・リサイクルをテーマにした出前講座を行っています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	43回	↗	44回	44回	横ばい

② 生ごみの減量・食品ロスの削減

家庭から出る生ごみの量は、燃えるごみの約30%を占め、そのうち約80%が水分といわれています。生ごみに含まれる水分は運搬の際に余分なエネルギーを消費し、焼却時には炉内の温度を下げってしまう等の弊害を生じます。

区では、家庭から出る生ごみの排出量を削減するため、食品ロス削減等のPRを積極的に行っています。生ごみからたい肥づくり講習会やフードドライブ等の実施により、ごみ減量・資源化に努めています。

関連するホームページ
(生ごみ減量・食品ロス削減)
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/te-tsuduki/gomi/loss/index.html>



■ 食品ロス削減国民運動ロゴマーク
愛称「ろすのん」

《食品ロス削減に向けた取組》

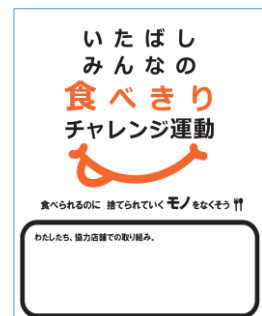
本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」と言い、日本における「食品ロス」の量は年間464万t（2023（令和5）年農林水産・環境省推計値）にも及びます。

また、SDGsの目標「12：つくる責任 つかう責任」のターゲット12.3（※P94）では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と述べられています。

食べ物を大切にする気持ちや「**MOTTAINAI**」の再認識につなげ、区民の皆様や事業者の方々と一緒に板橋区における食品ロスの削減をめざした、板橋区における取組をご紹介します。

① いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動

12月から1月を「食べきりチャレンジ月間」とし、小盛メニューや量り売りなどの食品ロスを減らす取組をしている飲食店・小売店等の協力を得て、店舗と利用者が共に食べきることに取り組んでいきます。



② フードドライブ

フードドライブとは、家庭で使いきれない食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動です。板橋区では、食品ロスの削減と食品の有効活用を図るため、2016（平成28）年度からフードドライブを開始し、提供いただいた缶詰やインスタント・レトルト食品、調味料や菓子、米などは、フードバンク団体などにより、食品や飲料を必要としている団体や個人へ届けられています。

2020（令和2）年度からは区内18地域センターにおいて、2022（令和4）年度からは子ども家庭総合支援センターや区内の一部店舗において常時、食品を預かることができるようになりました。

これにより2024（令和6）年度は常設窓口にて3,376kgの食品や飲料をご提供いただきました。



■ フードドライブ

③ いたばし食べきりレシピコンテスト

区は家庭における食品ロス削減のため、食べきれなかった料理や余りがちな食材、野菜の皮や芯を活用したオリジナルレシピの募集を行い、優秀作品を決めるコンテストを開催しました。

リサイクルプラザ

区内で回収されたびん・缶を選別・圧縮する「処理ゾーン」とリサイクルを啓発する「プラザゾーン」があります。

「プラザゾーン」では、びん・缶の処理の様子を見学することができます。また、家庭で不用になった家具を販売するほか、多目的室の貸し出し、リサイクルを推進するための様々な展示やイベントなどを行っています。また、荒川河川敷を利用する方のためのコインロッカーやシャワー室があり、区民の方に広く利用していただける施設をめざしています。



■ リサイクルプラザ

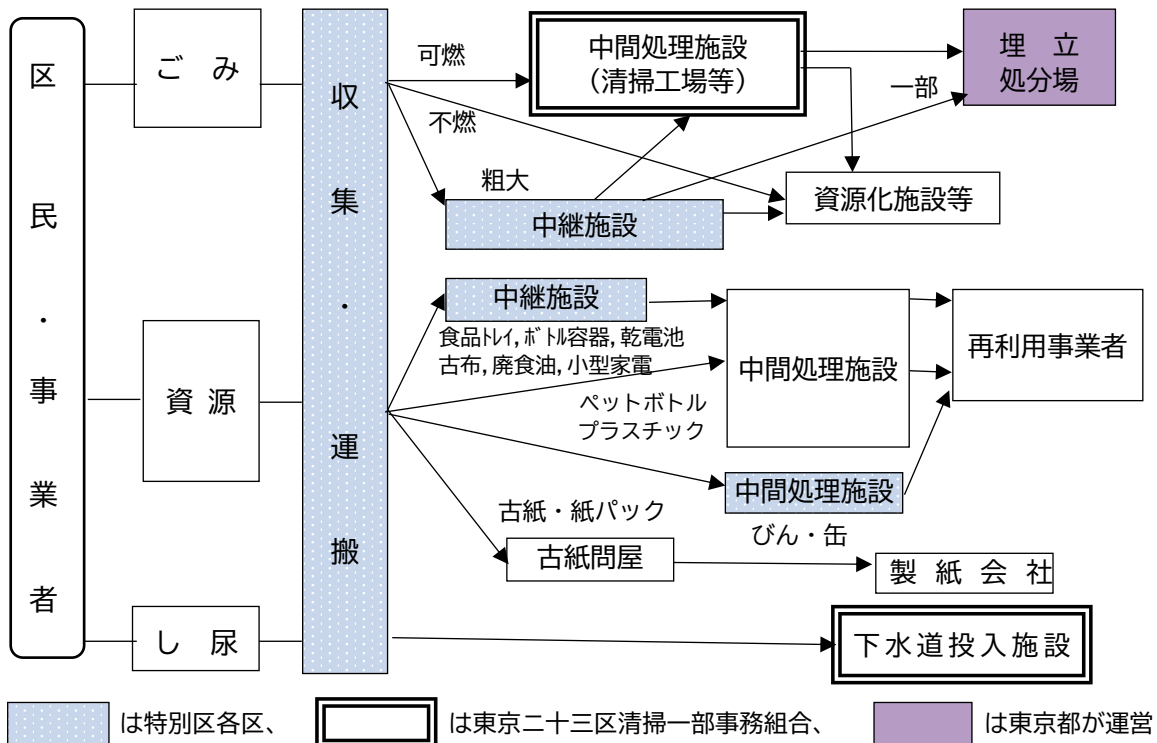
関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/plaza/index.html>（区HPリサイクルプラザのご案内）
<https://itapla.com/>（リサイクルプラザHP）

(2) 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用



図2-2-4 現在の清掃事業の運営形態



清掃リサイクル事業の運営

① 事業形態

(I) 収集・運搬

特別区各区が実施しています。

(II) ごみの中間処理、し尿の処分

23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行っています。

(III) 最終処分

東京都が設置・管理する東京港内の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用しています。

② 清掃一部事務組合の設置

燃やすごみ（以下「可燃ごみ」という。）の中間処理及び燃やさないごみ（以下「不燃ごみ」という。）・粗大ごみの中間処理並びにし尿の処分を特別区が共同して行うために、地方自治法第284条の規定に基づいて「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置しています。

③ 清掃協議会の設置

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理執行及び付随する連絡調整事務を行うため、各特別区及び清掃一部事務組合は地方自治法第252条の2の規定に基づいて「東京二十三区清掃協議会」を設置しています。2013（平成25）年度には、事務の効率化を図るため、23区から一般廃棄物処理業の許可等の事務が移管されました。

ごみ出しルールの徹底

① 指導業務の充実

区では、ごみ出しルールの周知徹底を図るため、各地域で区民や事業者との対話を中心

にした「ふれあい指導」を積極的に展開しています。集積所に出されたごみを調査し、分別が不徹底であるものや、事業系ごみで有料ごみ

処理券が未貼付又は料金不足のものなどについて、排出者を調査し、各家庭・事業所等を訪問して直接説明及び指導をしています。

単身者や外国人世帯の多い集合住宅では、ごみ出しルールが周知されていないことなどから分別の不徹底が見られる場合があるため、管理人と連携した周知や戸別に英語・中国語・韓国語のチラシを配付するなどの対応を行っています。

また、適正排出されていない場合は、収集車の待ち時間を活用して、ごみの正しい分け方・出し方等を説明し、ごみ出しルールの徹底に努めています。

関連するホームページ
(集積所の美化等について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/seiso/1001904.html>

② 商店街戸別収集事業

2003（平成15）年2月から、商店街の美観の向上、廃棄物の分別の徹底、カラス対策の推進、有料ごみ処理券の貼付率の向上等を目的とした、商店街戸別収集を実施し、排出者の意識の向上を図っています。

③ 大規模建築物等への排出指導

階数3以上かつ戸数10以上の集合住宅、及び敷地面積1,000㎡以上若しくは延べ面積2,000㎡以上の事業用建築物に対して、

廃棄物保管場所等の設置を指導しています。

また、事業用途部分が1,000㎡以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・提出を義務づけ、廃棄物の減量と適正な処理を求めています。さらに、事業用建築物への立入調査や廃棄物管理責任者を対象とした講習会を行い、廃棄物の減量及びリサイクルの徹底を図ることにより、事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）の減量に努めています。

関連するホームページ
(大規模建築物について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsudu/seiso/1001906.html>

④ 資源物持ち去り対策について

2015（平成27）年4月に施行された「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」では、資源の種類及び集積所の定義の明確化を図り、排出された資源の持ち去りを規制する改正を行い、持ち去り者に対する罰則規定を新設しました。

また、取り締まりを行うことで実効性を担保していくために、青色パトロールカーを利用した継続的なパトロールを実施しています。

関連するホームページ
(資源物持ち去り対策について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/shigen/1001864.html>

ごみ収集

2024（令和6）年度の家庭ごみ及び事業系ごみの排出量は概ね減少傾向にあります。

板橋区を含め23区では、以前は廃プラスチックを焼却に適さないごみとして、不燃ごみとして収集し、ほとんどが最終処分場に埋め立てられてきました。現在の最終処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港内に残された最後の埋立処分場であり、一日でも長く使用できるようにしなければなりません。

そのため2008（平成20）年度から、廃プラスチックを可能な限りリサイクルしたうえで、なお、ごみとして排出される廃プラスチックを不燃ごみから可燃ごみに変更し、清掃工場で焼却を行い熱エネルギーとして回収する「サーマルリサイクル」を始めました。直接埋め立てを行わずに焼却し埋立処分量を削減することで、最終処分場の延命化を図っていましたが、2024（令和6）年度からは、可燃ごみとしていたプラスチックを資源として回収し、さらなるごみの削減を進めています。

また、板橋区では2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化に取り組んでいます。

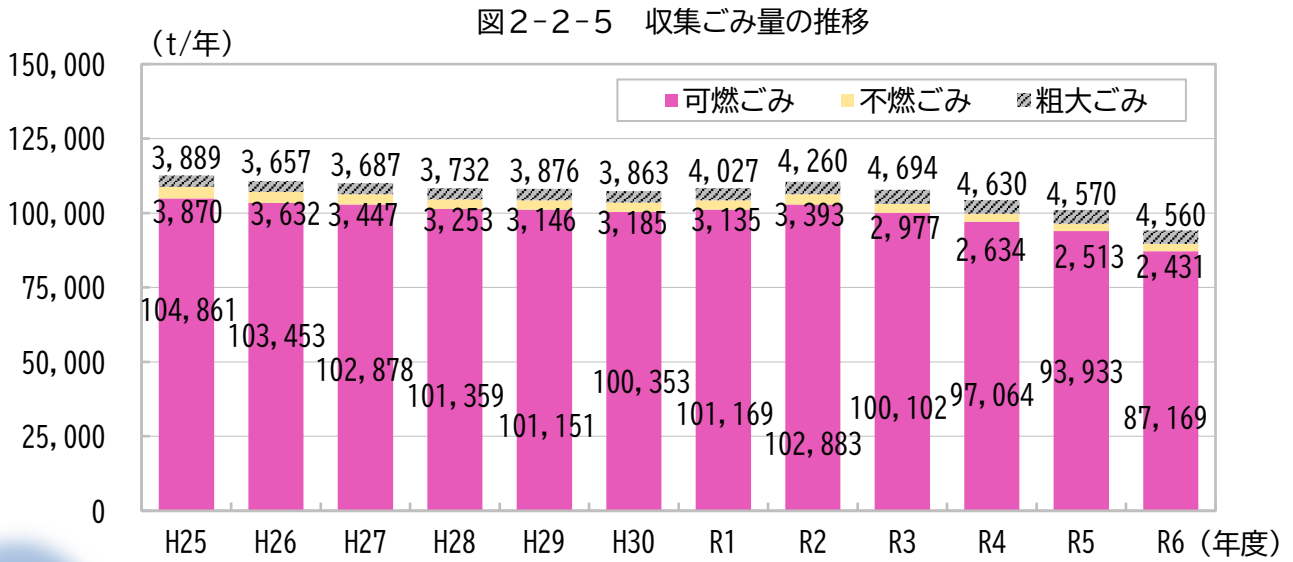
① 収集回数

区では「可燃ごみ」週3回、「不燃ごみ」月2回の収集を行っています。

また、区民の利便性を考慮し、「粗大ごみ」を毎日区内全域で収集しています。

② 収集量

区が収集するごみの量は、次の図に示されるとおり、概ね減少傾向にあります。この要因としては、資源分別回収の普及等が考えられます。なお、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で増加したものの、2021年度（令和3）年度以降は減少しています。



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
家庭ごみの排出量(可燃・不燃・粗大ごみ)	110,742 t	↘	101,016 t	94,160 t	進展
事業系ごみの排出量(可燃持ち込みごみ)	29,520 t	↘	28,306 t	27,814 t	進展

今後の対策：コロナ禍の影響もあり、「家庭ごみの排出量」「事業系ごみの排出量」は減少傾向で推移していますが、今後もごみ減量についての啓発等の充実を図っていきます。

③ 高齢者・障がい者世帯の戸別回収

2024（令和6）年度の高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数は、概ね増加傾向にあります。

区は、ごみを集積所へ持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集を実施しています。

ごみが何日間も排出されていないなど、戸別収集の際に異変があると認められる場合には、緊急連絡先に連絡するなど、安否の確認も行っています。また、事前面接などの時に希望する方には、収集の際に「広報いたばし」を配付しています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	783 件	↗	908 件	927 件	進展

関連するホームページ
(高齢者・障がい者世帯のごみ戸別収集)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/seiso/1001905.html>

資源回収

① 集積所回収

2024（令和6）年度の資源回収量は区内全域でプラスチックの回収を実施したため概ね増加傾向に推移しています。

現在、区内全域のごみ集積所（2025（令和7）年4月1日現在、約26,100か所）において、週1回古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチックの資源回収を行っています。

関連するホームページ
（資源とごみの正しい分け方・出し方）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shigen/1001856.html>

② 拠点回収

2024（令和6）年度拠点回収量は概ね横ばいで推移しています。

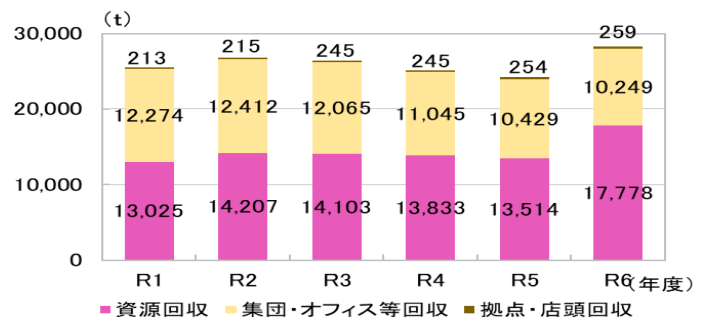
区では、区民の皆さんがいつでも資源を出せる方法として、地域センターなどの区内の公共施設を中心に紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器・廃食用油・古布・古着・ハブラシを回収するボックスを設置しています。

※ 紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器については令和7年3月末で廃止しました。

また、2013（平成25）年度からは使用済小型家電（※P94）の回収を開始しました。使用済小型家電は「都市鉱山」ともいわれ、その中には鉄や銅、金や銀などの貴金属、「レアメタル」といわれる希少金属など、様々な鉱物が含まれています。このような資源をリサイクルし有効に活用するための取組として、2014（平成26）年1月より、区内に回収ボックス（2025（令和7）年4月1日現在、13か所）を設置して拠点回収を実施しています。

回収の対象は、最大辺が30cm未満で、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に投入可能な小型家電とし、回収後は国の認定事業者へ引き渡し、法に基づいた適切な処理を行います。

図2-2-6 資源回収量の推移



※ 商店街・オフィスリサイクルは令和4年度で終了

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
資源の回収量	13,869 t	—	13,768 t	18,036 t	—
資源回収品目数 ^{※1}	11 品目	↗	12 品目	13 品目	進展
小型家電の資源売却量 ^{※1※2}	544,570 kg	↗	431,117 kg	425,119 kg	後退

※1 「資源回収品目数」「小型家電の資源売却量」は環境施策1「板橋かたつむり運動の推進」の指標であるが、「資源回収」に関する取組としてまとめて表記する

※2 「小型家電の資源売却量」は、逆有償（排出側が処理側に代金を支払うこと）が発生しているため、基準年値・実績値ともに「資源回収量」とする

今後の対策：費用の面や区民の利便性の点から、資源回収品目を増やすことは、なお検討が必要です。現状では、資源回収品目を増やすことより、資源回収・拠点回収による回収量の増加に努めていきます。

関連するホームページ
（拠点回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/kyoten/index.html>

ごみの処理

下図に板橋区のごみの流れを示します。区内で発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分かれ、それぞれ種類に応じた適正な処理がなされています。

① 可燃ごみ

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。焼却処理によって生じた焼却灰は、セメント原料化や徐冷スラグ化（※P94）（図2-2-7注釈参照）し、建設・土木資材等として利用されています。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用して、熱供給や発電を行います。

板橋区の大部分の可燃ごみを焼却処理する板橋清掃工場では、工場から排出されるダイオキシン類を削減するためのプラント更新工事が実施され、2002（平成14）年11月から稼働を再開しています。また、区のごみはこのほか、近隣の清掃工場で焼却処理され、この焼却灰と、板橋清掃工場で焼却処理後に生じた焼却灰は、プラント更新時に新たに併設された灰溶融施設でスラグ化されてきま

した。しかしながら、2011（平成23）年の東日本大震災以降の電力需要のひっ迫等に鑑み、2016（平成28）年度から、板橋清掃工場の灰溶融施設は休止となったため、焼却灰の一部はセメント原料化され、新たな有効利用が始められました。また、2018（平成30）年度からは、徐冷スラグ化の取組も開始しています。

② 不燃ごみ

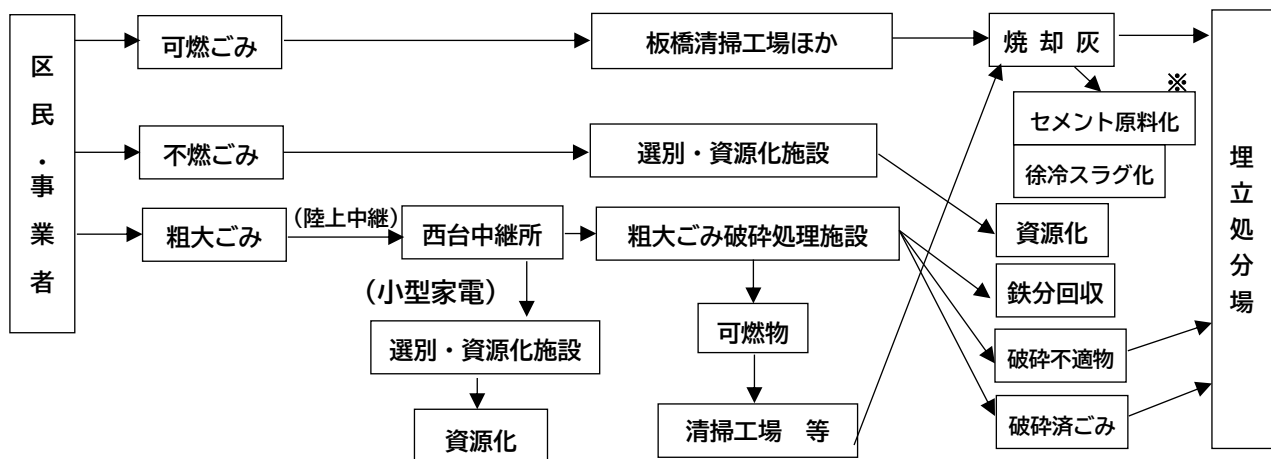
不燃ごみは、2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化しています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設で破碎減容化され、鉄を資源として回収した後、可燃物は清掃工場へ逆送され焼却し、不燃物・焼却不適物は埋立処分されています。

なお、2014（平成26）年度より西台中継所に搬入した粗大ごみのうち、小型家電を小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の資源化施設に搬入し、資源化しています。

図2-2-7 板橋区のごみの流れ



※ 可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。焼却灰と飛灰は、ともに埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取組を進めています。また、平成30年度からは徐冷スラグ化の取組も開始しています。

セメント原料化とは、焼却灰を民間のセメント工場へ自動車・鉄道貨物・船舶で運搬し、ポルトランドセメント（P95）の原料の一つである粘土の代替原料として使用するものです。

徐冷スラグ化とは、焼却灰と飛灰をセメント原料化と同様に民間の施設まで運搬し、溶融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ、石状のスラグをつくり、道路工事の材料などで使用するものです。

《プラスチックごみ問題》

2020（令和2）年7月1日からレジ袋等のプラスチック製買物袋の有料化がスタートし、2021（令和3）年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布、2022年（令和4年）4月に施行されました。その背景の1つには、世界的なプラスチックごみの海洋流出問題があります。



（環境省ホームページより引用）

プラスチックは安価で扱いやすく、衛生的であることから様々な製品に使用されるほか、容器包装や梱包材としても広く使われています。その一方で、プラスチックのほとんどは再利用されず、使い捨てとなっています。日本においても、年間約9,400万トンのプラスチック廃棄物が排出され、そのうち2～6万トンが河川や海洋などといった環境に漏出していると考えられています。

このように回収されずに河川を通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050（令和32）年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されています。

環境省では、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、消費者・自治体・企業などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を進めることを後押しするための「プラスチックスマート」キャンペーンを実施しています。

《循環経済（サーキュラーエコノミー）》

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。（環境省ホームページより）

区民・事業者主体のリサイクル

① 集団回収

2024（令和6）年度の集団回収登録団体数は897団体と、概ね横ばいで推移しています。

集団回収とは、住民の皆さんが10世帯以上集まって団体をつくり、家庭から出る古紙や古布などの資源を日時や場所を決めて集め、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動です。団体には町会・自治会、学校PTA、集合住宅の管理組合など様々な形態があります。

区では、集団回収団体に対して資源の回収量に応じた報奨金を支給するなど、集団回収活動を支援しています。

集団回収の実施を通して、区民の皆さんのごみ・資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められるとともに、集団回収活動を通して協力しあうことで、地域の皆さんの交流が深まります。今後も引き続き、集団回収事業の継続を支援していきます。

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
集団回収登録団体数	883 団体	↗	896 団体	897 団体	横ばい

今後の対策：登録団体数に大きな変化はなく、古紙相場の下落に伴う収益悪化により回収業者が撤退しているため、今後も回収の効率化や制度の充実を図り、事業継続を支援していきます。

関連するホームページ
(集団回収)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/ki/gomi/kaishi/1001910.html>

② 商店街・オフィスリサイクル ※令和5年3月31日で終了

板橋区オフィスリサイクルシステム及び板橋区商店街リサイクルシステムは、板橋区資源リサイクル事業協同組合が運営しており、中小規模の事業者が参加しやすいように構築された事業系古紙回収システムであるため、区はこの事業を側面から支援しました。

オフィスリサイクルでは、事業所から出る上質紙（OA用紙等）、新聞、シュレッダー処理紙、段ボール、雑誌などを、専用回収袋や紙テープにより、週1回、決まった曜日に回収しました。

商店街リサイクルでは、商店街単位で定期的に段ボールを回収しました。

関連するホームページ
(事業系ごみ・浄化槽)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tesuduki/gomi/jigyuu/index.html>

3 関連計画

一般廃棄物処理基本計画

区では、2018（平成30）年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」を策定しました。

この計画は、2012（平成24）年3月に策定された前計画の進捗状況を評価・検証し、ごみ減量やリサイクルの取組をさらに推進していくため、廃棄物施策の再構築と強化を図ったものです。

基本理念「人と環境が共生する循環型都市

『エコポリス板橋』を実現する」、2つの達成目標、6つの基本方針については、前計画を踏襲しています。

区民1人1日あたりの資源・ごみ量及びリサイクル率の数値目標については、新たに目標を設定しました。

また、基本方針等を達成するために、5つの個別計画を掲げています。

① 数値目標

項目	2021（令和3）年度	2025（令和7）年度
区民1人1日あたりの資源・ごみ量	626 g	598 g
リサイクル率	26%	28%

② 重点施策

- (Ⅰ) 情報発信・普及啓発計画
- (Ⅱ) 発生抑制計画
- (Ⅲ) 再生利用促進計画
- (Ⅳ) 収集運搬計画
- (Ⅴ) 適正処理・処分計画

関連するホームページ
(板橋区一般廃棄物処理基本計画)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/1045124/1001925.html>

◇ 2024（令和6）年度の種別資源化量・回収量（換算単位は、1000未満四捨五入）

<資源回収・拠点回収・不燃ごみ資源化量>

アルミ缶	981トン	350ml(16g)缶換算	61,299,000本
スチール缶	457トン	190ml(30g)缶換算	15,220,000本
リターナブルびん (※P95)	160トン	ビール大びん(610g)換算	262,000本
ワンウェイびん	3,562トン	120mlドリンクびん(145g)換算	24,562,000本
新聞紙	768トン	立ち木換算	15,000本
		※古紙1トンは樹齢20~30年の立ち木20本に相当	
雑誌	1,382トン	立ち木換算	28,000本
段ボール	3,161トン	立ち木換算	63,000本
雑がみ(紙パック、紙箱、紙袋、OA用紙)	147トン	立ち木換算	3,000本
紙パック(拠点回収分)	30トン	1パック(30枚 1kg)換算	900,000枚
乾電池	50トン	単一乾電池(100g)換算	500,000個
ペットボトル	2,561トン	500mlボトル(26g)換算	98,485,000本
プラスチック	3,477トン		
古布・古着	152トン	Tシャツ(130g)換算	1,169,000枚
廃食用油	6トン		
使用済小型家電	9トン		
不燃ごみ資源化	2,431トン		

※ 種別別数値（資源化量）は、それぞれ回収後に水分や異物などを取り除いた量であり、これらを合計した数値と図2-2-6に掲載しているグラフの数値とは一致しません。

<集団回収量>

アルミ缶	162トン	350ml(16g)缶換算	10,125,000本
スチール缶	23トン	190ml(30g)缶換算	767,000本
リターナブルびん(※P95)	1トン	ビール大びん(610g)換算	1本
新聞紙	2,594トン	立ち木(50kg/本)換算	52,000本
		※古紙1トンは樹齢20~30年の立ち木20本に相当	
雑誌	2,827トン	立ち木換算	57,000本
段ボール	4,443トン	立ち木換算	89,000本
紙パック	3トン	立ち木換算	60本
古布	198トン	Tシャツ(130g)換算	1,523,000枚

基本目標3 自然環境と生物多様性の保全

1 板橋区の現状

板橋区には、荒川の豊かな自然や石神井川等の潤い、武蔵野台地と低地間の岸線の豊かな樹林地や湧水をはじめ、憩いの場となる公園など豊かなみどりや水環境があります。

公園率は、大きな変化はありませんが、都市部の貴重なみどりの資源として、広大な河川敷を有する荒川や身近な憩いを与える石神井川などの水の資源とともに、保全に努めています。

2024（令和6）年度は、河川や池の水質汚濁の状況を調査したところ各河川とも年に数回、環境基準を超過している項目が散見されました。これは、天候による影響や上流調整池からの放水による影響が由来するものと捉えられます。

自然との共生では、鳥獣等の相談業務を始め、カラス被害対策や、外来生物であるハクビシン・アライグマの被害対策を行いました。また、河川の生物を調査するほか、区内に生息する生き物の写真や情報を区民等から収集し、ホームページなどで公開しました。

その他、雨水を有効利用し、流出抑制や水循環に配慮した生活様式を普及することを目的として、雨水貯留タンクの設置費の補助事業を実施しました。

活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度
区全体の植生被覆率※1	18.3 %	↗	21 %	—	18.57%	—	—
公園率※2	5.9 %	↗	6.1 %	5.9 %	5.9 %	0%	停滞
石神井川における生物化学的酸素要求量（BOD75%値）※3	0.7 mg/L	—	1.0 mg/L以下	1.3mg/L	0.9 mg/L	66.7%	達成
白子川における生物化学的酸素要求量（BOD75%値）※3	3.8 mg/L	↘	2.0 mg/L以下	2.2mg/L	2.2 mg/L	88.9%	順調

※1 植生被覆率とは、航空写真撮影時に植生に被覆されている範囲が区域面積に占める割合です。植生の区分はせず、画像処理のみで抽出されたものを植生とします。

※2 公園率とは、区面積に対する都市公園の占める割合です。都市公園面積には区立公園、都立公園を含みます。

※3 BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）とは、微生物が水中の有機物（汚れ）を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つです。BODの数値が高いほど、水中に存在する有機物の量が多いことを意味し水質汚濁の程度が大きくなります。また、BOD75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは1年間を通じて測定した総検体数）のデータ値となります。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。

環境基本法に定められた環境基準（BOD75%値）は、石神井川が3mg/L以下、白子川が5mg/L以下となっています。BODの値は、降雨により雨水や下水が流入することにより影響を受ける傾向にあります。

■ 参考データ

図2-3-1 区全体の植生被覆率の推移 (%)

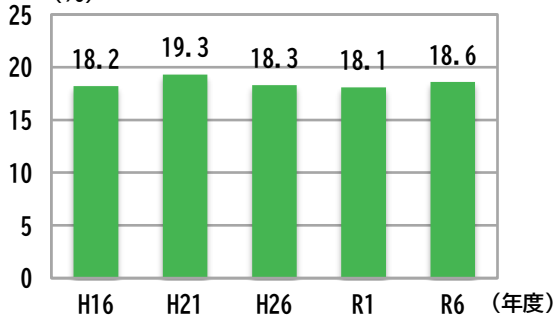
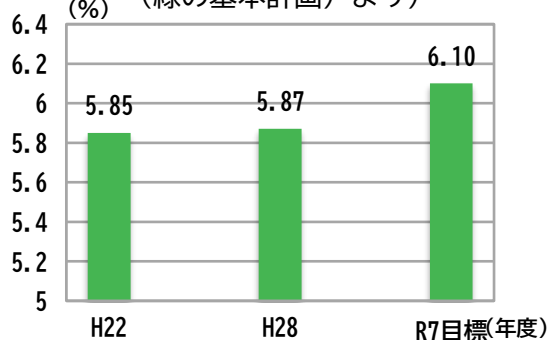


図2-3-2 公園率の目標値 (いたばしグリーンプラン2025 (緑の基本計画) より)



関連するホームページ
(緑の基本計画 【いたばしグリーンプラン2025】を策定しました)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/ryokuka/keikaku/1006682.html>

表2-3-1 石神井川及び白子川のBOD75%値の推移 (mg/L)

(年度)	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
石神井川	0.7	1.5	1.5	1.2	1.2	1.8	0.9	0.8	0.9	1.3	0.9
白子川	3.8	3.7	3.8	3.2	3.0	3.4	2.7	2.8	2.7	2.2	2.2

図2-3-3 石神井川のBOD75%値の推移 (mg/L)

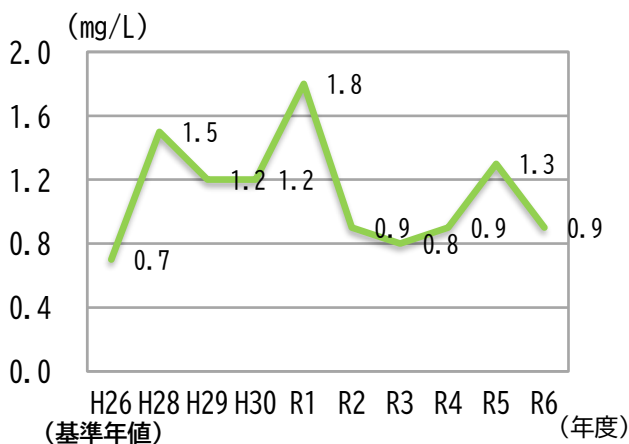
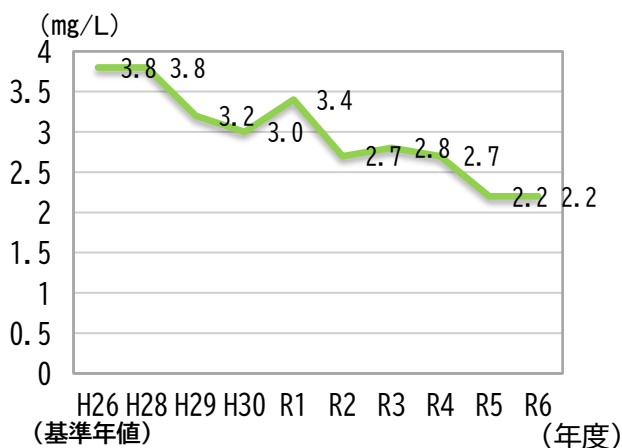


図2-3-4 白子川のBOD75%値の推移 (mg/L)

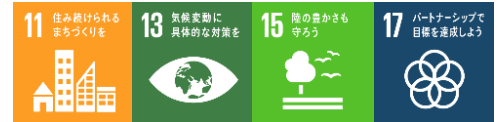


関連するホームページ
(水質調査について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1053636/1006051.html>

2 環境施策の活動状況

(1) 板橋区らしい良好な緑や水環境の保全・創出



貴重な緑の保全

① 保存樹木等の指定

2023（令和5）年度は保存樹木の新規指定はあるものの、枯損等のほか、相続等に起因する都市化が進み、指定数は減少傾向にあります。樹林地及び大径木は、都市の自然性と緑の骨格を支える大切な財産です。このため、残された樹林地等を保存樹林・竹林・樹木として指定し、維持管理にかかる費用の一部を助成するなど、経費の負担を軽減して、所有者による保全を推進しています。

また、生垣は街の安全性と景観の向上に役立っています。延長20m以上の良好な生垣を

保存生垣に指定し、管理費を助成するなど、生垣の保全を図っています。

表2-3-2 保存樹林等の指定数

2025（令和7）年3月31日現在	
保存樹林指定面積	30,462.57 ㎡
保存竹林指定面積	853.99 ㎡
保存樹木指定本数	1,610 本
保存生垣指定延長	3,004.15 m

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
保存樹木指定本数	1,842 本	➡	1,651 本	1,610 本	後退

今後の対策：SNSや広報を活用し保存樹木等制度の啓発に努めていきます。

② 樹林地等の保全

区民共有の財産である樹林地のうち区が管理する37か所について、その価値を最大限引き出すための方針と手法等の方向性を示した「板橋区樹林地管理方針」を2023（令和5）年3月に策定しました。このうち6か所について、めざすべき樹林地の将来像と、これを実現させるための具体的な維持管理手法を示す「（仮称）板橋区樹林地管理計画」を2025（令和7）年度末に策定予定です。これにより、目的に応じた適正な維持管理を実施するとともに、より良い緑を将来に引き継いでいきます。

③ 特別緑地保全地区の指定

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に定められた制度です。都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することで、豊かな緑を将来に継承することを目的としています。区では、2009（平成21）年度に「成増特別緑地保全地区」（成増四丁目新田の森・0.1ha）、2011（平成23）年度に「成増第二特別緑地保全地区」（成増四丁目緑地・0.41ha）、2024（令和6）年度に「大門特別緑地保全地区」（大門東の森公園・0.16ha）を指定しました。指定した公園・緑地内には、ケヤキ、クヌギ、イヌシデ等、幹回り120cm以上の大径木が多く含まれています。

《板橋区の森》

栃木県日光市には、板橋区と同市(旧栗山村)との“みどりと文化の交流協定”を記念して寄贈された約13haの「板橋区の森」があります。

「板橋区の森」は国(林野庁)との「分収造林契約」に基づく森林で、1990年(平成2)年から74年間、板橋区が森林の育成を行うことにより、木材として得た収益を国と区で分収するものです。育林の期間は長期間にわたりますが、CO₂の吸収源である森林の手入れ、育成を行うことで都市部での経済活動によるCO₂の排出の一定量を相殺するカーボンオフセットの考え方から、区から離れた場所での森林の保全にも取り組んでいます。

また、2000(平成12)年に発足した板橋森林ボランティアが「板橋区の森」の適正な管理や、区立公園での林床管理作業なども継続的に実施しています。



■ 板橋区の森 (栃木県日光市)

緑化指導による緑化

区では2023(令和5)年度から緑化指導の対象を拡大したことで、緑化指導に基づく緑化箇所数及び緑化面積(屋上緑化を除く)が、過年度より増大しています。

「板橋区緑化の推進に関する条例」に基づき、開発行為や建築計画に対し、緑化計画の届出を義務付けています(事業面積150平方メートル未満かつ当該土地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条で定める用途地域において商業地域若しくは近隣商

業地域に属する場合を除く)。

緑化計画は、事業地の規模等に応じて緑地確保を図るもので、この制度によって年間1ヘクタールに及ぶ緑地が確保され、区の緑化施策として大変大きな役割を果たしています。

また、緑化指導制度については量から質への転換を図ると共に、緑に対する多様な価値の創造に応えることができるよう、2023(令和5)年度に全面改定を行いました。今後とも、更なる緑化の推進を図っていきます。

表2-3-3 緑化指導による緑化完了実績

年度	件数	地上部緑化面積 (㎡)	屋上緑化(※P93)面積 (㎡)	高木植栽本数 (本)	中木植栽本数 (本)	低木植栽株数 (株)
R4	87	9,658	682	1,289	4,270	30,075
R5	135	10,924	682	1,402	5,268	34,349
R6	281	28,208	338	2,489	4,455	75,679

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
緑化指導に基づく緑化箇所数	90 件	↗	135 件	281 件	進展
緑化指導に基づく緑化面積	59,617 ㎡	↗	11,606 ㎡	28,546 ㎡	後退

今後の対策：緑化指導制度の内容の充実を図っていきます。

公園

2024（令和6）年度の、地域がつくる公園制度導入公園数及び花づくり活動登録グループの数は、現況ほぼ横ばいとなっていますが、引き続き既活動グループへの新規参加者の促進活動を図り、事業を継続できる仕組みを構築していきます。

公園の配置にあたっては、公園不足地域の解消をめざした用地取得、造成整備を行っています。公園は都市の骨格となる都市施設の一つであり、憩いの場であるとともに、レクリエーション、防災、環境、景観形成など、様々な役割を持っています。

① 公園の現況

表2-3-4 公園の現況（2025（令和7）年4月1日現在）

	区内全域	区立公園	都立公園
公園数総計 (箇所)	346	342 (うち3箇所は緑地)	4
公園面積総計 (千㎡)	1,898	1,422 (緑地678)	475
公園率(%)	5.89		

※ 公園率【区面積に対する都市公園面積（都市公園を含む）の占める割合】

② 公園の整備状況（5か年）

2020（令和2）年度から5か年で山中児童遊園、高島平七丁目公園など8か所の大規模改修を行いました。



■ 地域がつくる公園活動

③ 公園における地域連携

公園の清掃、除草や花づくりなどの美化活動について、区民の方々との協働による維持管理を進めています。

現在50か所の公園で、地域住民により組織された公園愛護協力会への清掃委託を行っています。また、ボランティアによる公園管理活動に対して区が必要経費相当の支援を行う「地域がつくる公園制度」や、公園花壇での「花づくりグループ」の輪も着実に広がっています（2025（令和7）年3月現在、地域がつくる公園制度26公園、花づくりグループ支援事業85グループが活動中）。



■ 花づくり活動

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
地域がつくる公園制度導入公園数	27公園	↗	27公園	26公園	横ばい
花づくり活動登録グループ数	83グループ	↗	83グループ	85グループ	横ばい

今後の対策：「地域がつくる公園制度導入公園数」：公園改修等を契機に、地域に声をかけ新規団体を募っています。今後の対策として、新設・改修時の地域への声かけのほか、区HPや区SNSを活用し、既活動団体への新規参加者の促進活動を図り、事業を継続していただける仕組みを構築していきます。

「花づくり活動登録グループ数」：公園での花づくりを希望する新規の活動グループは毎年あるものの、高齢化等により活動終了等のグループもあります。今後の対策として、新設・改修時の地域への声かけのほか、区HPや区SNSを活用し、既活動グループへの新規参加者の促進活動を図り、事業を継続していただける仕組みを構築していきます。

《板橋こども動物園》

東板橋公園（板橋3-50-1）内にあるこども動物園は、1975（昭和50）年に設立し50年近くとなります。施設の老朽化に伴う改修工事を経て、令和2年12月8日にリニューアルオープンしました。環境負荷低減に向けた取組として、草屋根・壁面緑化を行い、断熱効果を高めることで室温を一定に保ち、冷暖房機器の使用抑制が期待されます。高所を好むヤギの性質を活かした仕掛けもあり、草屋根に登るヤギを見ることもできます。その他、キッズルームやおむつ交換スペースなどの施設機能を充実させ、さらに動物とふれあえる体験型プログラムも用意しており、小さなお子様・障がいのある方・ご高齢の方々にお楽しみいただけます。



《赤塚植物園》

1981年（昭和56年）10月に開園した赤塚植物園（赤塚5-17-14）は本園、万葉・薬用園及び農業園の3つのエリアで構成されています。本園は、約1haの敷地内に樹木見本園として多くの樹種が植えられています。万葉・薬用園には、万葉集に詠まれた植物や薬用植物が植えられています。農業園は令和2年5月に増設されたエリアで、主にこどもたちが農作業の体験を行う畑や、鑑賞用の畑（ポタジェ）、果樹園などがあります。普段なかなか観ることのできない野菜の花や、作物や果実が実っている様子を観察できる野菜植物園としての機能を有し、「観て・育てて・収穫する」をテーマとして、農に親しみふれあえる施設となります。



水環境の保全と活用

① 区内の水辺の環境

武蔵野台地の北端に位置する板橋区は、武蔵野台地と荒川低地とに分かれ、その境は20m余りの崖で、起伏に富んだ地形が形づくられています。自然の水辺は、暮らしに潤いを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、被災時の水として大切な地域の財産です。しかし、近年の開発により畑や緑地が減り、コンクリートやアスファルトの地表面が増え続けることで、河川の水量が減少し、さらに湧水の中には枯渇してしまったものもあります。

現存する自然の水辺は右図に示す荒川、新河岸川、白子川及び石神井川の4河川と浮間ヶ池、赤塚溜池、見次公園池の3池、確認された湧水地30地点（2023（令和5）年度調査）です。

図2-3-5 区内の河川、池、湧水地点



② 板橋区の湧水

区では、良好な環境を次の世代に継承していくために、「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」を制定し活動を行っています。この一環として次の3地域を湧水保全地域として、保全活動の重要拠点としています。

(Ⅰ) 不動の滝と周辺地域

板橋区赤塚八丁目付近【約9ha】

(2008(平成20)年3月31日指定)

(Ⅱ) 志村城山公園と周辺地域

板橋区志村二丁目付近【約8ha】

(2008(平成20)年3月31日指定)

(Ⅲ) 赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域

板橋区赤塚三、五丁目付近【約38ha】

(2010(平成22)年4月1日指定)



■ 不動の滝

関連するホームページ
(板橋区の水環境)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006061.html>

③ 自然水循環の回復と活用

2022(令和4)年度の雨水流出抑制量は2021(令和3)年度より微減しましたが、継続して抑制することができています。

自然の水循環(※P95)を回復するには、雨水浸透ます(※P93)の設置が効果的です。雨水浸透ますは、通常設置する溜めます(雨ます)の代わりに使用するもので、底がなく、回りに穴が開いていて、雨を地下に浸透させます。また、大雨で浸透しきれない場合は下水道に入る仕組みになっています。屋根雨水だけを浸透させる雨水浸透ますは、地下水汚染や目詰まりのおそれがほとんどありません。

板橋区の台地は、土質が関東ローム層で、浸透効果の大きな地域です。区では、既存の個人住宅向けに区の費用負担で雨水浸透ますを設置していましたが、2012(平成24)年度からは雨水浸透ます設置費用の一部を助成する制度に変更しました。区へ申請のあった雨水浸透ますの



■ 雨水浸透ます

設置実績は、2024(令和6)年度末時点で3,052基となります。きれいな雨をそのまま下水に放流せず、地下浸透させて大切な水資源を守ることが大切です。

また区では、雨水利用の普及を推進しています。雨水貯留タンクは、雨どいと接続することにより屋根に降った雨をいったんタンクに貯めて、その雨水を庭の散水や植木の水やり、トイレの洗浄などに活用する設備です。災害時にも雑用水として水を確保することができます。雨水の有効利用を図り、水の自然な循環を回復するためには、雨水貯留タンクの設置は有効な手段です。

さらに、区では、降雨による水害の防止・軽減及び都市環境の向上を図るため、500平方メートル以上の敷地に建築物等が建設されるときに、浸透柵・浸透地下埋管・透水性舗装・貯留施設等の設置を指導しています。



■ 雨水貯留タンク

表2-3-5 雨水貯留タンク設置基数（単位：基）

年度	~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
雨水貯留タンク設置数（補助数）	146	17	18	15	17	12	16	16	16	10	17	300

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度※	進捗度
	雨水流出抑制量	4,119 m ³	↗	10,502 m ²	3,476 m ²	進展

※ 2024（令和6）年度時点で得られる最新の実績値

今後の対策： 東京都豪雨対策基本方針に基づき、さらに流域対策を促進していきます。

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005923.html>

（雨水貯留槽（雨水タンク）購入費助成制度のご案内）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/toshikeiakku/keikaku/gaiyou/1006354.html>（開発行為・宅地造成・雨水流出抑制・区画整理すべき区域）

水質汚濁・湧水保全

① 水質汚濁の状況

（I）河川・池の水質の状況

区内を流れる荒川、新河岸川、白子川、石神井川の4河川及び区内にある浮間ヶ池、赤塚溜池、見次公園池の3池において、水質調査を行っています。毎月行う調査は、透視度、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質量（SS）、全窒素、全リン、大腸菌数の9項目を測定しています。また、年に2回、流域ごとに総合調査を行い、重金属類（砒素・鉛等）、全シアン、トリクロロエチレン、塩化物イオン、アンモニア性窒素、流量等を測定しています。

2024（令和6）年度の河川の調査結果について、一部の調査地点では溶存酸素や大腸菌数等で、環境基準値を満たしていない項目がありました。

なお、重金属類やトリクロロエチレンなどは、全て環境基準値を下回りました。

池の水質調査において特徴的な点はBOD値が河川の値より高い傾向がありますが、これは、池は閉鎖性水域であることや、釣り人にエサなどを投入されることにより、良好な水辺環境を維持するのが困難になってきたためです。

図2-3-6 河川のBOD75%値経年変化（年平均）

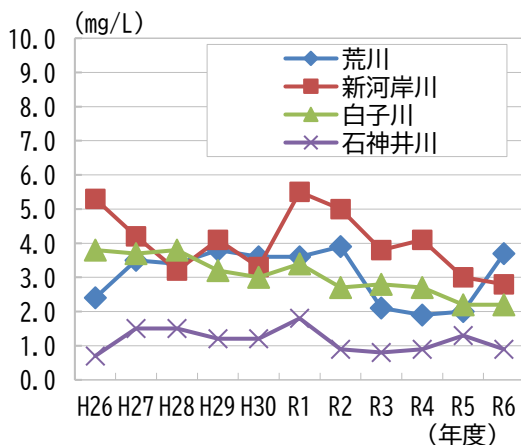
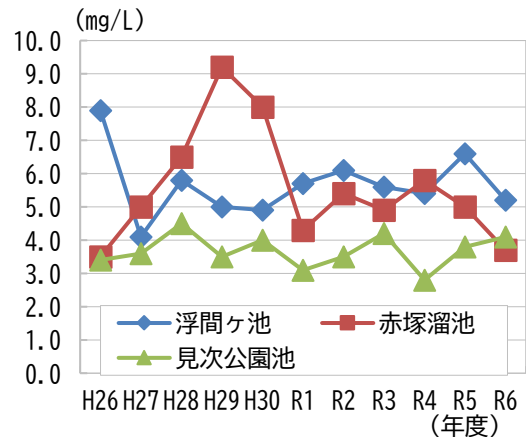


図2-3-7 池のBOD75%値経年変化（年平均）



関連するホームページ
（水質調査について）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1053636/1006051.html>

※ 透視度、水素イオン濃度など水質調査測定項目の概要についてP96（「用語解説」）を参照

(Ⅱ)地下水水質の状況

2024（令和6）年度は区内8地点の井戸水について重金属、シアン、有機塩素系化合物など11項目について調査しました。その結果、カドミウムが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点で環境基準値を上まわりました。

東京都の地下水調査では、板橋区内2地点で20項目について概況調査をした結果、PFOS及びPFOAが1地点で指針値（暫定）を上まわりました。なお、汚染地域における6地点の定期モニタリング調査では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が1地点で環境基準値を超えていますが、これらの地下水は飲用には使用されていません。



■ pHメーターによる分析

② 「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」の取組

板橋区は、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」を実現し、良好な環境を次の世代に継承していくために、区民や事業者等と連携して健全な水環境を取り戻し、区民共有の貴重な資源である地下水及び湧水（※P95）を保全するため「地下水湧水保全条例」を制定し、2007年（平成19）年4月から施行しました。

条例では、地盤沈下が落ち着いている現状の維持と湧水の保全を目的に、

- (a) 今まで規制ができなかった既設井戸に対しての揚水制限
- (b) 多量に揚水する大口地下水利用者に対して水位及び地盤沈下測定・報告の義務化
- (c) 新たに一定規模（自動車20台以上）の駐車場を設置する場合に雨水浸透施設の設置
- (d) 湧水保全地域の指定と保全のための助成などを盛り込みました。

関連するホームページ
(水環境を守るために)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006047.html>

自然との共生

① アライグマ・ハクビシンの被害と対策

区内全域でハクビシンの目撃情報が増えていますが、見かけただけであれば心配いりません。しかし、ハクビシンやアライグマは、建物の天井裏や床下に住み着いたり、庭の果樹を食い荒らしたりすることがあります。

区では、そのような被害が生じている場合、捕獲のために箱わなを設置しています。2024（令和6）年度は、箱わなの設置49件、捕獲数15頭でした。



■ アライグマ



■ ハクビシン

関連するホームページ
(ハクビシンの被害)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/pet/gairai/100229.html>

② カラス被害と対策

東京都全域でのカラスの生息数は、表2-3-6のとおりです。区ではカラス問題解決のためごみ対策を進めるとともに、並行してカラスの捕獲事業を行っています。

2024（令和6）年度のカラスに関する相談件数は表2-3-7のとおりで、カラスの繁殖期である4月から6月にかけて相談が多く寄せられています。

繁殖期のカラスによる人への威嚇・攻撃の被害がある場合には、個人宅の巣の撤去や巣から落下したヒナの回収などの対応をしており、2024（令和6）年度は、巣の撤去2件、落下ヒナの回収4件でした。

表2-3-6 カラス生息数の推移（東京都）（単位：100羽）

（年度）	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生息数 （100羽）	119	87	86	88	116	110	130	87	83	72

表2-3-7 2024（令和6）年度カラス月別相談件数（単位：件）

（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
巣・ヒナ	5	10	14	1	0	0	1	0	0	1	0	2	34
攻撃・威嚇	1	8	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	20
煩い・群れる	0	0	1	1	1	5	2	4	0	0	0	0	14
ゴミ散らかし	1	1	1	3	0	0	1	0	1	0	0	1	9
その他	1	1	3	1	1	1	1	0	0	1	1	0	11
合計	8	20	28	7	2	6	5	5	1	2	1	3	88

関連するホームページ
（カラス相談窓口）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/pet/yasei/1002228.html>

③ 白子川生物調査

区内を流れる白子川の近年の水質は、下水道の整備が進んだことにより、1975（昭和50）年代と比べると飛躍的に改善されています。

2024（令和6）年度、白子川では13

種類の魚類（ニホンウナギ、ドジョウ、ヌマチチブなど）と24種類の水生動物（チリメンカワニナ、シマイシビル、カワリヌマエビ属、コオニヤンマなど）が確認されました。



■ ニホンウナギ



■ タモロコ



■ スズキ

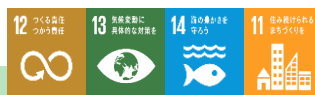


■ コオニヤンマ

関連するホームページ
（河川の生物調査）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bo-usai/kougai/taiki/1006066.html>

(2) 自然とのふれあい促進や自然の恵みの享受



緑を楽しむライフスタイル

① 緑のガイドツアーの開催

区内の崖線沿いや水辺など、自然豊かなエリアを散策し、植物を中心とした解説を行う「緑のガイドツアー」を開催します。

「緑のガイドツアー」は、季節に合わせた緑の見どころを選定し、コースガイドとして区民ボランティアの皆さんが活躍しています。

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
	緑のガイドツアー参加者数	102人	↗	125人	81人	後退

今後の対策：コースの見直しや担い手、参加者層の拡充に努めていきます。

② グリーンフェスタの開催

毎年春季に、緑を大切にすることを広く啓発していくことを目的として「グリーンフェスタ」を開催しています。

美しい新緑のもとでの緑に親しむイベントとして、多くの区民の皆さんに緑の大切さをPRしていきます。

関連する活動指標	指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
	グリーンフェスタ参加者数	8,073人	↗	1,994人	2,964人	後退

今後の対策：緑に関する企画内容を工夫し、様々な来場者が楽しめるように努めていきます。

農地の保全

2024（令和6）年度の農業経営実態調査によれば、同年8月1日現在の農地面積は2023（令和5）年度の16.6haから15.7haへと減少しました。農地面積は、農業者の高齢化や後継者不足などにより減少が続いていた中、2017（平成29）年度から2020（令和2）年度は横ばいで推移しましたが、2021（令和3）年度より再び減少へと転じました。

こうした中、区は、「板橋区産業振興構想2025」を策定し、農業を工業・商業と並ぶ産業の一つと位置付け、農・商・工が相互に刺激し、連携し合うことで従来の枠を越えた新たな価値を生みだし、「活力ある農業と大地の恵みを未来につなぎ、潤いのある区民

生活と都市空間を創造する」ことをめざしています。特に、農家無くして農地保全はあり得ないことから、将来、板橋区の農業を支える意欲を持った人材、農業技術を継承する人材の育成・支援を重点的に進めていきます。その第一歩として、2018（平成30）年度に「成増農業体験学校」を開校し、2019（令和元）年度には、農業者の農作業の手伝いや区の農業振興事業運営において活躍していただく「援農ボランティア制度」を開始しました。また、2022（令和4）年度には、農業者の耕作支援や区の農業振興事業の支援ができる人材の育成を目的として、自らの手で農作物を作る技術を持った「農のサポーター」を育成するため、成増農業体験学校

修了生など基礎的な農業スキルを持った方を対象として、「農業スキル育成講習」を開始しました。

このほか区では、耕作が難しくなった区内の農地などを借用し、その土地を農園として区民に提供する区民農園を開設し、板橋区民農園農芸指導員が技術指導にあたっています。2025（令和7）年4月1日現在、26農園（うち3農園は一般・団体併用）、面積にして約3.5haを区民農園として開設しており、区内在住の1,629世帯及び保育園など14団体が利用しています。

区民農園は、区民が農作業を体験する機会

を提供するだけでなく、将来、後継者が耕作しようとする場合には農地として所有者に返却することができ、農地や農業技術を後世に継承する役割も担っています。



■ 成増農業体験学校の受講風景

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
区民農園応募者数	3,144 世帯	↗	2,476 世帯	2,473 世帯	後退

今後の対策：年々区民農園区画が減少している中で、2024（令和6）年度は募集区画数1,620区画に対して2,457件の応募者があり、平均倍率も1.52倍となりました。今後も需要（農園利用希望者数）と供給（農園区画数）のバランスが合致するよう、引き続き自ら耕作することが難しくなった生産緑地を積極的に借用するなど、区民農園用地の確保に努めます。

熱帯環境植物館

令和6年度は、開館30周年の記念年であり、パナン植物園との友好提携30周年記念事業「マレーシア・パナンフェア」や開館記念イベント「ねったいかんフェスティバル」等のイベントを実施し、入館者数は目標の13万人を超え、過去最高の人数となりました。

「熱帯環境植物館（ねったいかん）」（高島平8-29-2）は、1994（平成6）年9月に区民に熱帯の植物及び生物の鑑賞の機会を提供し、自然環境保護に関する知識の普及啓発を図るとともに余暇利用の増進に寄与

することを目的に開設されました。この熱帯環境植物館は、世界の三大熱帯雨林の中から、日本と密接な関係にある東南アジアの熱帯雨林を立体的に再現したもので、潮間帯・熱帯低地林・集落景観の3つの植生ゾーンに分かれた温室を中心に、熱帯の高山帯の雲霧林を再現した冷室、地階にはミニ水族館を設けています。熱帯や地球環境をテーマに、様々な企画展示や講演会を行い、環境問題の啓発・理解に努めています。



◀ ハイビスカス

▶ 温室



◀ 熱帯低地林
ゾーン

▶ ミニ水族館



関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
熱帯環境植物館来館者数	103,925 人	↗	134,317 人	154,394 人	進展

今後の対策：利用者のニーズを反映したイベントや情報発信を継続し行っていきます

関連するホームページ
(熱帯環境植物館)

<https://www.seibu-la.co.jp/nettaikan/>

生物多様性に関する基礎調査

令和7年度の生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定にあたり、板橋区内の生物多様性の状況を把握するため、区内公園等12地点で生物多様性に関する基礎調査事業を実施しました。

表2-3-7 生物多様性に関する基礎調査結果

類別	植物	昆虫類	鳥類	哺乳類	爬虫類	両生類	魚類	底生動物※	計
確認種数 (種)	774	311	60	8	6	3	9	28	1199

※底生動物：貝類、エビ、カニ、水生昆虫等

エコポリスセンターかんきょう観察員

エコポリスセンター（関連P77）では、毎年かんきょう観察員を募集し、区内の動植物調査、自然観察会、自主的な環境調査活動への支援等を実施することで、区民が環境について自ら学ぶ機会を提供しています。2024（令和6）年度末現在、65人の登録があり、自然観察会や野草等の調査会を実施し

ました。

また、区民が環境について学んだ成果を報告・発表する場を設けるとともに、事業成果を広く伝えるための報告書を発行しています。

今後も、かんきょう観察員の募集を行い、区民の環境について学ぶ機会を提供していきます。

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
エコポリスセンター「環境観察員」登録者数	57 人	↗	63 人	65 人	進展

関連するホームページ
(エコポリスセンター「かんきょう観察」)

<https://itbs-ecopo.jp/event/learn/kankyokansatu/>

基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

1 板橋区の現状

板橋区の大気は、微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害に係る基準値を超えた日数が0日である年が継続しており、大気の状態は良好です。

また、板橋区内の道路交通による騒音は、幹線道路の騒音を定期的に測定し、道路周辺の建物に対する道路騒音の影響を評価することにより把握しています。騒音に係る環境基準の達成率は近年、概ね横ばいで推移しており、昼間の達成率が高く、夜間の達成率が低い傾向にあります。板橋区は国や東京都に対し、調査結果を提供していくことにより、道路交通騒音対策である自動車単体の対策強化や交通量対策、道路構造の改善による環境基準の達成率の向上を行っていきます。

大気汚染や騒音等の対策の取組を進め、良好な生活環境を維持することで、区民生活等の基盤を支え、快適で健康に暮らせる生活環境の実現をめざしていきます。

活動指標

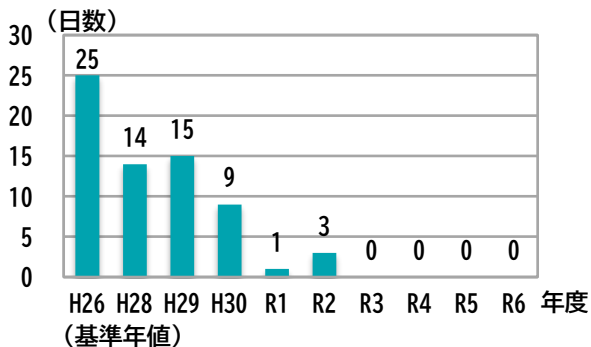
指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度
微小粒子状物質(PM2.5)の基準値Bレベル以上の日数※1	25日	↘	23日	0日	0日	100%以上	達成
騒音に係る環境基準の達成率※2	79%	↗	85%	77.4%	88.0%	100%	達成

※1 この指標は、板橋区が設定している微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害に係る基準値^準の発生日数となります。レベルにより行動目安を設定しています。（注：詳細はP54「大気環境の保全・③測定結果の公表」又は下記ホームページ）

※2 騒音規制法第18条に基づき、私たちが生活する中で広範な領域にわたり影響する騒音、主に道路交通による騒音を常時監視し、行政として中長期的なスパンで対策・改善を図ることを目的としています。指標の算出方法は、幹線道路の騒音を定期的に測定し、解析プログラムによって道路周辺の建物に対する道路騒音の影響を評価します。環境基準は道路の性状や道路からの距離によって区分されています。

参考データ

図2-4-1 PM2.5の基準値Bレベル以上（ $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）の日数



関連するホームページ
(PM2.5による大気汚染について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/006043.html>

関連するホームページ
(自動車公害に対する取組)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/1052746.html>

図2-4-2 騒音に係る環境基準の達成率

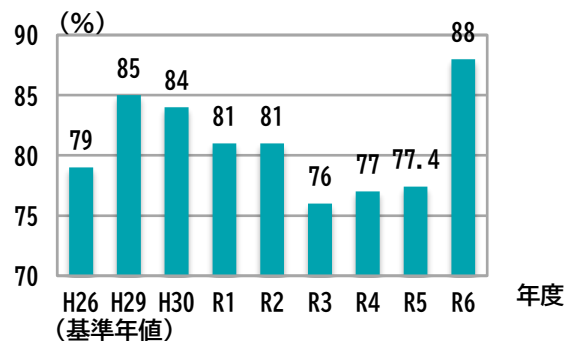


表2-4-1 2024（令和6）年度自動車騒音常時監視結果

路線名	評価区間 距離 (km)	評価区間		測定結果		評価		
		始点	終点	昼間 (dB)	夜間 (dB)	評価 対象 住居等 (戸数)	基準値 以下 (戸数)	基準値 以下 (%)
一般国道17号/ 高速5号池袋線	3.0	徳丸4-2	三園2-1	63	60	2,613	1,858	71.1
一般国道17号/ 高速5号池袋線	0.7	三園2-1	三園2-14	72	70	115	85	73.9
一般国道254号	0.1	熊野町10	熊野町10	70	68	256	256	100.0
一般国道254号	2.2	熊野町10	南常盤台1-12	68	65	6,189	6,189	100.0
一般国道254号	0.7	南常盤台1-12	東新町1-1	69	69	1,485	1,235	83.2
一般国道254号	1.0	東新町1-1	上板橋2-13	72	69	1,996	1,510	75.7
一般国道254号	1.2	赤塚新町1-21	赤塚新町3-17	70	68	1,657	1,397	84.3
一般国道254号	1.2	赤塚新町3-17	成増2-35	67	64	2,498	2,498	100.0
合計	10.1					16,809	15,028	89.4

2 環境施策の活動状況

(1) 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全



大気環境の保全

① 大気汚染の監視

大気汚染状況を把握するため、1977（昭和52）年から順次、大気環境測定室を設置し、現在では6測定室（7地点）の体制で、常時測定を行っています（図2-4-2）。各測定室での測定項目は、表2-4-2のとおりです。

また、区内には東京都が設置する測定局（板橋区氷川町・中山道大和町）もあります。

図2-4-2 板橋区内幹線道路及び測定室

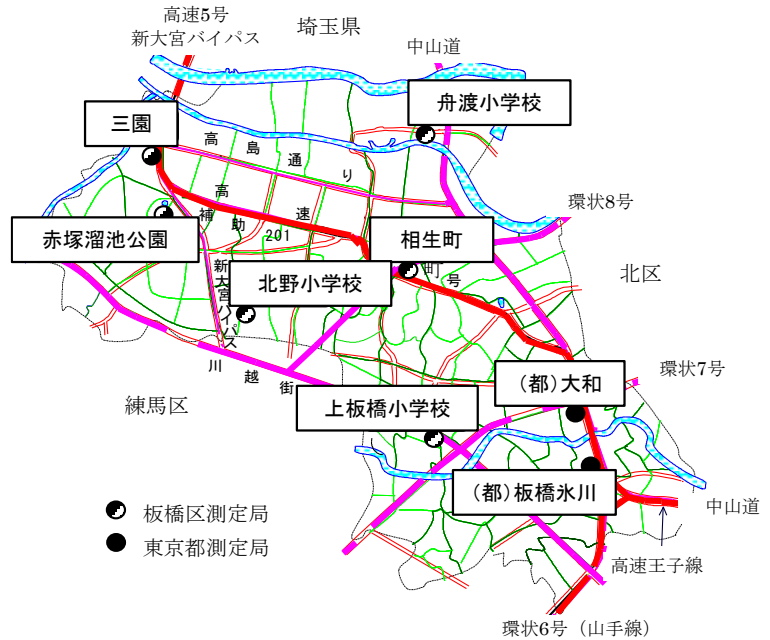


表2-4-2 板橋区大気環境測定室と測定項目（2025（令和7）年3月現在）

測定種別	測定室	用途地域	所在地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
一般環境	赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)		◎	◎	◎					S53
	舟渡小学校	工業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)						◎	◎		S53
	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)		◎				◎	◎		S52
	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)		◎	◎	◎		◎			S54
	(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)		◎	◎	◎		◎	◎		S44
道路沿道	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				◎					S54
	三園	準住居	三園1-47先(三園歩道橋下)	◎		◎	◎	◎				H4
	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			◎	◎		◎			H25
	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			◎	◎	◎	◎			S47

※ 二酸化硫黄、オキシダントなど各測定項目の概要についてP96を参照

※ 板橋氷川及び大和は、東京都が板橋区内に設置した測定局です。この資料集に掲載した板橋氷川及び大和のデータは、東京都のデータを基に板橋区が集計したものです。

《大和町交差点の大気汚染対策》

大和町交差点は、国道17号、環状7号線及び首都高速5号線が立体交差する3層構造の交差点です。沿道には中低層ビルが立ち並び、半閉鎖的な道路空間となっており、大気汚染状況調査では、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が全国のワースト上位に位置する沿道環境が著しく悪い地点となっていました。

1993（平成5）年に学識経験者等からなる「大和町交差点環境対策検討委員会」を設置し、1997（平成9）年3月に環境対策案が提案されました。対策案のうち「土壌を用いた大気浄化等案」について、1998（平成10）から1999（平成11）年度に公募実験を行い、さらに2001（平成13）から2003（平成15）年度にかけて土壌を用いた大気浄化の実験施設によるフィールド実験を実施しました。

2005（平成17）年3月には交差点の北西角地に空間を作り、広場・緑地等を整備して「YUMEパーク・大和町」と名付けました。また、2013（平成25）年3月に南東角地を「本町街かど公園」として整備しました。オープンスペースをつくることにより、交差点内の空気の滞留が抑えられ大気汚染物質の濃度が低減（NO_xで約50パーセント、NO₂で約25パーセント）されました。

その他の環境対策として、歩車道境界の遮音パネルへの光触媒（※P94）の塗布や、交差点中央部への換気施設4基の設置などを実施しています。また、高活性炭素繊維（ACF）を用いた大気浄化技術について2011（平成23）年度から2018（平成30）にかけてフィールド実験を実施しました。



■土壌を用いた大気浄化実験施設



■光触媒（ガードパイプ）



■YUMEパーク・大和町



■光触媒（首都高速道路橋脚部）



■換気施設



■本町街かど公園



■ACFパネル

※板橋区における自動車公害対策はP21（基本目標1・2環境施策の活動状況・（2）建物や交通などインフラの脱炭素化の推進「板橋区の自動車公害対策」）

表2-4-4 PM2.5濃度レベル別行動の目安

レベル	行動の目安	
	午前の結果 (午前5時～午前7時の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局2局のうち、2番目に大きい数値)	午後の結果 (午前5時～正午の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局2局のうち最大値)
A	「85マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」超
	日平均値が注意喚起のための暫定指針値である「70マイクログラム/㎥」を超える可能性があります。不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。	
B	「85マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」を超えています。特に行動を制約する必要はありませんが体調の変化に注意しましょう。	
C	「35マイクログラム/㎥」以下	「35マイクログラム/㎥」以下
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」以下でした。体調の変化等に注意しましょう。	

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006042.html> (板橋区大気汚染情報)
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1045812.html> (大気測定結果について)

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
「板橋区大気情報公開システム」アクセス件数	458,533 件	↗	0件*	—	—

※：「板橋区大気情報公開システム」は令和4年度で事業終了

④ 工場・事業場における大気汚染監視

工場・事業場・建設作業における事業活動に伴い発生する、硫黄酸化物（※P93）や窒素酸化物などのばい煙、アスベストなどの粉じん等に関しては、大気汚染防止法と東京都環境確保条例により規制・指導しています。区では、石油系燃料に含まれる硫黄含有率の規制指導のため、重油（※P93）の一日最

大使用量が300ℓ以上の工場・事業場を対象に、重油の調査を行い、指導を実施しています。2024（令和6）年度に調査を行った工場・事業場は5箇所、基準を超えた工場・事業場はありませんでした。（アスベスト規制は次項参照）

アスベスト対策

区は一定規模以上の解体等工事現場において、表2-4-5のとおり立入検査を行っており、2024（令和6）年は802件の立ち入りを行っています。アスベストの含有有無等に関する掲示看板の設置・記載不備への指導をはじめ、継続的な監視・指導を行っています。

大気汚染防止法・東京都環境確保条例により、解体・改修を行う建築物等のアスベスト

（※P93）含有建材の使用状況について、解体等工事の受注者又は自主施工者には、事前調査の実施等が義務付けられています。

また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（以下「アスベスト含有吹付け材等」という。）を使用した建築物等の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策として、作業基準が定められています。

2020（令和2）年6月には、規制対象

の拡大など改正大気汚染防止法が公布されました。改正法は、2021（令和3）年4月1日から段階的に施行され、一定規模以上の解体・改修工事は、石綿事前調査結果報告システムにより報告を行う必要があり、2023（令和5）年10月1日から、建物の事前調査は必要な知識を有する有資格者等のみが行えることとなり、一部の工作物の事前調査についても令和8年1月1日から必要な知識を有する有資格者等のみが行えることとなりました。

区は、「板橋区建築物の解体等工事等に係る生活環境保全指導要綱」を施行し、解体・改造又は補修を伴う建設工事について、周辺住民の工事内容の説明及び配慮を求めています。（要綱の詳細は下記ホームページ参照）

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006034.html>
（板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006036.html>
（アスベスト分析調査補助金交付要綱）

※アスベスト除去費用に対する融資制度はP70（公害の未然防止⑥「公害防止資金のあっ旋等」）

また、建築物等に使用されている吹付け材又は保温材のアスベストの含有有無を調べたい区民等に対し、分析調査費用の一部を助成しています。（最高5万円を限度として分析調査に要する額を助成します）。

区では立ち入りによる継続的な指導・監視を行い、解体等工事現場におけるアスベストの適切な処理を進めることにより、地域住民の安全安心な生活環境の実現をめざしてまいります。

表2-4-5 アスベストに関する立入検査

年度	件数
2024（令和6）年度	802
2023（令和5）年度	674

放射線対策

区では、2011（平成23）年6月から板橋区役所正面玄関付近で空間放射線量の測定を実施し、測定結果を区ホームページで公開しています。（3カ月ごとの平均値は表2-4-6のとおり）

2011（平成23）年3月に発生した

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所での事故発生後、大気中の放射線量等について、健康被害への心配の声が寄せられたことを受け、区民の安心をより確かなものとするため、放射線量の測定を実施しています。

表2-4-6 空間放射線量測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
2011（平成23）年度	0.11*	0.10	0.09	0.09
2012（平成24）年度	0.08	0.08	0.08	0.08
2013（平成25）年度	0.08	0.08	0.07	0.07
2019（令和元）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2020（令和2）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2021（令和3）年度	0.07	0.07	0.07	0.05
2022（令和4）年度	0.04	0.04	0.06	0.07
2023（令和5）年度	0.07	0.07	0.07	0.06
2024（令和6）年度	0.06	0.07	0.06	0.07

※ 平成23年6月の測定結果の平均値

区が除染等の対応を行う基準は、地上1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト（子どもが使用する区施設にあっては、地上1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト）としています。

① 放射線測定機器（簡易型）の貸出

区では、区民のみなさん自身で自宅などの身近な場所の放射線量が測定できるよう、区内在住の方や団体へ放射線量を測定する機器（シンチレーション式サーバイメータ）を貸出しています。

関連するホームページ
(放射線)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/index.html> (放射線)
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/1006123.html> (測定機器の貸出)

騒音・振動対策

① 道路交通騒音・振動

区内の自動車公害の状況を全般的に把握するため、区内全域で一定期間ごとに移動調査を実施しています。

(I) 常時測定結果

測定局において騒音レベルを常時測定しており、常時測定結果の年度別時間帯別基準適合状況は表2-4-7のとおりです。常時測定の経年推移はほぼ横ばいで、過去10年で要請限度（※P95）を超えている地点はありません。なお、測定局における騒音常時測定は令和5年度をもって終了し、区内全域での移動調査に移行しました。

(II) 移動調査結果

図2-4-5のとおり幹線道路を中心とした8地点において騒音、振動、交通量の移動調査を実施しています。2024（令和6）年度の調査結果は表2-4-8のとおりで、騒音は8地点中、昼間で8地点、夜間で4地点が環境基準を満たしました。また、昼間・夜間ともに要請限度を超えた地点はなく、振動が要請限度を超えた地点はありませんでした。

図2-4-5 自動車公害調査測定地点



▶表2-4-7 自動車騒音経年変化

		単位：dB										環境基準	要請限度
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
上板橋測定室	昼間	71	71	71	71	74	71	71	71	71	71	70以下	75以下
	夜間	70	70	70	70	70	70	69	69	69	69	65以下	70以下
三園測定室	昼間	62	61	61	61	61	61	61	61	61	61	70以下	75以下
	夜間	59	59	59	59	58	58	58	58	58	58	65以下	70以下
相生町測定装置	昼間	68	68	67	67	67	67	67	67	67	68	70以下	75以下
	夜間	66	65	66	64	64	64	64	64	64	65	65以下	70以下



は環境基準オーバー



は要請限度オーバー

※令和5年度をもって終了し
区内全域での移動調査に移行

表2-4-8 2024（令和6）年度自動車公害調査結果

地点No.	路線名	測定場所	用途地域	等価騒音レベル (dB)				等価振動レベル (dB)			
				昼間平均	夜間平均	環境基準	要請限度	昼間平均	夜間平均	要請限度	
①	一般国道17号 (中山道)	板橋二丁目67番地先	商業	68	65	昼70/夜65	昼75/夜70	47	46	昼70/夜65	
②	都道447号線 (補助204号)	舟渡三丁目6番地先	工業	69	66			48	40		
③	環状7号線 (環七通り)	双葉町42番地先	近隣商業	69	67			51	50		
④	長後赤塚線 (高島通り)	蓮根三丁目6番地先	準住居	70	67			48	44		昼65/夜60
⑤	一般国道254号 (川越街道)	大山町13番地先	商業	68	65			39	36		
⑥	環状6号線 (山手通り)	熊野町25番地先	商業	68	66			51	51		昼70/夜65
⑦	環状8号線 (環八通り)	小豆沢四丁目29番地先	工業	69	65			44	40		
⑧	一般国道17号 (新大宮バイパス)	赤塚七丁目25番地先	第一種住居	63	62			47	46		昼65/夜60

凡例 : (騒音) 環境基準超過 : (騒音・振動) 要請限度超過

(Ⅲ) 道路交通の騒音・振動対策 自動車騒音の単体規制

環境施設帯（植樹帯、遮音壁、歩道、自転車道等）の整備、路面の補修や低騒音舗装等の対策が考えられることから、現在、主要な幹線道路である国道（中山道、新大宮バイパス等）や都道（環状七号線、環状八号線、高島通り等）では、右記のような対策がされています。

これら以外の沿道対策として「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が、道路交通騒音による障害の防止と、沿道の合理的な土地利用を図ることを目的として制定されています。



■裏面吸音板

裏面吸音板は、下からの音の反射音を低減させる働きがあります。



■遮音壁

遮音壁を設けることによって回り込む音のエネルギーが小さくなります。



■環境施設帯 (写真は植樹帯)

環境施設帯は、幹線道路の沿道の生活環境保全のために設置されます。



■低騒音舗装

車が走行する際の接地音やエンジン音の路面反射を吸収・低減させます。

② 鉄道騒音

(I) 鉄道騒音の概況

区内には東武東上線、都営三田線、東京メトロ有楽町線及び副都心線、JR埼京線、東北・上越・北陸新幹線が走っています。現在、在来線に対する騒音の環境基準はなく、新幹線のみが定められています。



図2-4-6 新幹線鉄道騒音調査地点

調査地点：板橋区舟渡1丁目7番地先
 類型Ⅱ [環境基準 75 dB 以下]
 ※地図の出展：地理院地図

(II) 新幹線における騒音

図2-4-6において、軌道から12.5mと25mの地点で新幹線の騒音測定を毎年実施しています。測定結果は表2-4-9のとおりです。2024（令和6）年度は環境基準値（75デシベル）を上回っておらず、過去10年間においても環境基準は超過していません。

表2-4-9 新幹線騒音経年変化

軌道からの距離	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
12.5 m (参考)	70	65	66	64	65	64	67	65	73	72
25.0 m	69	65	65	62	64	63	67	65	73	72

(III) 在来線における騒音

図2-4-7において在来線の騒音測定を実施しています。当該地点における在来線に対する環境基準は存在しませんが、参考に騒音を測定しています。測定結果は表2-4-10のとおりです。



▶図2-4-7 在来線鉄道騒音調査地点
 調査地点：板橋区成増3丁目26番地先
 測定対象：東武東上線
 ※地図の出展：地理院地図

表2-4-10 騒音測定結果（等価騒音レベル：LAeq）

軌道からの距離	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
昼（7～22時）	64	66	64	66	65	67	66	66	64	66
夜（22～7時）	60	61	59	62	61	63	61	62	60	62

※軌道中心から12.5メートル離れた地点で測定しています。

(IV) 鉄道騒音・振動対策 新幹線における騒音対策

新幹線騒音の主な騒音発生原因は、高速走行することで発生する風切り音や駆動音などが挙げられます。騒音対策として有効な方法は、大きく分けて以下の2種類に分けられます

- (a) 発生した後の音を小さくする方法
 現在行われている対策は、騒音レールの防震ゴムや防音壁などが挙げられます。
- (b) 発生源である新幹線から発生する音自体を小さくする方法
 既存車両の改造や新型車両の開発などが対策として挙げられます。

これまで区内を走行する新幹線騒音は環境基準が満たされてきましたが、さらに近年、従来走行していたE2系やE3系の新幹線より走行音の小さなE5系やE7系、E8系といった新型車両が相次いで開発され、新型車両の運行割合が増加したことで騒音レベルはさらに小さくなりました。

(V) 在来線における騒音対策

在来線の主な騒音発生原因は車輪やレールの継ぎ目による騒音、電車自体の駆動音などが挙げられます。現在の騒音対策として車輪の研磨、ロングレール化の促進、軌道の改良などが行われています。

在来線については、新線を建設する場合には等価騒音レベル（※P94）で昼間（7時から22時まで）は60デシベル以下、夜間（22時から翌日7時まで）は55デシベル以下とするとの指針が1995（平成7）年12月に環境省より出されています。

③ 建設騒音・振動

建設作業に伴って著しい騒音・振動を発生する作業を、騒音規制法及び振動規制法では「特定建設作業」、東京都環境確保条例では

表2-4-11 騒音規制法による特定建設作業（2024（令和6）年度）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	2
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	331
4 空気圧縮機を使用する作業	14
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウ、ブルドーザー等を使用する作業	0
合計	347(343)

※ 合計の（）は、特定建設作業実施届数

④ 工場等の騒音・振動

区では、騒音・振動の固定発生源に対し、騒音規制法・振動規制法と東京都環境確保条例により騒音・振動などの規制・指導をしています。

「指定建設作業」と定めています。

騒音規制法・振動規制法では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業や、バックホウ、ブルドーザーなど（低騒音型を除く）を使用する掘削作業等を特定建設作業として規制基準や作業時間を定めており、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることになります。

指定地域内において特定建設作業を行う場合は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに事前の届出が必要で、区では届出を受理するときに、付近住民へ工事内容を説明することや、工法を工夫し騒音・振動をできるだけ減らすことなどを指導しています（表2-4-11、表2-4-12）。

また、東京都環境確保条例では、特定建設作業以外の作業（穿孔機を使用するくい打作業や掘削機械を使用する作業など）について「指定建設作業」として騒音・振動の規制基準や作業時間を定めています。届出は不要ですが、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることになります。

表2-4-12 振動規制法による特定建設作業（2024（令和6）年度）

作業の種類	届出件数
1 くい打機等を使用する作業	2
2 鋼球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ジャイアントブレイカーを使用する作業	219
合計	221(219)

※ 合計の（）は、特定建設作業実施届数

関連するホームページ
（特定建設作業届出様式）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kanryo/todokede/1005937.html>

(I) 工場・事業場

騒音・振動などの監視及び調査を実施し、発生源の究明や防止対策の改善指導などを行っています。工場等の設置・変更の際には、届出が必要です。

(II) 深夜営業騒音

東京都環境確保条例では、住居地域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店、ガソリンスタンド、ボーリング場、バッティングセンター、スイミングプール、ゴルフ練習場などの営業や材料置場における搬入搬出などの作業について、規制基準を超える騒音を発生させることが禁止されています。

また、都内全域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店の営業におけるカラオケ装置やステレオなどの音響機器は、原則、使用が禁止されています。

(III) 特定工場等

騒音規制法や振動規制法では、特定の機械や施設を定め、その施設を有する工場や事業

場等を特定工場等として規制指導を実施しています。2024（令和6）年度の特定工場等の諸届受付件数は表2-4-13のとおりです。

(a) 騒音規制法

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械などを特定施設として定め、それを設置する工場や事業場を特定工場等として規制対象としています。特定施設の設置・変更の際には、届出が必要です。

(b) 振動規制法

振動規制法では、騒音規制法と同様の規制をしています。振動を発生する特定施設・特定工場等が対象になります。

表2-4-13 特定工場等の諸届受付件数（2024（令和6）年度）

騒音規制法に基づく諸届件数			振動規制法に基づく諸届件数		
内 訳	特定工場等の設置・変更届	15	内 訳	特定工場等の設置・変更届	12
	特定工場等の使用全廃届	18		特定工場等の使用全廃届	14
	特定工場等の氏名変更届など	34		特定工場等の氏名変更届など	21
合 計		67	合 計		47

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005931.html>（騒音・振動規制法特定工場届出様式）

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006026.html>（騒音・振動について）

悪臭対策

① 悪臭公害の現状

悪臭公害は、騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる生活に密着した問題です。このため、悪臭公害は、近隣の工場・事業場による局地的な被害として苦情が寄せられるのがほとんどです。悪臭の発生源としては、印刷業・食料品製造業・窯業・土石製品製造業等の工場・事業場や、ごみの焼却・建設工事の防水工事などがあります。悪臭の苦情は、1998（平成10）年度には123件のうち焼却による悪臭が約半分を占めていましたが、その後「エコポリス板橋クリーン条例」（関連P85）での焼却自粛指導、東京都環境確保条例での焼却禁止指導によって悪臭の苦情自体が減少傾向にあります。

(図2-4-8)

② 悪臭規制

工場・事業場の悪臭に関しては、悪臭防止法と東京都環境確保条例により、規制・指導をしています。

区では、悪臭発生工場等の重点調査を行うとともに、三点比較式臭袋法による臭気指数（※P93）（2002（平成14）年度までは臭気濃度）調査を行い、処理設備の設置や維持管理を指導しています。

(件) 図2-4-8 悪臭公害の経年変化

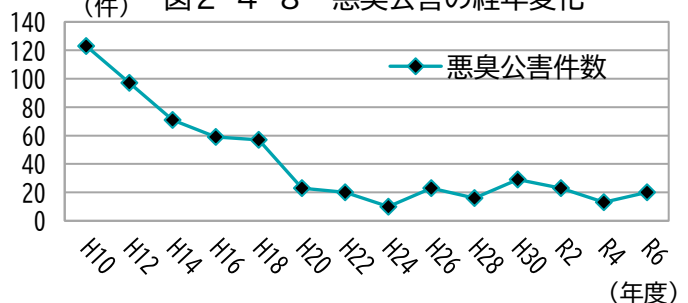


表2-4-14 悪臭発生工場等の重点調査結

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
悪臭測定事業場数	6	5	10	7	6	7	8	7	6	5	5	5
文書改善指示	1	1	6	8	3	2	2	0	0	2	1	2

土壤汚染対策

① 土壤汚染対策の概要

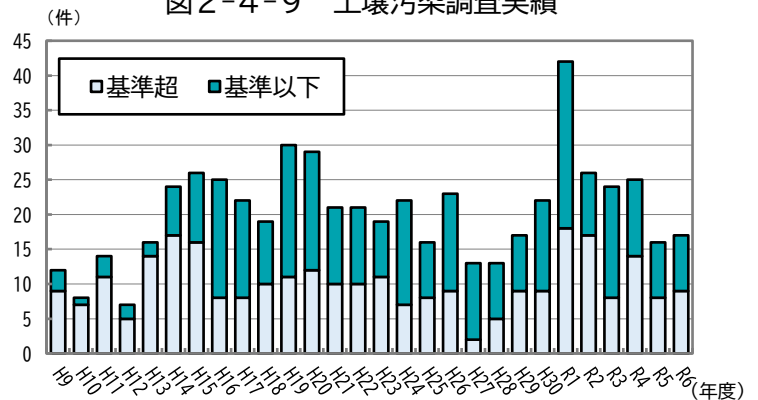
土壤は、環境の重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環の維持の要として重要な役割を担っており、食料生産機能や水質浄化・地下水涵養機能など、多くの機能を備えています。土壤汚染（※P94）の原因となる有害物質は、不適切な取扱いによる原材料の漏出などにより

土壤に直接混入する場合のほか、事業活動などによる水質汚濁や大気汚染を通じ二次的に土壤を汚染する場合があります。市街地の土壤汚染については、近年、工場跡地等への集合住宅の建設や企業の環境管理意識の高揚等によって、汚染が判明する事例が増加しています。

② 板橋区の土壤汚染対策実績

板橋区では、1975（昭和50）年から工場跡地を中心に土壤汚染の調査・対策を実施してきました。2001（平成13）年に東京都環境確保条例の土壤汚染対策規定が施行された以降は、土壤汚染調査・対策の届出件数が増加しており、1997（平成9）年度から2024（令和6）年度の様子は、図2-4-9のとおりです。2024（令和6）年度は調査件数17件に対し9件（約53%）が基準を超過し土壤汚染対策を実施しています。

図2-4-9 土壤汚染調査実績



※ 基準とは、平成15年度以前は東京都又は板橋区の定めた基準であり、土壤汚染対策法の基準ではない。
 ※ 各年度の件数は、土壤汚染調査開始の年度で算定している。

関連するホームページ
 (土壤汚染の取組)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006038.html>

PCB対策

板橋区では2019（令和元）年度に1977（昭和52）年度末までに竣工した施設、街灯、公園灯のPCB含有について全数調査を行い、確認された高濃度PCBを2022（令和4）年度に処理しました。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正な処理を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」が、2001（平成13）年に施行されました。

PCBは1954（昭和29）年から1972（昭和47）年まで国内製造され、高圧トランスやコンデンサ、安定器等の絶縁油に使用されていましたが、カネミ油症事件をきっかけとして製造が禁止されています。特に高濃度PCB廃棄物はトランス、コンデンサは2021（令和3）年度末まで、安定器等、汚染物は2022（令和4）年度末までの処理期限が定められています。

有害化学物質対策

① 大気汚染防止法及び東京都環境確保条例による規制

(I) 大気汚染防止法による規制

(a) 有害物質

有害物質は、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として定義され、ばい煙発生施設に対して排出基準が定められています。

(b) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものとして定義されています。

(c) 指定物質

有害大気汚染物質のうち、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質を指定物質として定義し、3物質について指定物質抑制基準が定められています。また、この3物質に、ジクロロメタンを加えた物質について有害化学物質の環境基準が定められています。区では、2000（平成12）年度から板橋第八小学校屋上・北野小学校屋上・舟渡小学校測定室の3か所でベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を開始しました。2002（平成14）年度からはジクロロメタンを加え4物質の調査を行っています。

表2-4-15 2024（令和6）年度有害大気汚染物質の調査結果

調査地点\項目	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
板橋第八小学校屋上※	0.31	0.40	0.11	1.5
北野小学校屋上※	0.39	0.59	0.09	1.8
舟渡小学校測定室※	0.26	0.92	0.16	2.1
(都)板橋氷川局平均	0.70	0.81	0.15	3.7
都区部一般局平均	0.73	0.91	0.19	2.3
環境基準	3.00	130	200	150

※の測定地点は、年2回の調査の平均値

(II) 東京都環境確保条例による規制

有害ガスの規制基準値は2001（平成13）年4月に改正され、42物質について定められています。

② 化学物質の適正管理

(I) PRTR法による化学物質の適正管理

PRTR法（※P95）は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

このPRTR法により、製造業、鉱業、電気事業、ガス業などの24業種で、従業員数が21人以上で、トルエン、キシレン、鉛等

（第一種指定化学物質（462物質）（※P94）を年間1トン以上、特定第一種指定化学物質（※P94）については0.5トン以上）を取り扱う事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられました。

(II) 東京都環境確保条例による化学物質の適正管理

2000（平成12）年12月に、都は「東京都環境確保条例」を新たに制定しまし

た。この中で、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる、六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの57項目の化学物質（以下「適正管理化学物質」という。）を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、有害化学物質の排出抑制を図る規定が設けられました。適正管理化学物質は現在59物質となっています。

この東京都環境確保条例により、工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う者（以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。）に、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量及び移動量の把握と知事（区長）への

報告が義務付けられています。

また、適正管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに化学物質の取扱時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるように、化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書化したもの（以下「化学物質管理方法書」という。）の作成が義務付けられており、さらに従業員数が21人以上の場合には知事（区長）への提出が必要となっています。なお、2013（平成25）年10月に化学物質適正管理指針が改正され、震災や事故等の緊急時の対応策について記入する項目が化学物質管理方法書に追加され、2021年（令和3）年4月にも化学物質適正管理指針が改正され、水害対策等が追加されました。

表2-4-16 適正管理化学物質使用量等報告及び化学物質管理方法書受理件数

		年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
適正管理化学物質 使用量等報告書	工場		62	57	55	51	52	50
	指定作業場		49	43	47	47	43	46
化学物質 管理方法書	工場		3	2	6	2	4	2
	指定作業場		1	1	4	1	1	1

関連するホームページ
(適正管理化学物質届出様式)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005932.html>

公害の未然防止

工場や事業場等には公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、事前の認可や立入調査等を行うことが定められています。

① 工場認可制度

東京都環境確保条例では一定規模の物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場等を工場として、規制基準の遵守、認可申請及び各種届出、公害防止管理者の設置などを義務付けています。また、違反した場合は、改善命令や操業停止命令等の処分を定めています。

(I) 工場

東京都環境確保条例では、(a)定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用

する事業場、(b)定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する縫製、印刷、金属の打抜きなど14種類の事業場、(c)塗料の吹付け、金属の鍛造、インク又は絵具の製造など43種類の事業場を東京都環境確保条例上の工場と定めています。

(II) 工場認可申請

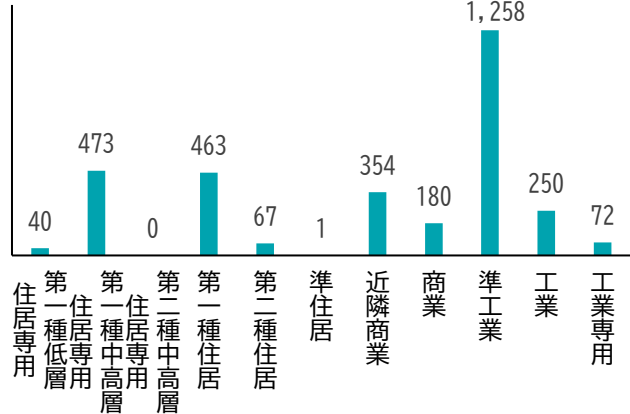
工場を設置しようとする者は、あらかじめ工場の建物、機械設備、作業内容、騒音などの公害防止対策を記載した認可申請書を、区に提出して設置の認可を受けなければなりません。また、工場設置後に設備等を変更しようとする場合にもあらかじめ変更認可申請が

必要なほか、氏名（社名）変更や承継、廃止届などの届出が必要です。区は認可申請書に基づき、現地調査等の審査を経て60日以内に認可できるかどうか判断します。設置や変更認可を受けた工場は、工事完成後「工事完成届出書」を提出し、区の認定を受けた後、操業できることになります。

(Ⅲ) 板橋区の工場

板橋区内の認可済工場数のうち、金属製品製造業が最も多く、次いで印刷・同関連業、一般機械器具製造業となっており、区の地場産業を形成しています。また、用途地

図2-4-10 用途地域別認可工場数
(2025(令和7)年3月末現在)



域別(※P95)に見ると、工業系の地域、商業系の地域、住居系地域の順に操業しています。

表2-4-17 板橋区内の認可済工場数(2025(令和7)年3月末現在)

業種		件数	業種		件数
製 造 業	食料品製造業	207	製 造 業	金属製品製造業	769
	飲料・たばこ・飼料製造業	4		はん用機械器具製造業	22
	繊維工業	62		生産用機械器具製造業	57
	木材・木製品製造業	106		業務用機械器具製造業	95
	家具・装備品製造業	46		電子部品・デバイス製造業	29
	パルプ・紙・紙加工品製造業	100		電気機械器具製造業	72
	印刷・同関連業	665		情報通信機械器具製造業	13
	化学工業	37		輸送用機械器具製造業	116
	石油製品・石炭製品製造業	1		その他の製造業	81
	プラスチック製品製造業	131		サ ー ビ ス 業	洗濯・理容・美容・浴場業
	ゴム製品製造業	11	廃棄物処理業		41
	なめし革・同製品・毛皮製造業	9	自動車整備業		251
	窯業・土石製品製造業	15	機械等修理業		26
	ガラス・同製品製造業	3	その他の事業サービス業	40	
	鉄鋼業	12	そ の 他	1	
	非鉄金属製造業	82	合 計	3,158	

② 指定作業場届出制度

東京都環境確保条例では、工場には該当しない事業場で公害発生の恐れのある事業場等を「指定作業場」と定義して、工場と同様に規制基準の遵守、設置等の届出等を義務付けています。

(Ⅰ) 指定作業場

自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、材料置場、下水処理場、ボイラーや焼却炉などを有する施設等32種類の事業場を「指定作業場」と定義しています。

(Ⅱ) 指定作業場設置届

指定作業場を設置しようとする者は、工場と同様に、設置に先立って作業場の建物、機械設備、作業内容等を記載した届出書を区に提出しなければなりません。届出者は、受理された日から30日を経過した後でなければ工事に着手できません。これは、届出が受理された後、区が記載内容の審査や設置予定場所の実査を行って、支障がある場合は届出受理日から30日以内に限り計画の変更を命ず

ることがあるからです。

表2-4-18 板橋区内の届出済指定作業場（2025（令和7）年3月末現在）

指定作業場の種類	件	指定作業場の種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	0	豆腐又は煮豆製造場	5
自動車駐車場	773	砂利採取場	0
自動車ターミナル	8	洗濯施設を有する事業場	188
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド	51	廃油処理施設を有する事業場	0
自動車洗車場	6	汚泥処理施設を有する事業場	0
ウエスト・スクラップ処理場	5	し尿処理施設を有する事業場	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所	25	汚水処理施設を有する事業場	0
セメントサイロ	0	下水処理場	1
材料置場	29	暖房用熱風炉を有する事業所	0
死亡獣畜取扱場	0	ボイラーを有する事業所	42
と畜場	0	ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関を有する事業所	1
畜舎	0	焼却炉を有する事業所	5
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	1	地下水揚水事業場	2
工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	0	浄水場	1
臭化メチル等を使用する食物の燻蒸場	2	病院	8
めん類製造場	13	試験・研究機関	13
		合計	1,179

③ 公害防止管理者

(I) 東京都の公害防止管理者制度

東京都環境確保条例で定める規模以上の工場は公害防止管理者を選任し、公害の未然防止のための監督を行わせるよう定められています。2001（平成13）年4月から東京都環境確保条例の改正により、公害防止管理者の資格基準や、資格取得方法が改正されま

した。また、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等による大規模な特定施設を設置している工場には「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、工場の業種及び規模に応じて、国家資格を持った公害防止管理者の選任が義務付けられています。

表2-4-19 東京都公害防止管理者選任状況（2025（令和7）年3月末現在）

東京都公害防止管理者資格	選任対象(人)	選任者数(人)	選任率(%)
1種	26	26	100
2種	155	115	74
合計	181	141	78

④ 公害防止資金の斡旋等

産業融資制度

区では産業融資制度において、融資斡旋と利子補給を行っています。当制度の利用により、事業者が公害防止対策を講じるための資金を低利で調達できます（表2-4-20）。

アスベスト除去費用に対する融資制度

区内の中小企業者（不動産貸付業を含む）の方は、工場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等の、修繕時に行うアスベスト撤去工事に産業融資制度が利用できます。

表2-4-20 設備資金融資

項目	内容	項目	内容
申込資格	業歴1年以上の法人及び個人	融資利率	長期プライムレート+0.2%以内
融資限度額	5,000万円以内	利子補給	60か月目まで融資利率×0.3（上限1.0%）
融資期間	10年（120か月）以内（据置1年以内を含む）		
その他	金融機関との協議により、必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証をつけることとなります。		
窓口	産業経済部産業振興課産業支援係 電話（3579）2172		

※上記の制度は一例です。この他にもご利用いただける制度があります。

関連するホームページ
（板橋区の産業融資制度）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1005528.html>

公害相談・苦情

2024（令和6）年度に、区で受け付けた公害苦情は、合計で年間217件となっており、その内容は、工場等を発生源とする被害に対する訴えや、開発に伴う土壤汚染、近隣住民の生活音の問題など様々です。

区に寄せられる公害苦情は、必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行うものです。区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっており、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

① 公害苦情の分類

公害苦情は発生源別と現象別により、以下のように分類されます。

（Ⅰ）公害発生源

公害発生源は、次の4つに分類されます。

- (a) 工場：東京都環境確保条例に定める2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造・加工又は作業を行うものなど。
- (b) 指定作業場：東京都環境確保条例に定

める20台以上の駐車場、ガソリンスタンド、一定規模以上のボイラーを使用する事業所など。

- (c) 建設作業：騒音規制法・振動規制法に定めるくい打ちなどの特定建設作業、東京都環境確保条例に定めるパワーショベル等を用いる指定建設作業、その他の建設作業。
- (d) 一般：飲食店・喫茶店、学校・病院、一般家庭など、上記3分類以外のもの。

（Ⅱ）公害現象

大気汚染（ばい煙、粉じん、有害ガス）、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、土壤汚染、地盤沈下の典型7公害をいいます。

② 最近の公害苦情の傾向

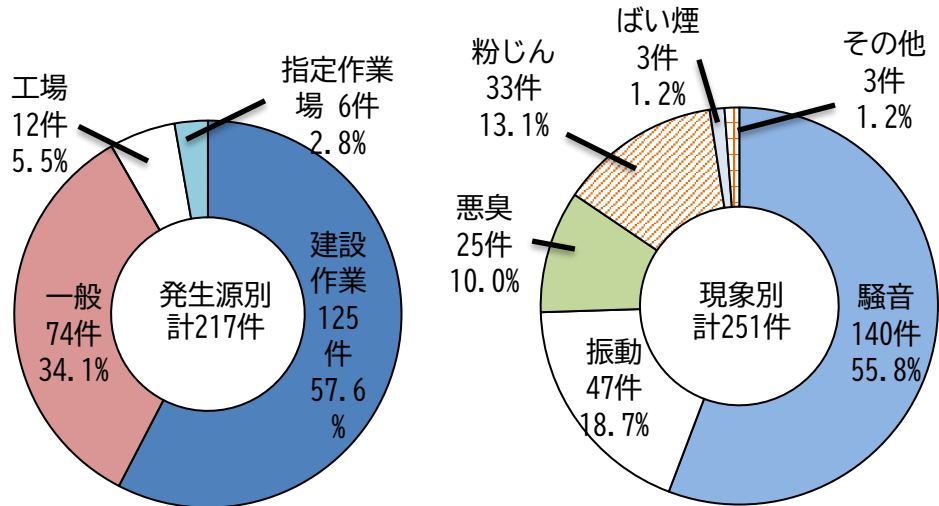
工場及び事業場に対する公害苦情は、図2-4-11の発生源別に示すとおり、建設作業が最も多く、次いで一般、工場、指定作業場の順となっています。現象では、騒音が最も多く、次いで振動、粉じんの順となっていま

す。なお、1つの発生源で2つ以上の現象、例えば、1つの工場から騒音と振動の現象がある場合は、公害発生件数と公害現象件数は異なります。

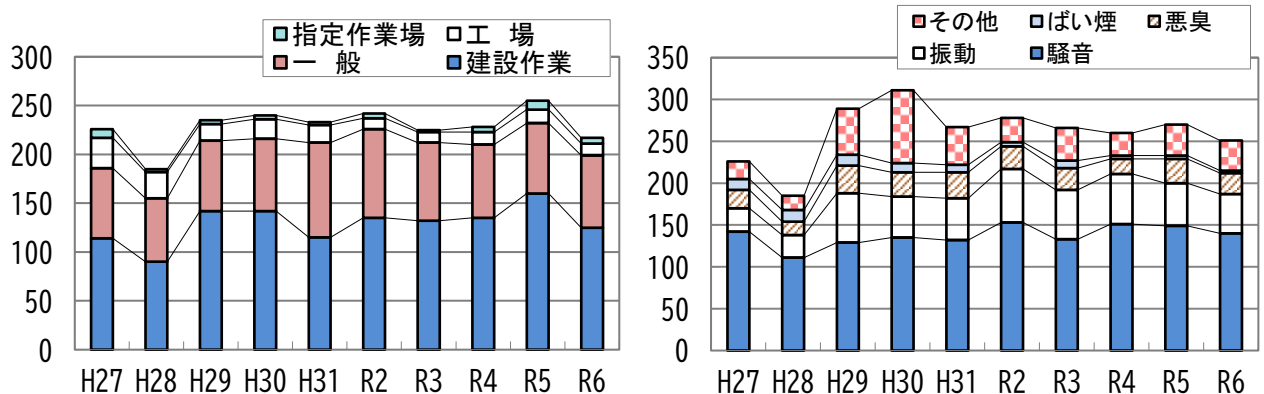
近年、ライフスタイルの多様化や人間関係の希薄化により、不快な外的要因に対する人

々の不満が表面化した結果、生じる苦情が増えています。これらは法律や条例等では解決が困難なものも多く、快適な都市生活を維持するためには、ルールを守ること、コミュニケーションを図ることといった、社会生活における周辺環境への配慮が求められています。

▶図2-4-11
公害苦情受付件数



▼図2-4-12
公害苦情の最近の傾向

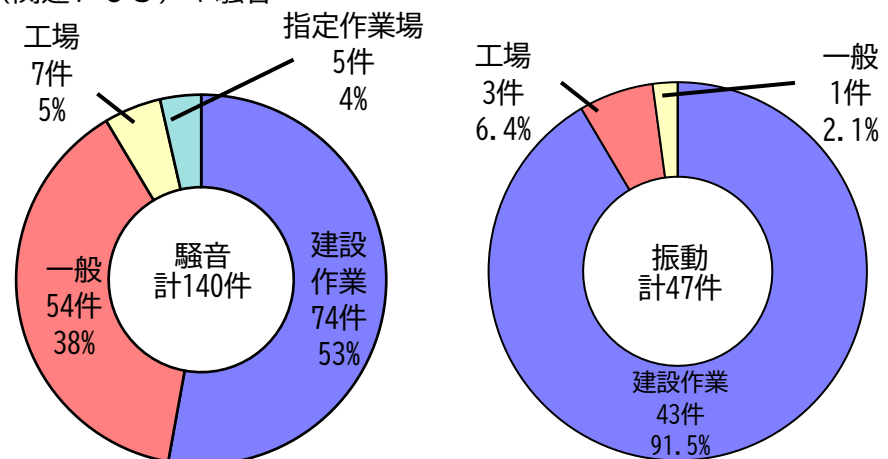


③ おもな公害現象別発生源

公害現象別の上位を占めるのは騒音と振動です。まず騒音については、一般が増加傾向にあり、主に飲食店営業によるものや産業機械や家庭用機器の稼働によるものとなっています。建設作業では主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業（関連P63）や騒音

規制法に定める特定建設作業（関連P63）によるものとなっています。次に振動については、主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業や騒音規制法に定める特定建設作業によるものとなっています。

▶図2-4-13
公害現象別発生源

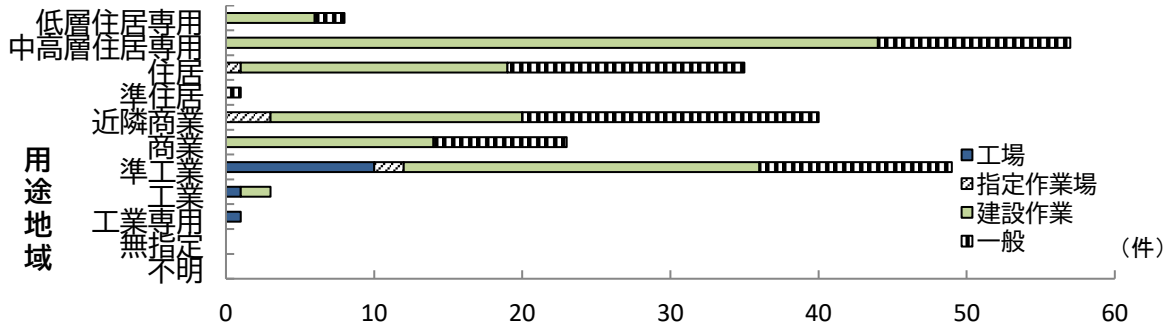


④ 用途地域別公害苦情受付件数

2024（令和6）年度の公害受付件数は217件であり概ね横ばい、公害関係法令に基づく改善指導件数は108件と大きく減少しました。

工場による苦情は主に工業系地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）で発生しています。一方、一般における苦情の半分は住居系地域（低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域）において発生しています。

図2-4-14 用途地域別公害苦情受付件数



関連する活動指標

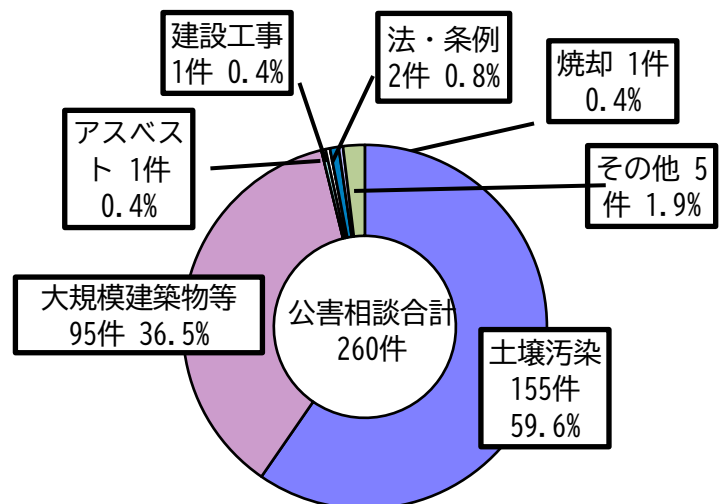
指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
公害苦情件数※1	251 件	↘	255 件	217 件	横ばい
公害関係法令に基づく改善指導件数※2	201 件	—	219 件	108 件	—

※1 必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行ったもの
 ※2 公害関係法令（東京都環境確保条例及び騒音・振動規制法等）に基づき、工場、指定作業場等に対して立入検査を行い、その結果、改善指導を行った件数

⑤ 公害相談

2024（令和6）年度の公害相談件数は260件と2023（令和5）年度と比較し大きく減少しました。大半は土壌汚染に関するものが占められており、次に大規模建築物相談となっています。区に寄せられる公害相談は、区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっています。公害相談は、電話等で寄せられた相談に対して適切な助言を行うもので、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

図2-4-15 公害相談の内訳



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
公害相談件数	2,182 件	—	489 件	260 件	—

環境調査に関する情報の発信

板橋区の環境調査を広く知っていただくために、X（旧ツイッター）を活用した環境調査に関する情報発信をしており、2024（令和6）年度は、104件の発信をしました。X（旧ツイッター）では、区の鳥ハクセキレイの「ハクちゃん」が板橋区に棲む生き物や板橋区に植生のある植物の紹介、エコポリスセンターの情報や環境保全に関する啓発の投稿（ポスト）をしています。

▶板橋区環境政策課X（旧ツイッター）



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
環境調査に関する情報のX（旧ツイッター）発信数	25 件	↗	136 件	104 件	進展

関連するホームページ
（板橋区環境政策課公式X（旧ツイッター）） https://twitter.com/kan_itabashi

▶区の鳥ハクセキレイの
ハクちゃん



(2) 潤いのある景観や美しい街並みの保全



良好な都市景観

① 都市景観の概況

板橋区の街並みは、小豆沢から赤塚方面にかけて緑豊かな樹林地が残る崖線が“みどり”の骨格軸を形成し、その北側には憩いの水辺空間を創出している荒川や新河岸川が“みず”の骨格軸を形成しています。また、旧中山道沿いの旧板橋宿や志村一里塚、薬師の泉など歴史を感じさせるところもあります。一方、計画的に整備された高島平の中高層住宅団地とケヤキ並木通りは都市的で整然とした住環境を形成し、閑静な低層住宅街として開発された常盤台は良好な住宅地の景観を見せています。また、成増駅北口、浮間舟渡駅前、大山駅周辺が、再開発事業によって街の景観を一新しました。

図2-4-16 板橋区の景観構造



② 良好な都市景観への取組

板橋区の景観に対する取組としては、1990（平成2）年及び1992（平成4）年に、区内の好きな街並みや、懐かしい風景、お気に入りの建物などの写真を募集し、“活き粋いたばしまちなみ景観賞”として表彰しました。川越街道の五本けやきや中台地域のサンシティ、石神井川緑道など数十件にも及ぶものが褒賞されました。

また、2002（平成14）年度には、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを、「板橋十景」として選定しました。「板橋十景」は、心に残る風景や風物、感動や安らぎを与えるものとして現在でも親しまれています。

その他、2017（平成29）年度策定の「板橋区都市づくりビジョン」では、「街並み・景観の形成」として、区民主体の活動と

凡	例
	景観形成軸
	水辺景観軸
	幹線道路景観軸
	街道景観軸
	商店街景観ゾーン
	住宅地景観ゾーン
	農地・屋敷林景観ゾーン
	工場・住工共存景観ゾーン
	職・住・学共存景観ゾーン

連携しながら、商店街、良好な住宅地の街並み、崖線の緑、石神井川の桜並木等の地域の特徴や地域資源を活かした良好な景観を形成するとしています。

③ 良好な都市景観への誘導

板橋区の地域特性や歴史性に配慮した、こまやかな景観まちづくりを進めるため、板橋区のめざすべき景観形成の方針を示す「板橋区都市景観マスタープラン」を2008（平成20）年度に策定しました。

さらに、2011（平成23）年度には、上記マスタープランを指針として、景観法に基づく「板橋区景観計画」を策定しました。この「板橋区景観計画」は、景観法の諸制度を活用した取組を推進していくことで、板橋区の良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。建築物等の届出制度や、景観重要公共施設・景観重要建造物・景観重要樹木の指定、表彰制度など、区民、事業者、区が協力しあいながら行動していくことをめざしています。届出制度では、建築物等の形態・意匠・色彩や緑化計画などについて景観協議を実施し、その協議内容に基づき、建築物等が建築されていくことで、少しずつですが、周辺景観と調和した良好な街並みづくりが推進されていきます。

特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観に関するルールを定めることで、地区特性を生かした良好な景観の形成に取り組んでいます。直近では、2022（令和4）年4月に板橋宿不動通り地区を5地区目として指定し、現在は6地区目の指定検討地区として、赤塚四・五丁目において、地元主導で景観まちづくりを推進しています。

また、景観イベントや板橋区景観賞などの実施により、区民の皆様一人ひとりが景観の担い手であることをご理解いただき、景観まちづくりに取り組んでいただけるよう、普及啓発活動にも取り組んでいます。



■ 石神井川の桜

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
景観形成重点地区指定数	4 地区	↗	5 地区	5 地区	進展

環境美化活動

① 板橋クリーン作戦

2024（令和6）年度の「板橋クリーン作戦」参加者数は16,558と増加していますが、ごみの回収量は5,886袋と増加しています。

私たちのまち板橋を、ポイ捨てのないきれいなまちにしていくために、全区的統一環境行動として「板橋クリーン作戦」を年2回実施しています。この作戦は、事前に参加者団体を募集し、実施期間中の都合の良い日に清掃・美化活動を行ってもらうことで、区民一

人ひとりの環境美化意識の向上及び自主的な環境美化活動の輪を広げることを目的としています。今後も引き続き、環境美化意識の向上及び自主的な環境美化活動の推進に取り組んでいきます。

- (Ⅰ) 春の板橋クリーン作戦
(5月25日～6月9日)
- (Ⅱ) 秋の板橋クリーン作戦
(11月1日～30日)

関連するホームページ
(板橋クリーン作戦)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/index.html>



■ 春・秋の板橋クリーン作戦

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
「板橋クリーン作戦」参加者数	18,721人	—	17,203人	16,558人	—
「板橋クリーン作戦」におけるごみ回収量	6,600袋	—	5,597袋	5,886袋	—

② ポイ捨て防止キャンペーン
(12月1日～9日)

2024(令和6)年度は1,265名の区民の皆さんに参加いただきました。

ポイ捨て防止キャンペーンとは、ごみのポイ捨てが多く、人通りの多い駅周辺等でポイ捨て防止キャンペーンを実施することにより、区民一人ひとりの環境美化意識を高め、板橋区をポイ捨てのないきれいなまちにすることを目的として実施しています。区民の皆さんへポイ捨て禁止を訴えるだけでなく、事業所・店舗周りの清掃や従業員への美化意識の啓発・指導などを盛り込んで呼びかけています。

今後も実施内容の検討を続けながら、区民の皆さんへの啓発活動に取り組んでいきます。

関連するホームページ
(ポイ捨て防止キャンペーン)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/1006093.html>

③ 板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権
(2月15日)

2024年(令和6)年度は、9チーム24名の方に参加いただきました。

ごみ拾い選手権は、環境美化に関する興味関心を持ってもらうため、チーム毎に集めたごみの重さなどを競うイベントです。清掃活動をより楽しくするために、ゲーム性を持たせ、特に若い世代の人々を清掃活動へ呼び込むことを目的として2013(平成25)年度より実施しています。今後も参加率を上げていくため、環境美化意識を高めるための、取組を推進していきます。

関連するホームページ
(板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/1006106.html>



■ ごみ拾い選手権

基本目標5 「環境力」の高い人材の育成

1 板橋区の現状

環境教育・環境学習等の拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、環境関連の講座やイベント、学校や地域へ訪問し実施する出前講座などを展開してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前のような形で環境講座、イベントを開催できなかった2020（令和2）年度～2021（令和3）年度に、環境講座参加者数等が大きく減少したものの、徐々に以前の水準に戻りつつあります。

学校などの教育現場では、ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視し、板橋区が独自に開発した保幼小中一貫環境教育カリキュラムに基づいて、保幼小中一貫型の環境学習を推進しています。また、板橋区独自の情報や特性を踏まえて開発した「環境教育プログラム」は、広く教育現場で活用されており、2023（令和5）年度は区立保育園・幼稚園及び区立小中学校の83.8%が環境教育プログラムを実施しました。引き続き、「環境力」の高い人材育成をテーマとした環境講座の実施や、イベントの開催など環境にふれ合う機会を提供いたします。

活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度
人材育成に関わる環境講座参加者数※1	199人	↗	400人	243人	224人	12.4%	漸進
外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合※2	76.1%	↗	100%	62.2%	64.2%	0%未満	停滞
環境教育プログラム利用校（園）の割合※3	74.4%	↗	100%	83.8%	83.5%	35.5%	漸進
エコ生活（エコアクション9）の実施状況※4	75.0%	↗	100%	82.7%	82.0%	28.0%	漸進

※1 この指標は、区が行っている人材育成に関わる環境講座等の参加者数を集計したものととなります。

※2 この指標は、外部人材を活用して環境学習を実施している区立小中学校及び区立保育園・幼稚園の割合となります。

※3 この指標は、板橋区環境教育プログラム（関連P78）を実践している（参考にしている場合も含む）区立小中学校及び区立保育園・幼稚園の割合となります。

※4 この指標は、地球温暖化防止のために暮らしの中でできる9つの行動（エコアクション9）の実施率で、講座等の参加者アンケートから集計したものととなります。

《板橋エコみらい塾》

板橋エコみらい塾とは、環境に興味がある方や環境ボランティアをめざす方に向けて実施している連続講座です。受講した方が学びを提供する側になるために、座学だけでなく施設見学やワークショップなど多彩なプログラムを提供しています。板橋エコみらい塾受講後は、登録制のボランティア制度である「エコライフサポーター」や環境団体として活躍するなど、活動の場を広げています。



■ 環境施設見学

■ 参考データ

図2-5-1 人材育成に関わる環境講座参加者数の推移

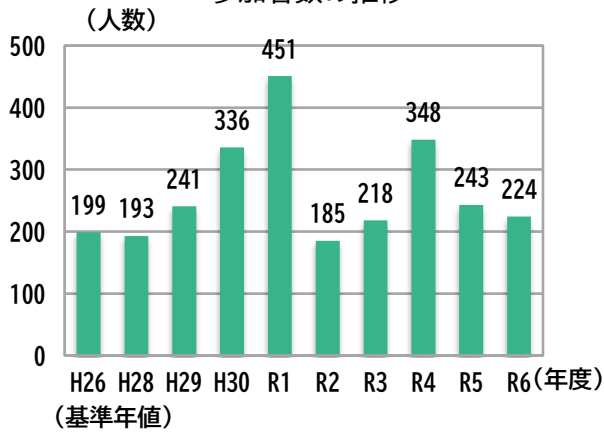


図2-5-2 外部人材を活用した環境学習実施校(園)の割合の推移

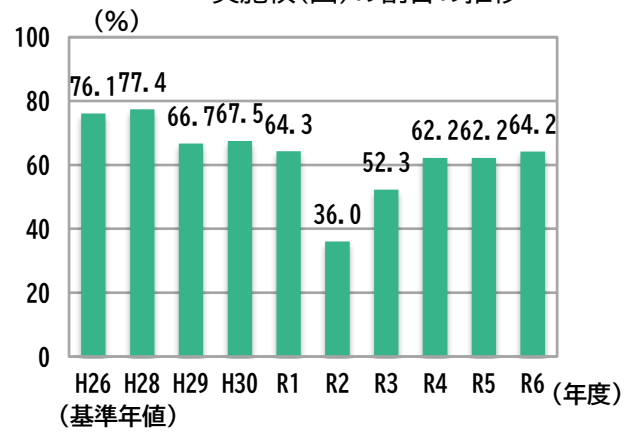


図2-5-3 環境教育プログラム利用校(園)の割合

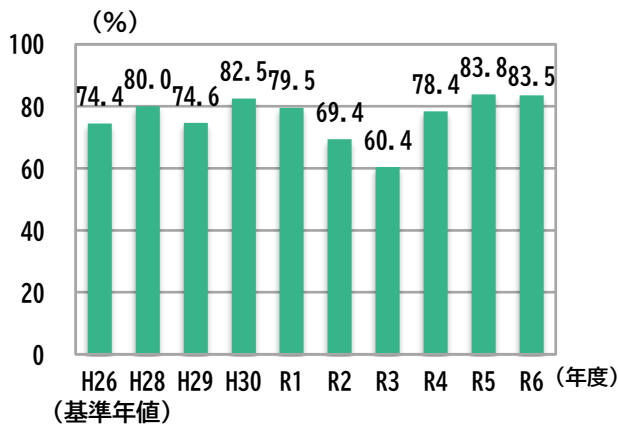
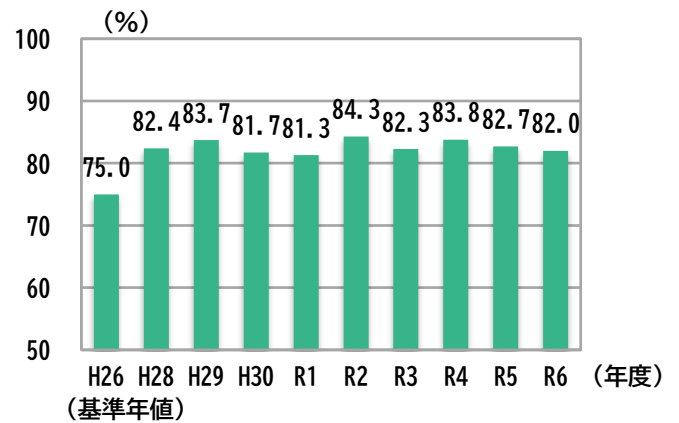


図2-5-4 エコ生活(エコアクション9)の実施状況の推移



エコアクション9

区が実施している普及啓発事業の一つで、地球温暖化防止のために暮らしの中でできる9つの行動です。積極的に実践しましょう！

- ①冷暖房は適切に使っている (室内温度目安：夏28℃、冬20℃)
- ②テレビを見ていないときは消している
- ③照明はこまめに消し、買い替え時にはLEDランプを選んでいる
- ④冷蔵庫の温度は適切に設定し、開けている時間を短くしている
- ⑤調理の火力をこまめに調節している
- ⑥シャワーのお湯はこまめに止めている
- ⑦お風呂はできるだけ間を開けずに入浴している
- ⑧できるだけ公共交通機関・自転車・徒歩で移動し、車を運転するときは燃費の良い運転を心がけている
- ⑨マイボトル・エコバッグを使っている

2 環境施策の活動状況

(1) 環境教育の推進、環境保全活動を担う人材の育成



エコポリスセンター

① エコポリスセンターの概要

エコポリスセンターは、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現をめざし、環境教育の拠点施設として、1995(平成7)年4月に開設されました。エコポリスセンターでは各種イベント・環境啓発事業等の実施を行っています。2024(令和6)年度の環境講座・教室開催回数については、2023(令和5)年度を下回る結果となりましたが、参加者数については、2024(令和6)年度の参加者数が2023(令和5)年度を上回るものとなりました。

年間を通して、様々な展示やイベントを実施するほか、夏には緑のカーテンを育成し、区内屈指の緑のカーテンを間近に鑑賞できる機



■ エコポリスセンター



■ 緑のカーテン

会を提供しています。

② エコポリスセンターが展開する環境学習事業

エコポリスセンターは、環境について「知る・気づく」→「考える・学ぶ」→「行動する」→「交流する・育てる」という自然なステップアップが図れるよう事業を展開しています。この学びのサイクルの実践として、環境啓発事業、環境学習事業、指導者養成事業、個人・団体・企業の育成・支援事業を展開し、区内の環境教育の推進を図っています。また、エコポリスセンター職員等が区内保育園や学校、地域等へ出向き、出前講座を通して環境学習の機会を提供しています。今後も地域と密着した環境教育の拠点施設として、区民や事業者、団体などと連携を図り、良好なパートナーシップを築いていくための活動に取り組んでいきます。



■ 出前授業

関連するホームページ
(エコポリスセンター)

<https://itbs-ecopo.jp/>

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
環境講座・教室開催回数※1	677回	↗	730回	491回	後退
環境講座参加者数(人材育成に関わる講座を除く)※2	22,898人	↗	16,916人	17,524人	後退
環境学習講師派遣人数※3	363人	↗	329人	379人	横ばい
環境学習施設の入館者数※4	270,195人	↗	298,269人	345,262人	進展
環境講座受講前後の知識・考え方の変化※5	63%※6	↗	83.7%	84.6%	進展

※1 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境に関する講座等の開催回数を集計したもの

※2 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境に関する講座等の参加者数を集計したもの

※3 出前講座の際にエコポリスセンターが派遣する指導者等の人数

※4 エコポリスセンター、熱帯環境植物館、リサイクルプラザの入館者数を合計したもの

※5 エコポリスセンターの環境講座等を受講した前後で、「環境」についての知識や考え方に変化があった者の割合で、講座等の受講者アンケートから集計したもの

※6 平成28年度値

学校における環境教育

③ 板橋区環境教育プログラム

板橋区独自の情報や特性を踏まえて開発した環境教育のためのプログラムです。環境教育プログラム利用校（園）の割合は2024（令和6）年度83.5%であり、2022（令和3）年度以降、安定して増加傾向にあります。

環境学習の知識や経験の少ない指導者でもすぐに利用できるような、具体的で活用しや

すいプログラムを区HP上で掲載しています。児童館、保育園、幼稚園、小中学校、あいキッズなどで活用されています。

プログラムの活用を高めることができるよう、学習シートや参考資料などもダウンロード可能です。今後も、プログラムの更新・見直しを行い、活用しやすいプログラムを提供します。

関連するホームページ
(板橋区環境教育プログラム)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/kyoiku/1015347/index.html>



■環境教育プログラム（ホームページ画面）



■プログラム実践動画
(YouTube上にて動画を公開しています。)



■プログラムの例：
対象：小学3年～中学7年
時間：70分～125分

身近な自然を調べてみよう		
■プログラムの概要		
ねらい	身近な校庭や学校周辺の動植物を観察することで自然に興味を持つようになり、自然を大切にすることを覚える。	
キーワード	いばもの、身近な自然	
対象	小学3年～中学1年	
時間	70～125分	実施場所 校庭、学校周辺
使用するもの (観察方法：三種類)	A：ビンゴカード、シール、顕微鏡、プラスチック容器又はビニール袋、筆記用具 B：学習シート、シール、顕微鏡、プラスチック容器又はビニール袋、筆記用具 C：白地図、顕微鏡、学習シート、顕微鏡、プラスチック容器又はビニール袋、筆記用具、図鑑、標本紙、マジック	
全体の流れ	A. 自然観察ビンゴ（各学年設定） 1. ルール説明 2. ビンゴカードをもち自然観察 3. ビンゴが揃え終わったらのカスリ	B. 自然観察ウォークラリー（各学年設定） 1. ルール説明 2. 学習シートをもち自然観察 3. チェックポイントをとりカスリ
	C. 標本採集（高学年以上） 1. 採集の規則、目的説明 2. 校庭などに出て標本採集・観察（お気に入りの標本をスクッチ） 3. 教室に集り観察した動物について、図鑑調べ 4. まとめ	

■プログラムの進め方
(ホームページ上に公開しています。)

② 板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム

(I) 区立小中学校での実践

(a) 校庭の自然を生かした環境教育の取組



区内の小学校では、ビオトープ（※P94）や芝生など、校庭の自然を生かした環境教育の学習に取り組んでいるところもあります。

総合的な学習の時間では、ビオトープと人との関わりの視点で、環境保全の大切さと持続可能性について、子どもたち一人ひとりが考えを深める学習をしています。

また児童が学校周辺の樹木から、自分の気に入った木を決める学習も行っています。見た目が気に入っているものや、思い出があるものなど、児童は様々な理由でお気に入りの木を決めました。近隣の小学校で同様の活動を行い、学校間で発表も行う予定です。

こうした活動を通して、環境や郷土に対する関心を高め、持続可能な社会づくりの担い手となるための力を育んでいます。



■2025（令和7）年度 任命式の様子

ユネスコスクールとは、ユネスコの理念を実現するための実践を行う学校で、世界中の学校との交流を通じて情報や体験を分かち合うこと、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展をめざすことを目的として活動を行います。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、

ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けています。

板橋区では、2025（令和7年）年9月現在、板橋第二小学校、板橋第七小学校、緑小学校、蓮根第二小学校、高島第一中学校、西台中学校の6校が加盟校として、桜川小学校、紅梅小学校、中台小学校の3校が申請校として、ESDの考え方を取り入れた環境教育を推進しています。加盟校及び候補校、申請校の子どもたちは、エコポリスセンターから「子ども環境大使」として任命され、各校の特色を生かした取組を行い、ESDを推進します。

2024（令和6）年度は、板橋第二小学校、板橋第七小学校、緑小学校、蓮根第二小学校、桜川小学校、高島第一中学校、西台中学校の7校が、子ども環境大使としての取組内容をまとめ、エコポリスセンターで館内展示及びWeb展示を行いました。

(II) 板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラムの概要

(a) 保・幼・小・中で一貫したねらいをもって実施

教育委員会では、2011（平成23）年4月に「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」を策定しました。これは、保幼小中一貫型のカリキュラムであることが大きな特徴です。板橋区の小中一貫教育カリキュラムである「板橋のi（あい）カリキュラム」としても位置付けられています。4歳児から中学校第9学年までの11年間を、子どもの発達段階に応じて4期に分け、それぞれの段階における目標と、子どもたちが身に付ける資質・能力を系統立てて示しています。これによって、就学前から小中学校で「持続可能な開発のための教育（ESD）」（※P95）の考え方に基づいた系統的な環境学習の実施を図ってきました。

(b) カリキュラムの内容

発達段階に合わせて、以下のとおり3つの段階を設けています。

【FEEL】

環境を身近な問題として捉える感受性、共生や他者に対する思いやりの心を育成していく段階です。この段階で育む感受性や思いやりの心が、今後の問題解決を進めていく原動力になると考えます。

【THINK】

問題解決の活動を通して、環境に対する見方や考え方を育成していく段階です。

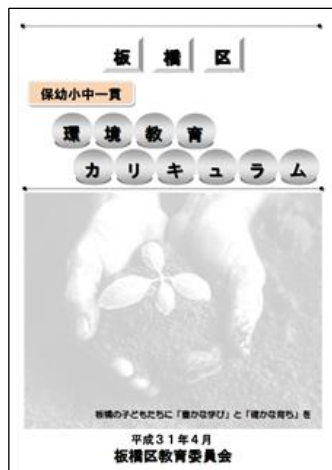
【ACT】

これまで身に付けた力を生かし、身の回りの環境に働きかける実践力を育成する段階です。

(c) 環境を捉える視点について

環境は様々な視点で捉えることができますが、本カリキュラムでは「循環」「多様性」「生態系」「共生」「有限性」「保全環境」の、6つの視点を設定し、内容的に偏りがないようにしています。加えて、学習活動については、「身近な環境」から「全地球規模の環境」への視野の広がりや、「自らの生活を見直すこと」から「地域社会生活に自らが働きかけていくこと」へというように、発達段階に応じて、同じ視点で繰り返し学べる構成になっています。

また、2017（平成29）年の学習指導要領の改訂を踏まえ、学習指導要領の内容と、板橋区全体で取り組んでいるSDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、2019



■板橋区環境教育カリキュラム

（平成31）年4月に改訂を行いました。

(Ⅲ) 板橋区環境教育テキスト

「未来へ」の概要

板橋区環境教育カリキュラムに基づく学習活動を各学校で効果的に実施するため、教育委員会事務局指導室では、2008（平成20）年度に小学校第3学年・第4学年向け「未来へ1」と小学校第5学年・第6学年・中学校第7学年向け「未来へ2」、2009（平成21）年度に中学校第8学年・第9学年向け「未来へ3」の3冊を作成しました。

自然や文化、産業も含めた身の回りの全てを環境と捉え、その「多様性」に気付き、自分の生活との「つながり・かかわり」についての理解を進め、その上で自らが環境に働きかける実践力を育成していけるような内容になっています。テキストは、区内小中学校全校児童・生徒に配付しています。

さらに、教師用指導書も作成し、「未来へ1・2」「未来へ2・3」をそれぞれ一冊にまとめ、教員が内容面での見通しをもって指導できるようにしています。

「未来へ」は、その時々々の社会の要請に応じて改訂を重ねてきました。2015（平成27）年の改訂では、より郷土板橋の特色を感じさせる内容にし、柔軟に内容を選択できるようにしました。また、2019（平成31）年4月の改訂では、SDGsの視点から内容を見直しました。

板橋区の子どもたちがこのテキストを活用し、ESDの考え方に基づいた授業を通して学び、SDGsの達成に向けて、知恵と実践力を身に付けてくれることを願っています。



■板橋区環境教育テキスト「未来へ」

(2) わかりやすい環境情報の発信



環境情報の発信

エコポリスセンターでは、環境への「興味・関心」を深めるため、様々な媒体を用いて、環境に関する情報を提供しています。2024（令和6）年度の環境情報の更新回数は1,125件であり、環境講座やエコポリスセンター館内で育成している植物等の紹介を行いました。

紙媒体のほかにホームページ・SNS（X（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタグラム）なども用いて、多くの方の目にとまるよう、幅広く発信しています。

今後も、SNS等を通じて魅力ある情報発信を行っていきます。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
区から発信する環境情報の更新回数※	356 件	↗	1,279 件	1,125 件	進展

※ エコポリスセンターの公式ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブック・インスタグラムの情報を更新した回数の合計を集計したものの。



■エコポリスセンター X（旧ツイッター）



■エコポリスセンター フェイスブック



■エコポリスセンター インスタグラム

環境イベントの開催

環境への「興味・関心」を深め、「参加・体験」していただく機会として、様々な環境関連のイベントを開催しています。2024（令和6）年度における環境イベント等開催回数は194回、環境イベント等参加者数は27,401人でした。

環境保全活動の実践につなげるため、「環境なんでも見本市」などのイベントを実施し、意識啓発を行っています。

今後も、環境への「興味・関心」へと繋がるイベントやワークショップを開催していきます。



■環境なんでも見本市



■エコライフフェア夏

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
環境イベント等開催回数※1	244 回	↗	196 回	194 回	後退
環境イベント等参加者数※2	96,949 人	↗	26,784 人	27,401 人	後退

※1 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境イベント等の開催回数を集計したものの。

※2 エコポリスセンターをはじめ、区が行っている環境イベント等の参加者数を集計したものの。

3 関連計画

板橋区環境教育推進プラン2025

① 策定

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育を計画的かつ効果的に進めるため、2007（平成19）年2月に「板橋区環境教育推進プラン」を策定しました。その後、環境教育推進法の改正を踏まえ、さらに連携・協働して進めていくことをめざし、2016（平成28）年3月に「板橋区環境教育推進プラン2025」を策定しました。

② 位置づけ

環境教育等促進法に基づいた計画です。また「板橋区環境基本計画2025」の基本目標5

『「環境力」の高い人材の育成』と基本目標6「パートナーシップが支えるまちの実現」を具体的に示した計画でもあります。

③ 期間

2016（平成28）～2025（令和7）年度までの10年間

④ 成果指標

表2-5-1のとおり10項目の指標を設定し、環境教育の進捗状況を測るものさしとして使用しています。また、各指標における2024（令和6）年度の実績値は表中の各参照ページをご参照ください。

表2-5-1 板橋区環境教育推進プラン2025の成果指標

	板橋区環境教育推進プラン2025の成果指標	2024（令和6）年度実績	参照ページ
1	全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数	17,823人	P83
2	環境講座参加者数	17,524人	P77
3	環境教育プログラム利用校（園）の割合	83.5%	P75
4	人材育成に関わる環境講座参加者数	224人	P75
5	環境学習講師派遣人数	379人	P83
6	環境登録団体数	20団体	P83
7	エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数	963人	P83
8	外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合	64.2%	P75
9	エコ生活（エコアクション9）の実施状況	82.0%	P75
10	環境講座受講後の知識・考え方の変化があった者の割合	84.6%	P77

関連するホームページ
(板橋区環境教育推進プラン2025)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/kyoiku/plan/1006002.html>

基本目標6 パートナーシップが支えるまちの実現

1 板橋区の現状

区民団体（エコポリス板橋環境行動会議、環境活動団体）と区の協働をはじめ、町会・自治会、商店街、企業、NPO・ボランティア、大学など、様々な主体との連携・協働により、様々な普及啓発活動、環境保全活動を推進しています。

これらの活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種キャンペーンへの参加者やエコポリスセンターの事業に協力するボランティア参加者数、環境学習講師派遣人数は2020（令和2）年度～2021（令和3）年度に一時落ち込んだものの、徐々に復調傾向にあります。一方で、環境登録団体は、構成員の高齢化などを背景に減少が続き、団体のすそ野を広げることが課題となっています。

環境活動の活性化につながるよう、環境教育・環境活動を広める機会を充実し、板橋区の環境を支える人づくりに取り組んでいきます。あわせて、若い世代や環境活動の新たな担い手へのアプローチを強化し、環境教育・環境活動のネットワークづくりを進めていきます。

活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗率	進捗度
エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数※1	990人	↗	1,300人	622人	963人	0%未満	停滞
環境登録団体数※2	27団体	↗	37団体	23団体	20団体	0%未満	停滞
環境学習講師派遣人数※3	363人	↗	500人	329人	379人	11.7%	漸進
全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数※4	25,674人	↗	31,500人	18,388人	17,823人	—	—

※1 エコポリスセンターの事業に協力したボランティアの人数を集計したもの。

※2 エコポリスセンター及びいたばし総合ボランティアセンターへの登録団体を集計したもの（重複は除く）。

※3 区内保育園や小中学校等における環境学習の出前講座の際にエコポリスセンターが派遣する指導者等の人数。

※4 この指標に含まれるキャンペーンの一つである「打ち水キャンペーン」については、従来行っていた一堂に集まって行う手法から個人で個別に行う方針としたため、参加者数の把握が困難なことから指標の実績はその他キャンペーン（春・秋の板橋クリーン作戦、ポイ捨て防止キャンペーン）の参加者数を参考値として掲載しました。

■ 参考データ

図2-6-1 エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数の推移

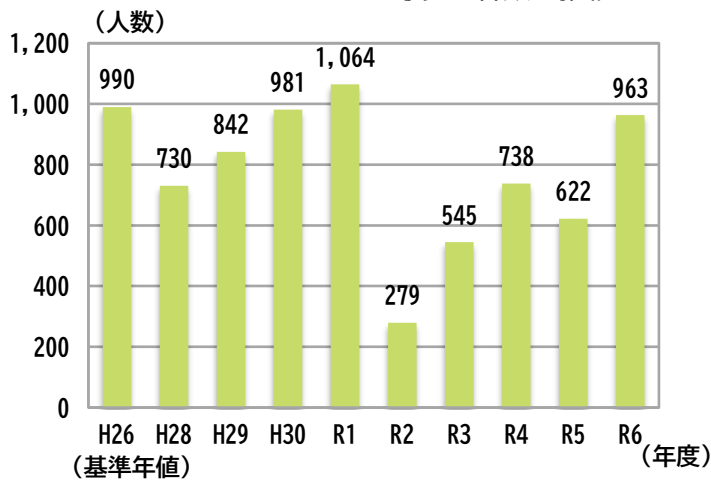


図2-6-2 環境登録団体数の推移

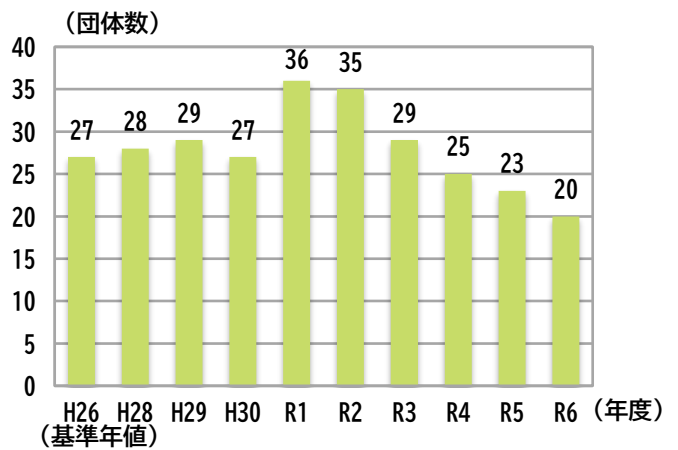


図2-6-3 環境学習講師派遣人数の推移

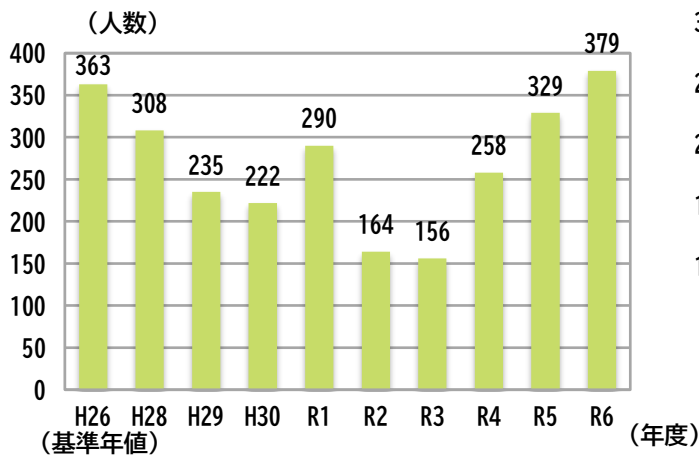
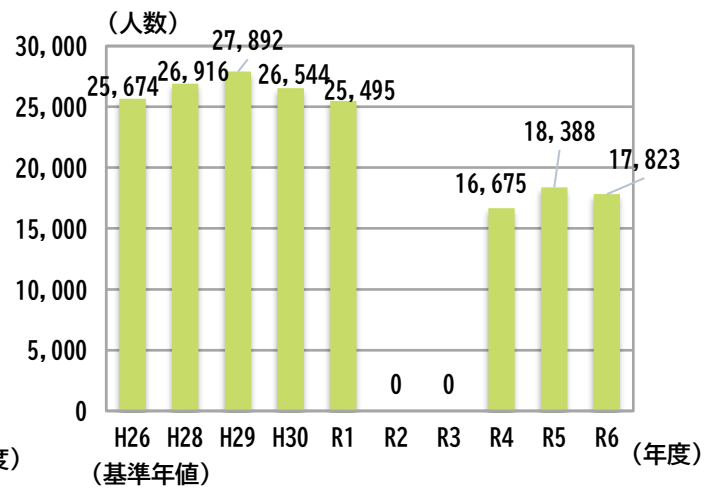


図2-6-4 全区民参加型環境保全キャンペーン参加者数の推移



《出前講座》

エコポリスセンター職員や環境団体等が区内保育園・幼稚園、小中学校、地域等へ出向き、出前講座を実施しています。出前講座で取り扱うテーマは地球温暖化やごみ問題、身近な生き物・自然環境など多岐に渡ります。

今後も、各教育施設や地域等の要望に基づき講師を派遣するとともに、地域に根差した環境学習の推進を行ってまいります。



■ 保育園への生き物に関する出前授業

2 環境施策の活動状況

(1) 環境保全活動への参加や協働を進める仕組みづくり



エコポリス板橋クリーン条例

迷惑喫煙防止のためボランティアからなる「板橋区喫煙マナーアップ推進員」制度を2005（平成17）年4月に創設しました。現在、45名（2025（令和7）年3月31日現在）の推進員が、各地域で、吸い殻の清掃活動などに積極的に取り組んでいます。

また、喫煙マナー指導員（区委託）による巡回パトロール時に「路上禁煙地区」内の定点におけるたばこのポイ捨て件数を調査しています。2024（令和6）年度実績は月平均630本でした。

「エコポリス板橋クリーン条例」は地域の環境美化活動の推進や区民の良好な生活環境を確保することを目的として、1998（平成10）年10月に制定しました。この条例では、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨てを禁

止するとともに、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙をしないよう努めることを規定しています。

また、条例では、乗降客の多い駅周辺等を「路上禁煙地区」に指定し、終日路上での喫煙を禁止しており、現在8地区（成増駅周辺、上板橋駅周辺、大山駅・区役所周辺、板橋駅・新板橋駅周辺、ときわ台駅周辺、高島平駅周辺、東武練馬駅周辺、志村坂上駅周辺）が対象となっています。

さらに、迷惑喫煙防止啓発のため、区内21の駅頭において区職員と推進員が協働で行う「駅頭キャンペーン」や、喫煙マナー指導員（区委託）による巡回パトロールなどを実施しています。



▶喫煙マナー指導員
（区委託職員）

◀喫煙マナーアップ推進員
（ボランティア）



関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
喫煙マナーアップ推進員人数	157人	↗	48人	45人	後退
路上禁煙地区(8地区)内の定点におけるたばこのポイ捨て月平均本数※	1,300本/月	↘	647本/月	630本/月	進展

※ 基本目標4「快適で健康に暮らせる生活環境の実現」の環境施策2「潤いのある景観や美しい街並みの保全」の指標であるが、「エコポリス板橋クリーン条例」に関する取組としてまとめて表記する。

今後の対策：様々な媒体を用いて積極的な事業の啓発に努めていきます。

関連するホームページ
（エコポリス板橋クリーン条例）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006099.html>

エコポリス板橋環境行動会議

板橋区は、2001（平成13）年10月、「エコポリス板橋」実現のため、住民による任意の環境活動が、組織的な連携の場所を持つことにより一層活発化することをめざし、「エコポリス板橋環境行動会議」を設立しました。会議は、学識経験者、団体、地区環境行動委員会からそれぞれ推薦のあった方、区職員で構成されています。

「エコポリス板橋環境行動会議」は、委員相互の緊密な連携のもとに、広く区民等に対して、環境保全・環境美化に関する普及啓発、環境情報の提供などを行います。

関連するホームページ
(エコポリス板橋環境行動会議)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006102.html>

2024（令和6）年度の活動方針は以下のとおりです。

- ① 地域清掃及び環境美化の推進
(春・秋の板橋クリーン作戦)
- ② ごみのポイ捨て防止の推進
(ポイ捨て防止キャンペーン)
- ③ 地球温暖化対策への取組
(CO₂削減区民運動「エコライフウィーク」)
- ④ 情勢に応じた、環境問題についての情報交換
- ⑤ 当会議の活動内容や環境情報の周知

また、「エコポリス板橋環境行動会議」では、区民の環境美化意識を高め、自主的な環境美化活動の輪を広げていくため、活動方針に基づき、全区的統一行動として事業計画を定めています。2024（令和6）年度の取組結果は表2-6-1のとおりです。

表2-6-1 区内統一行動と2024（令和6）年度の取組結果

全区的統一行動	2024（令和6）年度の取組結果
春の板橋クリーン作戦	(P73参照)
秋の板橋クリーン作戦	(P73参照)
ポイ捨て防止キャンペーン	(P74参照)
板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権	(P74参照)
打ち水重点啓発期間	7月15日から9月3日までの期間に、地球温暖化防止及びヒートアイランド緩和(※P94)のための活動の一環として打ち水の啓発を行いました。SNS等を活用し広く区民に呼びかけました。
CO ₂ 削減区民運動 (エコライフウィーク)	夏季・冬季に、エコアクション9(関連P76)の啓発を行いました。

エコポリス板橋環境活動大賞

エコポリス板橋環境活動大賞は、区民や団体、企業などの「エコライフスタイル」の支援、環境保全に関する意識の向上を通じて、環境戦略に基づく施策の総合化を推進することを目的とし、低炭素社会形成の推進や循環型社会の推進、環境保全活動等に積極的に取り組む方々に対し、表彰を行うものです。これは、従来の「板橋区環境保全賞」をリニューアルしたもので、2011（平成23）年度より実施しています。

2020（令和2）年度以降は、コロナ禍の影響等により、中止しています。



■エコポリス板橋環境活動大賞

関連するホームページ
(エコポリス板橋環境活動大賞)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/ecopolice/1006100.html>

区民団体における取組

エコポリスセンターでは、環境活動を行う個人・団体等の活動支援や、環境について行動できる人づくりに力を入れています。

2024（令和6）年度、ボランティアなどの協力を受け入れたエコポリスセンター事業数は158件でした。

区民団体の中には、事業の受託者や講師として活躍している団体もあります。ボランティアや講座等を通して、来館者との交流も深めています。今後も、ボランティアの活動機会を提供すると共に、継続的な人材の育成をめざしていきます。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和5年度	実績値 令和6年度	進捗度
ボランティアなどの協力を受入れたエコポリスセンター事業数※1	183 件	↗	175 件	158 件	後退
自主講座支援回数※2	2 回	↗	1 回	0 回	後退

※1 エコポリスセンターの事業のうち、ボランティアが協力した事業の件数を集計したもの

※2 団体が自主企画した講座をエコポリスセンターが支援した回数

関連するホームページ
(エコポリスセンター各種登録制度)

<https://itbs-ecopo.jp/various-application/>

《エコライフサポーター》

エコポリスセンターでは、登録制のボランティア制度を実施しており、登録された方は「エコライフサポーター」として、イベントや出前講座のサポートなど幅広い分野で活動しています。

今後も、区民の皆さんと協働で環境学習、環境啓発事業等を展開していきます。



■ イベントでのサポート

参考資料

1 板橋区の概況・年表

(1) 板橋区の概況

① 位置、面積、地形、河川

板橋区は、東京都23区の中で北西部に位置し、西から北にかけては白子川、荒川をはさみ埼玉県と対峙しています(図1)。

面積は、32.22km²で、23区中9番目の大きさとなっています。

地形は、平均海拔30m前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地により形成されています。この荒川を本谷として白子川、石神井川などの谷が走り、起伏に富んだ地形となっています。

河川は、北部に荒川、新河岸川、白子川が、中央部に石神井川が流れています(図2)。

② 道路・鉄道

区内の幹線道路は、放射状道路の中山道、川越街道をはじめとして、首都高速5号線が区を南北に通じ、環状7号線が東西に通っています。

また区内には、JR東北・上越新幹線、JR埼京線、東武東上線、都営地下鉄三田線、東京メトロ有楽町線・副都心線の各鉄道が走っています。

③ 人口

2026(令和8)年3月1日現在の板橋区の人口は約58万人、世帯数は約33万世帯となっています。

④ 産業

板橋区の工業は、出荷額で約3千9百億円(2024(令和6)年経済構造実態調査)となっており、東京都23区の中では2番目です。また、板橋区には多様な業種が混在していますが、出版・印刷・精密機械の集積が高く、都内にあって、化学・鉄鋼といった業種が見られるのが特徴の一つです。

現在、区内には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に基づき、認可工場が3,213件(2024(令和6)年3月末現在)あります。

⑤ 板橋区の変遷

板橋区が歴史にその名を登場させたのは、鎌倉時代といわれています。江戸時代には、板橋宿が中山道第一の宿場町として栄え、周辺部は穀倉地として江戸の発展を支えました。明治時代以降、鉄道の開通や水運の便等によって工場の進出が相次ぐとともに、関東大震災以降、住宅地としての開発も進みました。

戦後、高度経済成長期になると、板橋区の市街地化が急速に進み、現在では、徳丸や赤塚の一部を除き、ほぼ全域が市街地化されました。

図1 東京都23区分布図



図2 板橋区の概況図

(2) 公害・環境保全の歴史

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
1932 (昭7)		・板橋区誕生
1949 (昭24)	・東京都で全国初の工場公害防止条例制定	
1953 (昭28)	・水俣病患者はじめて発生	
1954 (昭29)	・東京都、騒音防止に関する条例制定	
1955 (昭30)	・東京都、ばい煙防止条例制定	
1957 (昭32)	・荻野医師「イタイイタイ病」鉍毒説発表	
1958 (昭33)	・江戸川本州製紙汚水事件 ・水質保全法、工場排水規制法制定	
1961 (昭36)	・四日市ぜんそく患者多発	
1962 (昭37)	・東京に光化学スモッグ連続発生し問題化 ・ばい煙規制法制定 ・石油供給量が石炭を上回る	
1964 (昭39)	・新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生	
1965 (昭40)		・23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置
1967 (昭42)	・公害対策基本法制定	
1968 (昭43)	・地下鉄6号線開通 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定	
1969 (昭44)	・東京都公害防止条例制定	・公害規制の事務委任を受け公害課設置
1970 (昭45)	・新宿区牛込柳町で鉛公害発生 ・光化学スモッグ被害初めて発生 ・水質汚濁防止法制定	
1971 (昭46)	・環境庁設置 ・PCBIによる環境汚染表面化 ・悪臭防止法制定	
1972 (昭47)	・国連人間環境会議ストックホルムで開催 ・自然環境保全法制定 ・東京における自然の保護と回復に関する条例制定	
1973 (昭48)	・昭和48年度自動車排出ガス規制告示 ・石油危機、物価高騰、物不足起きる	
1974 (昭49)	・酸性雨被害発生	
1975 (昭50)	・江東区、江戸川区を中心に六価クロム問題発生	・公害健康被害補償法により板橋区など19区が指定
1976 (昭51)	・振動規制法制定	・初の公害認定患者（10名）
1977 (昭52)		・首都高速5号線（Ⅱ期）が開通 ・三点比較式臭袋法による悪臭規制開始
1978 (昭53)	・二酸化窒素（NO ₂ ）環境基準改定	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足
1979 (昭54)	・東京の自動車300万台を突破	・板橋区検査センター完成、環境監視システム、公害分析室を設置
1980 (昭55)	・東京都環境影響評価条例制定	・公害苦情相談員制度開設
1982 (昭57)	・窒素酸化物総量規制の実施	
1983 (昭58)	・東京地域公害防止計画策定	
1984 (昭59)		・「板橋区基本構想」策定 ・高速王子線環境影響評価書案提出
1985 (昭60)		・「板橋区基本計画」スタート ・白子川汚濁対策協議会発足
1986 (昭61)		・「板橋50万人グリーンラブ計画」策定 ・建築環境部公害対策課発足
1987 (昭62)	・「東京都環境管理計画」策定	・板橋区快適環境懇談会設置
1988 (昭63)		・メタノール自動車導入 ・第一回石神井川フェスティバル開催 ・三園交差点立体化
1989 (平元)	・「東京都自動車公害防止計画」策定	・石神井川流域環境協議会発足
1990 (平2)		・環状8号線環境影響評価書案提出 ・メタノール自動車助成開始
1991 (平3)		・「板橋区快適環境ガイドライン」策定 ・環境保全課に課名変更 ・リサイクル推進課設置 ・高速中央新宿線環境影響評価書案提出

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
1992 (平4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車NOx法」制定 ・東京都地球環境保全行動計画の策定 ・ブラジルで地球サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に大型メタノールスタンド設置 ・「板橋区リサイクル条例」制定
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポリス板橋」環境都市宣言
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」閣議決定 ・東京都環境基本条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジェンダ21いたばし」策定 ・豊島地区清掃工場環境影響評価書案提出 ・熱帯環境植物館開設
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」(率先実行計画)閣議策定 ・「容器包装リサイクル法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンター開設 ・環境監視システムの更新
1996 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ・区内に急速充電スタンドを設置 ・環境情報表示板「かんきょうくん」を本庁舎一階に設置 ・区の標語「木も育つ ぼくらも育つ この地球」を本庁舎一階に設置
1997 (平9)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」成立 ・「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)」開催(京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁内環境管理・監査システム」構築 ・天然ガス自動車小型充填機を設置 ・第3次「板橋区リサイクル推進計画」策定 ・板橋区資源環境審議会設置 ・清掃事業移管担当副参事配置
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」成立 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃事業担当課設置
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」成立 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(PRTR法)」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポリス板橋クリーン条例」制定 ・ISO14001の認証取得 ・「板橋区環境基本計画」策定 ・「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」制定 ・太陽光発電システム・太陽熱温水器設置費助成制度の創設
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」成立及び循環関係6法の成立 ・「東京都公害防止条例」の改正により「都民の健康と安全の確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」に改名 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区環境白書の発行(第1回)「環境レポート1999」 ・「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「板橋区地球温暖化対策推進実行計画」策定 ・清掃事業の東京都から23区への事務移管に伴い、清掃事業課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、志村清掃業所設置
2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(PCB法)」成立 ・「自動車NOx、PM法」成立 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポリス板橋環境行動会議」設立 ・「板橋・環境創造講座」開講 ・ISO14001認証更新及び区内区立小・中学校・幼稚園に認証拡大
2002 (平14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然再生推進法」成立 ・ヨハネスブルグサミット開幕 ・地球温暖化対策推進大綱決定 ・「自動車リサイクル法」成立 ・「土壌汚染対策法」成立 ・東京都「地球温暖化阻止！東京作戦」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・区制施行70周年 ・区の鳥が「ハクセキレイ」に決定
2003 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)」成立 ・「循環型社会形成推進基本計画」決定 ・東京都「ディーゼル車規制」開始 ・家庭用パソコンのリサイクル開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコポリスセンターにおいて「グリーン電力証書システム」導入 ・ISO14001適用範囲を清掃事務所に認証拡大 ・本庁舎ESCO事業導入 ・「板橋区環境基本計画」の見直し開始
2004 (平16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヒートアイランド対策大綱」決定 ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」成立 ・「産業廃棄物不法投棄ホットライン」設置 ・「景観法」成立 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」成立 ・「大気汚染防止法」改正(VOC規制導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区が「地球環境大賞 優秀環境自治体賞」受賞 ・路上禁煙地区を決定(成増駅周辺、上板橋駅周辺、大山駅・区役所周辺) ・板橋第七小学校が「緑のカーテン」で「地球温暖化防止活動環境大臣賞」受賞

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」発効 ・「京都議定書目標達成計画」策定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」改正 ・「東京都環境確保条例」改正(「エネルギー環境画書」「省エネラベリング制度」創設等) ・「東京都廃棄物条例」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「YUMEパーク大和町」オープン ・喫煙マナーアップ推進員制度創設 ・アスベスト総合対策を決定 ・板橋エコアクション(IEA)創設 ・路上禁煙地区の追加決定(板橋・新板橋駅周辺、ときわ台駅周辺、高島平駅周辺) ・「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」策定 ・「板橋区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・ISO14001の規格改訂に伴い、板橋区環境マネジメントシステムを新規格に適合するよう改訂 ・熱帯環境植物館に指定管理者制度を導入 ・リサイクル推進課と清掃事業課が清掃リサイクル課に再編成
2006 (平18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次環境基本計画」策定 ・アスベストを0.1%を超えて含有する全ての物の製造・輸入・譲渡・提供・使用が中止 ・環状8号線開通 ・東京都「10年後の東京」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ開設 ・路上禁煙地区の追加決定(東武練馬駅周辺) ・ペットボトルモデル回収開始 ・粗大ごみ日曜収集・持込制度開始 ・地下水及び湧水保全条例制定 ・「板橋区環境読本」発刊
2007 (平19)	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀環境立国戦略」策定 ・「東京都気候変動対策方針」策定 ・東京都「緑の東京10年プロジェクト」基本方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・坂本区長就任 ・「板橋区環境教育推進プラン」策定 ・サーマルリサイクルモデル収集開始 ・ペットボトル回収を区内全域の集積所で開始
2008 (平20)	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正 ・「東京都環境確保条例」改正 ・G8北海道洞爺湖サミット開催 ・「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いたばしNo.1実現プラン」策定 ・サーマルリサイクル本格実施 ・ごみ処理手数料の改定 ・粗大ごみ収集日を毎日に変更 ・ごみ収集日・粗大ごみ収集状況のEメールでの通知開始 ・「赤塚不動の滝と周辺地域」「志村城山公園と市周辺地域」を湧水保全地域に指定 ・「板橋区環境教育ハンドブック」作成
2009 (平21)	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」改正 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」改正 ・太陽光発電の固定価格買取制度開始 ・「国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)」開催(コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区が「循環・共生・参加まちづくり表彰環境大臣賞」受賞 ・「板橋区環境基本計画(第二次)」策定 ・板橋区環境教育テキスト「未来へ」作成 ・路上禁煙地区の追加決定(志村坂上駅周辺) ・第二回全国緑のカーテンフォーラム開催 ・ICLEI世界大会に参加
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正省エネ法の完全施行 ・「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 ・「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催(名古屋) ・「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)」開催(カンクン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤塚城址及び区立赤塚植物園周辺地域」を湧水保全地域に指定 ・改正省エネ法に対応したISO14001の改正
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東北地方太平洋沖地震」発生 ・福島第一原子力発電所事故(レベル7)発生 ・「電気事業法第27条」等による電気の使用制限や節電への取組 ・「国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP17)」開催(ダーバン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区緑の基本計画「いたばしグリーンプラン2020」を策定 ・「板橋かたつむり運動」の開始 ・区関連施設において空間放射線量測定を開始 ・区関連施設における節電や輪番休業の実施 ・文化会館・上板橋体育館ESCO事業導入
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」閣議決定 ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 ・「国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)」開催(ドーハ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区制施行80周年 ・エコポリスセンターに指定管理者制度を導入 ・スマートコミュニティ研究会へ参加 ・ICLEI「地球の気候変動適応策推進に向けた日米政策対話」事業に参加 ・教育科学館・大原社会教育会館ESCO事業導入 ・環境課に課名変更、環境戦略担当課長配置
2013 (平25)	<ul style="list-style-type: none"> ・「小型家電リサイクル法」施行 ・「国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)」開催(ワルシャワ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のカーテンハンドブック」発行 ・「板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定 ・環境戦略担当課を設置 ・スマートシティ検討調査事業を実施 ・「建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」策定 ・「使用済小型家電」拠点回収の開始

暦年	環境に関連する出来事	板橋区の出来事
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> 「災害廃棄物対策指針」策定 「水循環基本法」、「雨水利用促進法」制定 「エネルギー基本計画」閣議決定 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告 	<ul style="list-style-type: none"> 「板橋区スマートシティ検討調査報告書」策定 デマンドレスポンス事業の導入 (板橋区保健所・板橋健康福祉センター・リサイクルプラザ)
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀汚染防止法」制定 「建築物エネルギー消費性能向上法」制定 政府が2030年の「Eレキ-ミックス(電源構成)」決定 政府が温室効果ガスの削減目標を含む「約束草案」決定 「廃棄物処理法」および「災害対策基本法」改正 「気候変動影響適応計画」策定 「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21)」開催(パリ)、「パリ協定」採択 国連主催の「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(「持続可能な開発目標」(SDGs)) ISO14001の規格改定 	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎南館の竣工 「板橋区ハッピーロード大山商店街エネマネ事業化検討委員会」を実施 「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」施行 「行政財産の有効活用(屋根貸し)による太陽光発電事業」開始(リサイクルプラザ) 「区営高島平七丁目アパートスマート化事業」開始 「板橋区基本構想」策定
2016 (平28)	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動・経済社会戦略」発表 「労働安全衛生法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「板橋区基本計画2025」策定 「いたばしNo.1実現プラン2018」策定 「板橋区環境基本計画2025」策定 「板橋区環境教育推進プラン2025」策定
2017 (平29)	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀に関する水俣条約」発効 「長期低炭素ビジョン」策定 「土壌汚染対策法」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」策定 「板橋区スマートシティ推進方針」策定 不燃ごみ全量の資源化開始
2018 (平30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本法計画」策定 「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議 (COP24)」開催(ポーランド) 「気候変動適応法」成立 「第五次エネルギー基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動枠組条約第24回締約国会議 (COP24)参加 環境課、環境戦略担当課、清掃リサイクル課が環境政策課、資源循環推進課へ再編成 「いたばしグリーンプラン2025」策定
2019 (平31・令元)	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境保全部」改正 「プラスチック資源循環戦略」策定 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 「フロン排出抑制法」改正 G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行 「容器包装リサイクル法」関係省令改正 「国連気候変動枠組条約第25回締約国会議 (COP25)」開催(スペイン) 東京都「2050年ゼロエミッション東京の実現」を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 「いたばしNo.1実現プラン2021」策定 「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2021」策定
2020 (令2)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生 羽田空港 新飛行経路運用開始 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定 「大気汚染防止法」改正 プラスチック製レジ袋有料化開始 国「2050年カーボンニュートラル」宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「最上町産木材の利用と環境教育等の協働の推進に関する覚書」締結 「区有地を活用した電気自動車のカーシェアリング事業」開始
2021 (令3)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進法」改正 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (COP26)」開催(イギリス・2020年の延期) 	<ul style="list-style-type: none"> 「板橋区地球温暖化対策実行計画2025(区域施策編)」策定
2022 (令4)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連気候変動枠組条約第27回締約国会議 (COP27)」開催(エジプト) 「国際生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15)」開催(カナダ) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゼロカーボンいたばし2050」表明 「板橋区地球温暖化対策実行計画2025(事務事業編)」策定 SDGs未来都市に選定
2023 (令5)	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 「GX実現に向けた基本方針」閣議決定 「東京都生物多様性地域戦略」改定 「東京都環境基本計画」改定 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議 (COP28)」開催 (アラブ首長国連邦) 	
2024 (令6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連気候変動枠組条約第29回締約国会議 (COP29)」開催 (アゼルバイジャン) ・「第六次環境基本法計画」策定 	
2025 (令7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・「GX推進法」改正 	

2 用語解説

あ行

アスベスト (P56)

繊維状鉱物の総称。石綿。化学薬品に強く耐熱性や電気絶縁性が高いため、建築材料や自動車のクラッチ板など幅広く使用されている。長期間吸入すると肺ガンの原因となり、他の発ガン因子の作用を増強することが知られている。

いおう 硫黄酸化物 (P56)

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が、燃焼によって酸化され発生した物質。呼吸器を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎やぜん息性気管支炎を起こすといわれる。水に溶解すると硫酸や亜硫酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄については、環境基準が定められている。

雨水浸透ます (P45)

雨水を地中に浸透しやすくするために側面及び底面に穴をあけた「ます」。地下水を豊かにし、河川の浄化や湧水の保全を図ることを目的としている。

エコポリス板橋 (P1)

環境に配慮した「環境保全型都市」。「エコロジカル(生態系)」と「ポリス(都市)」の合成語。板橋区では、1993(平成5)年4月に人と環境が共生する都市をめざし、「エコポリス板橋」環境都市宣言を行った。

エコポリス板橋地区環境行動委員会 (P29)

板橋区各地域センターの所管区域を単位とし、地域内の事業所、商店及び個人などで構成される環境行動組織。地区における環境行動組織として、構成員間の情報交換や連絡調整を行って、地域の統一行動につなげている役割があります。(18地区委員会)

屋上緑化 (P42)

建物の屋上スペースに植栽すること。緑化と緑被面積の拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図れるほか、屋上緑化による断熱効果で冷房用電力の省エネ効果がある。

温室効果ガス (P12)

太陽光を吸収して加熱された地表面から放射される赤外線を吸収するガス。吸収された熱の一部は大気の外に放出され、残りは地表面に放出される。地表面に放出された熱は地表面を加熱するため地表面温度はより高くなり、これを温室効果という。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄がある。

か行

環境基本計画 (P1)

環境基本法に基づき、国や地方自治体が当該地域の環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な方針を定めるもの。

区では、1999(平成11)年3月に第一次計画、2009(平成21)年3月に第二次計画を策定し、第三次計画となる「板橋区環境基本計画2025」を2016(平成28)年3月に策定した。(参考 P97「板橋区環境基本計画の変遷」)

環境マネジメントシステム (P15)

自治体や企業などの事業組織が、事業活動で生じる環境への影響を自主的・継続的に改善するための仕組み。国際的な規格として「ISO14001」、環境省による中小事業者向けの支援ツールとして「エコアクション21」、板橋区による事業者向け支援ツールとして「板橋エコアクション」がある。

グリーン購入 (P16)

物品やサービスを購入するにあたって、環境に配慮したものを優先的に選択すること。2000(平成12)年にグリーン購入法が成立し、国や地方自治体にグリーン購入の取組が義務付けられた。

さ行

指定低公害車 (P21)

低公害車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車について、九都府市低公害車指定制度により指定されたもの。

臭気指数 (P62)

気体又は水に係る悪臭の程度に関する値。気体の臭気指数の測定法の一つが三比較式臭袋法で、複合臭に的確に対応でき、住民の悪臭の被害感とも一致する測定結果が得られやすい

重油 (P56)

石油の一種。原油を蒸留してガソリン、灯油、軽油などの留分を除いたあとの残油。ガソリン、灯油、軽油より沸点が高く、重粘質。粘度によりA重油、B重油、C重油に分類され、さらにA重油は硫黄分により1号、2号に分類される。

循環型社会 (P28)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

使用済小型家電 (P34)

家庭で使用する携帯電話やデジタルカメラなど、「使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の対象となる28品目。

スマートシティ (P24)

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

スラグ (P35)

家庭から出るごみを焼却炉で燃やした灰をさらに溶融炉で約1400℃の高温で溶融した結果、生成されるガラス質の固化物。スラグは砂の代替材料として使うことができるので、インターロッキングブロックや道路のアスファルト舗装材などの建設資材等への利用が進められている。

た行

第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質)(P64)

化学物質排出把握管理促進法上でPRTTR制度の対象となる化学物質。人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、計462物質が指定されている。そのうち、人に対する発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖発生毒性が認められる「特定第一種指定化学物質」として石綿、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物等15物質が指定されている。

ターゲット12.3 (P30)

SDGsの目標「12: つくる責任 使う責任」に紐づく達成基準の一つ。「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」とされる。

タラノア対話 (P24)

タラノアとは、COP23の議長国であるフィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味する。タラノア対話は世界全体の温室効果ガス排出削減の取組状況を確認し、目標達成に向けた取組意欲の向上をめざすもの。政府、企業、自治体、研究機関、NGOなど、あらゆる主体が参加して実施される。

窒素酸化物 (P21)

石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場・ビル・自動車などから排出される大気汚染物質。ほとんどが一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)。水に溶けると硝酸や亜硝酸となり、酸性雨の原因物質の一つとなる。環境基準が定められているのは、二酸化窒素である。

低公害車 (P21)

ガソリン自動車やディーゼル自動車に比較して、排出ガス中の環境負荷物質(窒素酸化物、浮遊粒子

状物質、黒煙など)や騒音・振動等の公害の発生を抑えた、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などのこと。大気汚染物質の排出が少ないなどの利点はあるが、価格が高い、インフラ整備が必要などの課題がある。

脱炭素社会 (P1)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量ゼロをめざす社会・経済のこと。

等価騒音レベル(L_{Aeq}) (P61)

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗の音圧を与える連続定常音の騒音レベルで単位はdB(デシベル)である。これは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をデシベルで表示するもので、変動する騒音を安定的に表現でき、かつ、人間がどの程度曝露されたかを表現する上で優れている。

土壌汚染 (P63)

有害物質等が水や大気を通じて又は直接土壌に浸透し生じる汚染で、いったん生じてしまうと汚染は容易に解消しないため、汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要である。

は行

ハイブリッド自動車 (P21)

2種類の動力源を組み合わせる自動車。内燃エンジンと電気モーターを組み合わせた電気・ガソリンハイブリッド車が代表的。排ガスやCO₂排出量を従来のガソリン車より大幅に削減することが可能で、燃費もよい。

光触媒 (P54)

光(紫外線)を吸収することにより反応を促進するもので、触媒自体は反応の前後で変化しない。環境浄化アイテムとして二酸化チタンの光触媒製品が関心を集めている。

ヒートアイランド (P86)

冷房などの人口排熱や、アスファルトなどの放射熱が大量に放出され、都市部の平均気温が周囲に比較して高くなる現象。等温線が島のような形になるためヒートアイランド(熱の島)といわれる。温室効果ガスの増加により起こる地球温暖化とは別の仕組みによるものだが、化石燃料の大量消費が原因という点では同じ。緩和のためには、建物等からの排熱低減・緑地などの自然被覆を増加させる・空気の流れが生じやすい道路や建物の配置の工夫などが求められる。

ビオトープ (P79)

生物生息空間。ドイツ生まれの概念でBio(生物)とTope(場)の合成語。環境条件を整えて生態系ネットワークを再生し、生き物たちが自立できる空間を作ることが必要。

ポルトランドセメント (P35)

国内で消費されるセメントの約70%を占める最も一般的で汎用性の高いセメント。石灰岩、粘土、けい石、鉄原料、石こうを原料とする。

ま行

水循環 (P45)

地球上の水が、降水、蒸発散、流出、貯留という現象を基本要素として地球上を循環する現象で、その経路や基本要素の種類は様々である。大きく分けて大気・陸地・海域の三つの系を連続して循環し、さらにその系ごとにより小さな水循環が起こっている。

緑のカーテン (P14)

つる性の植物で窓の外や建物の壁面を覆う自然のカーテン。夏の強い日差しを遮る効果や、葉の蒸散作用により気温の上昇を抑制する効果がある。ヒートアイランド対策に効果的とされる。植物の種類には、収穫用としてはヘチマ、ゴーヤ、キュウリ等、観賞用としてはアサガオ、フウセンカズラ等がある。

や行

湧水 (P47)

地下水が自然に湧き出した水を湧水といい、湧き水のある場所を湧泉という。東京の湧水は、湧出の形態から大きくみると、台地の崖の部分から湧出する崖線タイプと台地上の谷地形のところから湧出する谷頭タイプに分けられる。

要請限度 (P58)

自動車排ガスによる大気汚染並びに自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準。

用途地域 (P66)

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態などについて制限を定めた区域。種類は、住居系、商業系、工業系などの土地利用による13種類がある。

ら行

リターナブルびん (P38)

一升びんやビールびん、牛乳びんなど、繰り返し使用されるガラスびん。小売店を通して回収された後、飲料メーカーで洗浄され、中身を詰めて繰り返し使用される。

アルファベット

COP (P24)

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などのガス削減について、国際的に取り組むことを定めた「地球温暖化防止条約（気候変動に関する国際連合枠組み条約）」の締約国会議（Conference of the Parties）。1995（平成7）年の第1回会議（COP1、ベルリン）以来、毎年開催されている。2015（平成27）年フランスのパリで開催されたCOP21では、2020（令和2）年以降の新たな枠組み（パリ協定）が採択された。2024（令和6）年にはアゼルバイジャン・バクーにてCOP29が開催された。

ESD (P79)

“Education for Sustainable Development”（持続可能な開発のための教育）の略。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。

ICLEI (イクレイ) (P24)

持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会で構成された国際的な連合組織。1990（平成2）年に43カ国200以上の地方自治体が集まり、ニューヨークの国際連合で行われた「持続可能な未来のための自治体世界会議」で、International Council for Local Environmental Initiatives（国際環境自治体協議会）という名称で誕生しました。地域レベルでの持続可能な開発を推進するにあたって、人材を養成し、知識を共有し、自治体を支援するために技術コンサルタント、トレーニング、情報サービスを提供する。

ICT (P1)

“Information and Communication Technology”（情報通信技術）の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

ISO14001 (P15)

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。

PRTR法 (P64)

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、把握・集計し、公表する仕組み。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を把握し、行政機関に年に一回報告する。

SDGs（持続可能な開発目標） (P9)

Sustainable Development Goalsの略。SDGsは

2030（令和12）年までに持続可能な世界を実現するために国連によって定められた開発目標で、飢餓の根絶や気候変動への対応などの17の目標（ゴール）から構成される。2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された先進国を含む全ての国々の共通目標。

3R（P28）

リデュース（reduce：ごみになるものを減らす）、リユース（reuse：使い捨てにせず何度も使う）、リサイクル（recycle：再生し、活用する）の頭文字をとった言葉。これにリフーズ（refuse：いらぬものを断る）を加えて4R、さらにリペア（repair：ものを修理して使う）を加えて5Rということもある。

水質調査測定項目の概要（関連P46）

- ◆ 透視度：透明さの程度を表す。ガラス管状の透視度計に水を入れ、底部の標識が上から見える水層の高さを、（cm）または（度）で表す。
- ◆ 水素イオン濃度（pH）：液体が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す数値で、0（強酸性）から14（強アルカリ性）まであり、pH7が中性。
- ◆ 生物学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物（汚れ）を分解するために必要とする酸素の量で、水質汚濁の重要な指標の一つ。数値が高いほど汚れている。BODは微生物が汚れを分解するのに必要とする酸素の量で表し、CODは化学薬品（過マンガン酸カリウム）で汚れを分解するときに必要な酸素の量。一般に水道水源は、BOD3mg/ℓ以下、魚の生息には5mg/ℓ以下とされている。
- ◆ 溶存酸素量（DO）：水中に溶けている酸素の量。酸素のない河川は死んだ河川で、魚などは生息できません。魚の生息には5mg/ℓ以上が望ましいとされる。
- ◆ 浮遊物質（SS）：水中に浮遊している水に溶けない物質の量。川底にヘドロとなってたまる。
- ◆ 全窒素と全リン：リンと窒素はプランクトンや藻の栄養源になる。東京湾のような閉鎖性水域では、川から流れ込んだリン、窒素によりプランクトンが異常増殖し、赤潮の原因となる。リン、窒素は人のし尿、生ごみ、生活排水、食品工場などの排水に含まれ、下水処理でもあまり除去できない。
- ◆ 重金属類：比重が4～5以上の金属の総称。水銀、カドミウム、亜鉛、銅、クロムなどがあり、これらの大気、水質、土壌、食品などへの汚染を一般に重金属汚染という。重金属の多くは、生体内に蓄積されやすく、微量でも長時間吸入することによって、慢性的な影響が現れる。

大気汚染監視測定項目の概要（関連P53）

- ◆ 二酸化窒素：窒素酸化物の一つである二酸化窒素（NO₂）は、ぜんそくなどの呼吸器系疾患や酸性雨の原因物質であり光化学オキシダントの生成にも関与する。
環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることである。
- ◆ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している微粒子で粒径が10μm（1μm=0.001mm）以下のものをいう。ディーゼル自動車から比較的多く排出され、工場や事業場からも排出される。呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれる有害物質による様々な影響が懸念されている。
環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間平均値が0.20mg/m³以下であることである。
- ◆ オキシダント：空気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成される。光化学スモッグの原因物質となり、濃度が高くなると眼、喉などの痛みを引き起こす。
環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であることである。
- ◆ 二酸化硫黄：主として重油や石炭などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して発生するガスで、主な発生源は工場からのばい煙や自動車の排出ガス。濃度が高くなると呼吸器を冒す。
環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であることである。
- ◆ 一酸化炭素：約9割が自動車から排出され、中毒症状になると、呼吸障害から死に至ることもある。
環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることである。
- ◆ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：2.5μm以下（μmは1/1000mm）の粒子のことで、非常に小さいため人が吸い込むと肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念される。発生源は工場・自動車などの排ガスや塗料・接着剤などからの揮発性のガス、土壌、海洋、火山、植物等の自然界を起源とするものもある。
環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値が35μg/m³以下であることである。

3 板橋区環境基本計画の変遷

板橋区環境基本計画は、1999（平成11）年3月に策定して以降、これまでに3回の見直しを図っています。各計画は、策定当時の環境課題や社会状況の変化を的確に捉え、課題の解決に結びつく施策を打ち出してきました。

■ 板橋区環境基本計画（第一次）：

1999（平成11）年3月策定

板橋区で最初に作られた環境基本計画で、従前の公害対策や自然保護といった問題に加え、都市・生活型公害や地球環境問題などの新たな課題にも対処するため策定されました。

■ 板橋区環境基本計画（改訂版）：

2005（平成17）年3月策定

第一次計画の策定から5年が経ち、深刻な地球温暖化の進行や有害化学物質による汚染の拡がり、廃棄物行政のシステム確立、清掃事業移管をはじめとする都区制度改革や地方分権の推進など、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変わったことから、第一次計画を見直し、「改訂版」を策定しました。

■ 板橋区環境基本計画（第二次）：

2009（平成21）年3月策定

地球温暖化問題に関する世界的な意識の高まりや、都市部を中心とするヒートアイランド問題の深刻化など、環境行政を取り巻く状況の変化を受け、改訂版の計画期間（～2008（平成20）年度）の満了とともに「第二次」計画を策定しました。

■ 板橋区環境基本計画2025（第三次）：

2016（平成28）年3月策定

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災によるエネルギー消費の見直しや、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした新技術の導入、COP21における「パリ協定」を踏まえ、第二次計画の計画期間（～2015（平成27）年度）満了とともに「第三次」計画を策定しました。

テ レ フォ ン ガ イ ド

※2026（令和8）年3月31日まで

●環境白書の編集について	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●環境基本計画について	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●地球温暖化対策について	環境政策課 脱炭素社会推進係 03(3579)2622
●環境マネジメントシステムについて	環境政策課 スマートシティ・環境政策係 03(3579)2591
●板橋エコアクションについて	環境政策課 脱炭素社会推進係 03(3579)2622
●LED街灯について	工事設計課 施設設計係 03(3579)2544
●自転車通行空間整備について	土木計画・交通安全課 土木計画係 03(3579)2296
●資源・ごみの分別、出し方について	資源循環推進課 管理係 03(3579)2217
	板橋東清掃事務所 03(3969)3721
	板橋西清掃事務所 03(3936)7441
●再生家具の販売、多目的室の貸出、 講座の実施について	リサイクルプラザ 03(3558)5374
●農地・区民農園等について	赤塚支所 都市農業係 03(3938)5114
●カラスの相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●アライグマ・ハクビシンの 相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●水環境について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●熱帯環境植物館について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●公園における地域連携について	南部土木サービスセンター 03(3579)2532
	北部土木サービスセンター 03(5398)1259
●大気環境について	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●放射線対策について (測定機器(簡易型)の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594

●工場・事業所の環境対策について (土壌汚染・悪臭対策、工場・指定 作業場の諸届け、工場・建設工場等 の苦情・相談、近隣公害についての 苦情・相談、アスベストに関するの 苦情・相談、騒音計の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●環境学習・緑のカーテンについて	エコポリスセンター 03(5970)5001
●保幼小中一貫環境教育カリキュラム について	指導室 指導主事 03(3579)2643
●都市景観について	都市計画課 都市景観係 03(3579)2549
●環境美化について	資源循環推進課 資源循環協働係 03(3579)2258

テレフォングイド

※2026（令和8）年4月1日より

●環境白書の編集について	環境政策課 環境政策係 03(3579)2591
●環境基本計画について	環境政策課 環境政策係 03(3579)2591
●地球温暖化対策について	環境政策課 ゼロカーボン推進係 03(3579)2622
●環境マネジメントシステムについて	環境政策課 ゼロカーボン推進係 03(3579)2622
●板橋エコアクションについて	環境政策課 ゼロカーボン推進係 03(3579)2622
●LED街灯について	工事設計課 施設設計係 03(3579)2544
●自転車通行空間整備について	土木計画・交通安全課 土木計画係 03(3579)2296
●資源・ごみの分別、出し方について	資源循環推進課 管理係 03(3579)2217
	板橋東清掃事務所 03(3969)3721
	板橋西清掃事務所 03(3936)7441
●再生家具の販売、多目的室の貸出、講座の実施について	リサイクルプラザ 03(3558)5374
●農地・区民農園等について	赤塚支所 都市農業係 03(3938)5114
●カラスの相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●アライグマ・ハクビシンの相談について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●水環境について	環境政策課 自然環境保全係 03(3579)2593
●熱帯環境植物館について	環境政策課 環境教育係 03(3579)2233
●公園における地域連携について	南部土木サービスセンター 03(3579)2532
	北部土木サービスセンター 03(5398)1259
●大気環境について	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●放射線対策について (測定機器(簡易型)の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594

●工場・事業所の環境対策について (土壌汚染・悪臭対策、工場・指定 作業場の諸届け、工場・建設工場等 の苦情・相談、近隣公害についての 苦情・相談、アスベストに関するの 苦情・相談、騒音計の貸し出し)	環境政策課 生活環境保全係 03(3579)2594
●環境学習・緑のカーテンについて	エコポリスセンター 03(5970)5001
●保幼小中一貫環境教育カリキュラム について	指導室 指導主事 03(3579)2643
●都市景観について	都市計画課 都市景観係 03(3579)2549
●環境美化について	資源循環推進課 資源循環協働係 03(3579)2258

板橋区環境白書について、ご意見・ご要望をお寄せください

令和7年度板橋区環境白書について、ご意見やご要望、ご感想等がございましたら、板橋区資源環境部環境政策課までお寄せください。今後の参考にさせていただきます。

※こちらのページをそのまま下記までお送りいただくか、ページ下部に記載の二次元コードからご意見をお寄せください。

板橋区 資源環境部 環境政策課 環境政策係 宛
F A X 03-3579-2249
E-mail s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp
住 所 〒173-8501
東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所本庁舎北館7階

板橋区環境白書についてのアンケートにご協力ください

1 板橋区環境白書について、どこでお知りになりましたか。

板橋区ホームページ・広報いたばし
・その他（ ）

2 どのようにお感じになりましたか。

とてもわかりやすい・わかりやすい・どちらともいえない
・わかりにくい・とてもわかりにくい

3 2のようにお感じになった理由をお聞かせください。

()

4 どの記載事項についてご興味がありますか。

()

5 お気づきの点やご意見・ご感想をお聞かせください。

()



◀ こちらの二次元コードからもご回答いただけます。



板橋区環境政策課 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL03-3579-2591 FAX03-3579-2249 刊行物番号 R07 - 162

板橋区環境白書は古紙パルプ配合率 80%以上再生紙を使用しています。